

平成 28 年度
民間事業者における内部通報制度の実態調査
報告書

消費者庁

目 次

I	調査の概要	1
	1. 調査目的	1
	2. 主な調査項目	1
	3. 調査対象	1
	4. 調査実施概要	2
	5. 回答事業者の属性	2
	6. 委託先	4
II	調査結果	6
	1. 法及びガイドラインの認知状況	6
	2. 内部通報制度の導入状況	11
	3. 通報窓口の設置状況	28
	4. 内部通報制度の信頼性・安心感向上のための方策	34
	5. 通報者の範囲	36
	6. 通報対象事実の範囲	39
	7. 内部通報制度の周知活動・外部の利害関係者に対する情報開示	41
	8. 通報窓口に寄せられた通報件数等	44
	9. 通報窓口に寄せられた通報の内容等	47
	10. 運用上の課題や実務上の負担	52
	11. 通報窓口を設置したことによる効果	55
	12. 社内の不正発見の端緒	58
	13. 公益通報者保護制度の実効性を向上させるために必要な措置	60
	14. 公益通報者保護制度浸透のために政府・行政機関が強化すべき取り組み	63
	【その他参考】	65
	1. 顧問弁護士を公益通報の窓口にすることについて	65
	2. 取引先における内部通報制度の整備・運用	66
	3. 法及びガイドラインの認知度(平成 24 年度調査との比較)	69
	4. 内部通報制度の導入状況(平成 24 年度調査との比較)	71
III	調査票	73

目 次（詳細版）

I	調査の概要	1
1.	調査目的	1
2.	主な調査項目	1
3.	調査対象	1
4.	調査実施概要	2
5.	回答事業者の属性	2
6.	委託先	4
II	調査結果	6
1.	法及びガイドラインの認知状況	6
(1)	法及びガイドラインの認知度（問1）	6
図表 1	法及びガイドラインの認知度（単一回答）／全体、従業員数別	6
図表 2	法及びガイドラインの認知度（単一回答）／業種別	7
(2)	法及びガイドラインの認知媒体（問2）	8
図表 3	法及びガイドラインの認知媒体（複数回答）／全体	8
図表 4	法及びガイドラインの認知媒体（複数回答）／従業員数別	9
図表 5	法及びガイドラインの認知媒体（複数回答）／業種別	9
図表 6	法及びガイドラインの認知媒体（複数回答）／法及びガイドラインの認知度別	10
2.	内部通報制度の導入状況	11
(1)	内部通報制度の導入の有無（問3）	11
図表 7	内部通報制度の導入の有無（単一回答）／全体、従業員数別	11
図表 8	内部通報制度の導入の有無（単一回答）／業種別	12
(2)	内部通報制度の導入時期（問3-2）	13
図表 9	内部通報制度の導入時期（単一回答）／全体、従業員数別	13
図表 10	内部通報制度の導入時期（単一回答）／業種別	14
(3)	内部通報制度を導入した目的・理由（問3-1）	15
図表 11	内部通報制度を導入した目的・理由（複数回答）／全体	15
図表 12	内部通報制度を導入した目的・理由（複数回答）／従業員数別	16
図表 13	内部通報制度を導入した目的・理由（複数回答）／業種別	16
(4)	内部通報制度を導入していない理由（問3-5）	17
図表 14	内部通報制度を導入していない理由（複数回答）／全体	17
図表 15	内部通報制度を導入していない理由（複数回答）／従業員数別	18
(5)	内部通報制度を導入するインセンティブ（導入するメリット）（問3-5-1）	19
図表 16	内部通報制度を導入するインセンティブ（導入するメリット）（複数回答）／全体	19
図表 17	内部通報制度を導入するインセンティブ（導入するメリット）（複数回答）／従業員数別	19
図表 18	内部通報制度を導入するインセンティブ（導入するメリット）（複数回答）／業種別	20

（６）内部通報制度の導入検討に必要な情報（問３－６）	21
図表 19 内部通報制度の導入検討に必要な情報（複数回答）／全体	21
図表 20 内部通報制度の導入検討に必要な情報（複数回答）／従業員数別	22
図表 21 内部通報制度の導入検討に必要な情報（複数回答）／法及びガイドラインの認知度別	22
（７）内部規程の整備状況（問３－３）	23
図表 22 内部規程の整備状況（単一回答）／全体、従業員数別	23
（８）内部規程の内容（問３－４）	24
図表 23 内部規程の内容（複数回答）／全体	24
図表 24 内部規程の内容（複数回答）／従業員数別	25
図表 25 内部規程の内容（複数回答）／業種別	25
図表 26 内部規程の内容（複数回答）／法及びガイドラインの認知度別	26
（９）内部通報制度の責任者（問４）	27
図表 27 内部通報制度の責任者（単一回答）／全体、従業員数別	27
３．通報窓口の設置状況	28
（１）通報窓口の設置場所（問５）	28
図表 28 通報窓口の設置場所（単一回答）／全体、従業員数別	28
（２）社内通報窓口の設置部門（問５－１）	29
図表 29 社内の通報窓口の設置部門（複数回答）／全体	29
図表 30 社内の通報窓口の設置部門（複数回答）／従業員数別	30
図表 31 社内の通報窓口の設置部門（複数回答）／通報窓口の設置場所別	30
（３）社外通報窓口の設置場所（問５－４）	31
図表 32 社外の通報窓口の設置場所（複数回答）／全体	31
図表 33 社外の通報窓口の設置場所（複数回答）／従業員数別	31
（４）社外通報窓口の設置理由（問５－３）	32
図表 34 社外通報窓口の設置理由（複数回答）／全体	32
図表 35 社外通報窓口の設置理由（複数回答）／従業員数別	32
（５）社外に通報窓口を設置していない理由（問５－５）	33
図表 36 社外に通報窓口を設置していない理由（複数回答）／全体	33
４．内部通報制度の信頼性・安心感向上のための方策（問５－２）	34
図表 37 内部通報制度の信頼性・安心感向上のための方策（複数回答）／全体	34
図表 38 内部通報制度の信頼性・安心感向上のための方策（複数回答）／従業員数別	35
５．通報者の範囲	36
（１）対象とする通報者の範囲（問６）	36
図表 39 対象とする通報者の範囲（複数回答）／全体	36
図表 40 対象とする通報者の範囲（複数回答）／従業員数別	37
図表 41 対象とする通報者の範囲（複数回答）／法及びガイドラインの認知度別	37
（２）匿名による通報の受付状況（問 11）	38
図表 42 匿名による通報の受付状況（単一回答）／全体、従業員数別	38
６．通報対象事実の範囲（問 7）	39

図表 43 通報対象事実の範囲（複数回答）／全体	39
図表 44 通報対象事実の範囲（複数回答）／従業員数別	40
図表 45 通報対象事実の範囲（複数回答）／法及びガイドラインの認知度別	40
7. 内部通報制度の周知活動・外部の利害関係者に対する情報開示	41
（1）内部通報制度の周知活動（問 9）	41
図表 46 内部通報制度の周知活動（複数回答）／全体	41
図表 47 内部通報制度の周知活動（複数回答）／従業員数別	41
（2）外部の利害関係者に対する情報開示（問 10）	42
図表 48 外部の利害関係者に対する情報開示（複数回答）／全体	42
図表 49 外部の利害関係者に対する情報開示（複数回答）／従業員数別	43
8. 通報窓口に寄せられた通報件数等	44
（1）過去 1 年間に通報窓口に寄せられた内部通報件数（社内外合計）（問 12）	44
図表 50 過去 1 年間に通報窓口に寄せられた内部通報件数（社内外合計）（単一回答）／全体、従業員数別	44
（2）過去 1 年間に社外通報窓口に寄せられた内部通報件数（問 13）	45
図表 51 過去 1 年間に通報窓口に寄せられた通報件数（社外）（単一回答）／全体、従業員数別	45
（3）過去 1 年間に通報窓口に通報を寄せた者の雇用形態（問 14）	46
図表 52 過去 1 年間に通報窓口に通報を寄せた者の雇用形態（複数回答）／全体	46
9. 通報窓口に寄せられた通報の内容等	47
（1）通報窓口に寄せられた通報の内容（問 16）	47
図表 53 通報窓口に寄せられた通報の内容（複数回答）／全体	47
図表 54 通報窓口に寄せられた通報の内容（複数回答）／従業員数別	48
図表 55 通報窓口に寄せられた通報の内容（複数回答）／業種別	48
（2）通報窓口に寄せられた通報と関係する法令違反（問 17）	49
図表 56 通報窓口に寄せられた通報と関係する法令違反（単一回答）／全体、従業員数別	49
（3）通報窓口に通報が寄せられるタイミング（問 18）	50
図表 57 通報窓口に通報が寄せられるタイミング（単一回答）／全体、従業員数別	50
（4）通報窓口に情報が寄せられても調査を行わないケース（問 8）	51
図表 58 通報窓口に情報が寄せられても調査を行わないケース（複数回答）／全体	51
図表 59 通報窓口に情報が寄せられても調査を行わないケース（複数回答）／従業員数別	51
10. 運用上の課題や実務上の負担（問 19）	52
図表 60 運用上の課題や実務上の負担（複数回答）／全体	52
図表 61 運用上の課題や実務上の負担（複数回答）／従業員数別	53
図表 62 運用上の課題や実務上の負担（複数回答）／通報窓口の設置場所別	54
11. 通報窓口を設置したことによる効果（問 20）	55
図表 63 通報窓口を設置したことによる効果（複数回答）／全体	55
図表 64 通報窓口を設置したことによる効果（複数回答）／従業員数別	56
図表 65 通報窓口を設置したことによる効果（複数回答）／通報窓口の設置場所別	57
12. 社内の不正発見の端緒（問 21）	58
図表 66 社内の不正発見の端緒（複数回答）／全体	58
図表 67 社内の不正発見の端緒（複数回答）／従業員数別	58

図表 68 社内不正見の端緒（複数回答）／法及びガイドラインの認知度別	59
13. 公益通報者保護制度の実効性を向上させるために必要な措置（問 23）	60
図表 69 公益通報者保護制度の実効性を向上させるために必要な措置（複数回答）／全体	60
図表 70 公益通報者保護制度の実効性を向上させるために必要な措置（複数回答）／従業員数別	61
図表 71 公益通報者保護制度の実効性を向上させるために必要な措置（複数回答）／法及びガイドラインの認知度別	62
14. 公益通報者保護制度浸透のために政府・行政機関が強化すべき取組み（問 24）	63
図表 72 公益通報者保護制度浸透のために政府・行政機関が強化すべき取組み（複数回答）／全体	63
図表 73 公益通報者保護制度浸透のために政府・行政機関が強化すべき取組み（複数回答）／従業員数別	63
図表 74 公益通報者保護制度浸透のために政府・行政機関が強化すべき取組み（複数回答）／法及びガイドラインの認知度別	64
【その他参考】	65
1. 顧問弁護士を公益通報の窓口にするについて（問 5-4-1）	65
図表 75 顧問弁護士を公益通報の窓口にするについて（単一回答）／全体、従業員数別	65
2. 取引先における内部通報制度の整備・運用	66
（1）整備・運用している事業者との取引意向（問 22）	66
図表 76 整備・運用している事業者との取引意向（単一回答）／全体、従業員数別	66
（2）取引先の選定条件（問 22-1）	67
図表 77 取引先の選定条件（単一回答）／全体、従業員数別	67
（3）取引先等からの内部通報制度の問合せの有無（問 22-2）	68
図表 78 取引先等からの内部通報制度の問合せの有無（単一回答）／全体、従業員数別	68
3. 法及びガイドラインの認知度（平成 24 年度調査との比較）（問 1）	69
図表 79 法及びガイドラインの認知度（単一回答）／従業員数別、調査年度別	69
図表 80 法及びガイドラインの認知度（単一回答）／業種別、調査年度別	70
4. 内部通報制度の導入状況（平成 24 年度調査との比較）（問 3）	71
図表 81 内部通報制度の導入有無（単一回答）／従業員数別、調査年度別	71
図表 82 内部通報制度の導入有無（単一回答）／業種別、調査年度別	72

Ⅲ 調査票	73
-------	----

I 調査の概要

1. 調査目的

公益通報者保護法（以下「法」という。）が平成 18 年 4 月に施行されてから 10 年以上が経過したが、この間、旧内閣府国民生活局及び消費者庁においては、通報を適切に処理するためのガイドラインを作成し、法及びガイドラインに関する広報資料の作成・配布や説明会等を通じて、法及びガイドラインの周知・啓発を図ってきたところである。

法の円滑な運用のためには、その運用の状況や当事者である民間事業者の実態を調査し、現状を把握することが必要不可欠である。本調査は、民間事業者における法及びガイドラインの認知状況、内部通報制度の導入状況等の実態を調査することにより、法及びガイドラインの更なる周知・啓発に向けた施策の立案等に資することを目的とする。

2. 主な調査項目

- (1) 法及びガイドラインの認知状況
- (2) 内部通報制度の導入状況
- (3) 通報窓口の設置状況
- (4) 内部通報制度の信頼性・安心感向上のための方策
- (5) 通報者・通報対象事実の範囲
- (6) 内部通報制度の周知活動・外部の利害関係者に対する情報開示
- (7) 通報窓口寄せられた通報件数・内容等
- (8) 社内の不正発見の端緒
- (9) 公益通報者保護制度の実効性を向上させるために必要な措置等

3. 調査対象

(1) 調査対象及び標本数

全国の上場事業者（3,628 件）及び非上場事業者（11,372 件）、合計 15,000 事業者。

調査対象事業者は、会社法上の会社だけでなく、公益社団法人、医療法人等も含む。ただし、国や地方公共団体（公務）の機関は含まない。

(2) 標本抽出方法

非上場事業者は、民間事業者情報データベースから下記割付で無作為抽出。

従業員数	割付数	平成 24 年度調査 ¹ (参考)
50 人以下	3,000 (26.38%)	3,000 (26.19%)
51 人～100 人	3,000 (26.38%)	3,000 (26.19%)
101 人～300 人	3,000 (26.38%)	3,000 (26.19%)
301 人以上	2,372 (20.86%)	2,455 (21.43%)
合計	11,372 (100.00%)	11,455 (100.00%)

¹消費者庁では、平成 24 年度にも、今回と同様の調査を行っている。詳細は、消費者庁『平成 24 年度民間事業者における内部通報制度の実態調査報告書』参照

URL: <http://www.caa.go.jp/planning/koueki/chosa-kenkyu/files/h24minkan-chosa.pdf>

4. 調査実施概要

(1) 調査期間

2016 年 7 月 22 日～同年 9 月 2 日

(2) 調査方法

インターネット調査及び郵送法

(3) 有効回収数（率）

3,471 件（23.1%）

5. 回答事業者の属性

(1) 従業員数

* 上段：事業者数（社）、下段：構成比（%）

調査 年度	計	5人以下	6～ 20人	21～ 50人	51～ 100人	101～ 300人	301～ 1000人	1001～ 3000人	3001～ 5000人	5000人超	無回答
平成28	3471 100.0	294 8.5	207 6.0	158 4.6	636 18.3	889 25.6	685 19.7	309 8.9	100 2.9	154 4.4	39 1.1
平成24 (参考)	3624 100.0	241 6.7	247 6.8	159 4.4	659 18.2	896 24.7	793 21.9	330 9.1	112 3.1	166 4.6	21 0.6

(2) 業種

* 上段：事業者数（社）、下段：構成比（%）

調査 年度	計	建設業	製造業	電気・ガス・熱供給・水道業	情報通信・運輸業	卸売・小売業	金融・保険業	不動産業	サービス業	その他	無回答
平成28	3471 100.0	356 10.3	774 22.3	35 1.0	391 11.3	545 15.7	141 4.1	83 2.4	933 26.9	177 5.1	36 1.0
平成24 (参考)	3624 100.0	341 9.4	832 23.0	35 1.0	432 11.9	573 15.8	183 5.0	83 2.3	1005 27.7	120 3.3	20 0.6

※業種の区分は、「問 23 業種」の回答を属性分析のために類型化したものであり、以下の通りである。

建設業	＝建設業
製造業	＝製造業
電気・ガス・熱供給・水道業	＝電気・ガス・熱供給・水道業
情報通信・運輸業	＝情報通信業（放送業除く）、情報サービス業（放送業含む）、運輸業
卸売・小売業	＝卸売業、小売業
金融・保険業	＝金融・保険業
不動産業	＝不動産業
サービス業	＝飲食業、宿泊業、医療・福祉（病院も含む）、教育・学習支援業（学校も含む）、複合サービス業、旅行業、その他サービス業
その他	＝農林・漁業・鉱業、その他

(3) 従業員数・業種

* 上段：事業者数（社）、下段：構成比（％）

業種 \ 従業員数	調査 年度	計	50人以下	51～ 100人	101～ 300人	301～ 1000人	1001～ 3000人	3000人超	無回答
全体	平成28	3471 100.0	659 19.0	636 18.3	889 25.6	685 19.7	309 8.9	254 7.3	39 1.1
	平成24 (参考)	3624 100.0	647 17.9	659 18.2	896 24.7	793 21.9	330 9.1	278 7.7	21 0.6
建設業	平成28	356 100.0	164 46.1	70 19.7	54 15.2	30 8.4	18 5.1	17 4.8	3 0.8
	平成24 (参考)	341 100.0	159 46.6	63 18.5	42 12.3	43 12.3	22 6.5	12 3.5	－
製造業	平成28	774 100.0	79 10.2	139 18.0	208 26.9	173 22.4	87 11.2	87 11.2	1 0.1
	平成24 (参考)	832 100.0	80 9.6	153 18.4	235 28.2	185 22.2	84 10.1	95 11.4	－
電気・ガス・ 熱供給・水道業	平成28	35 100.0	10 28.6	5 14.3	5 14.3	5 14.3	4 11.4	6 17.1	－
	平成24 (参考)	35 100.0	9 25.7	4 11.4	7 20.0	1 2.9	3 8.6	11 31.4	－
情報通信・運輸業	平成28	391 100.0	45 11.5	109 27.9	119 30.4	75 19.2	22 5.6	21 5.4	－
	平成24 (参考)	432 100.0	41 9.5	116 26.9	124 28.7	105 24.3	23 5.3	21 4.9	2 0.5
卸売・小売業	平成28	545 100.0	117 21.5	98 18.0	118 21.7	112 20.6	58 10.6	40 7.3	2 0.4
	平成24 (参考)	573 100.0	118 20.6	85 14.8	113 19.7	129 22.5	66 11.5	61 10.6	1 0.2
金融・保険業	平成28	141 100.0	6 4.3	14 9.9	27 19.1	33 23.4	34 24.1	27 19.1	－
	平成24 (参考)	183 100.0	7 3.8	19 10.4	32 17.5	61 33.3	33 18.0	31 16.9	－
不動産業	平成28	83 100.0	42 50.6	12 14.5	14 16.9	9 10.8	2 2.4	4 4.8	－
	平成24 (参考)	83 100.0	46 55.4	9 10.8	13 15.7	12 14.5	1 1.2	2 2.4	－
サービス業	平成28	933 100.0	135 14.5	163 17.5	305 32.7	213 22.8	70 7.5	44 4.7	3 0.3
	平成24 (参考)	1005 100.0	148 14.7	182 18.1	303 30.1	244 24.3	92 9.2	34 3.4	2 0.2
その他	平成28	177 100.0	59 33.3	24 13.6	39 22.0	32 18.1	14 7.9	8 4.5	1 0.6
	平成24 (参考)	120 100.0	37 30.8	28 23.3	25 20.8	13 10.8	6 5.0	11 9.2	－
無回答	平成28	36 100.0	2 5.6	2 5.6	－	3 8.3	－	－	29 80.6
	平成24 (参考)	20 100.0	2 10.0	－	2 10.0	－	－	－	16 80.0

(4) 資本金²

* 上段：事業者数（社）、下段：構成比（%）

調査年度	計	5000万円以下	5000万円超～1億円	1億円超～3億円	3億円超	該当しない	無回答
平成28	3471 100.0	1496 43.1	436 12.6	209 6.0	1152 33.2	-	178 5.1
平成24 (参考)	2955 100.0	1218 41.2	387 13.1	213 7.2	1126 38.1	-	11 0.4

(5) 大会社³該当

* 上段：事業者数（社）、下段：構成比（%）

調査年度	計	該当する	該当しない	無回答
平成28	3471 100.0	958 27.6	2440 70.3	73 2.1
平成24 (参考)	2955 100.0	1008 34.1	1924 65.1	23 0.8

(6) 地域

* 上段：事業者数（社）、下段：構成比（%）

調査年度	計	北海道・東北地区	関東地区	北陸・東山・東海地区	近畿地区	中国・四国地区	九州地区	不明
平成28	3471 100.0	375 10.8	1316 37.9	622 17.9	517 14.9	250 7.2	285 8.2	106 3.1
平成24 (参考)	3624 100.0	339 9.4	1468 40.5	662 18.3	555 15.3	306 8.4	294 8.1	-

※地区の分類は以下の通りである。

北海道地区	=北海道	(1道)
東北地区	=青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県	(6県)
関東地区	=茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県	(1都6県)
北陸地区	=新潟県、富山県、石川県、福井県	(4県)
東山地区	=山梨県、長野県、岐阜県	(3県)
東海地区	=静岡県、愛知県、三重県	(3県)
近畿地区	=滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県	(2府4県)
中国地区	=鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県	(5県)
四国地区	=徳島県、香川県、愛媛県、高知県	(4県)
九州地区	=福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、熊本県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県	(8県)

6. 委託先

一般社団法人 新情報センター

²平成24年度は、株式会社、合同会社、合資会社、合名会社、有限会社のみを集計している。³会社法上の大会社（資本金5億円以上又は負債総額200億円以上）を意味する。平成24年度は、株式会社、合同会社、合資会社、合名会社、有限会社のみを集計している。

〔本報告書を読む際の注意事項〕

(1) 回答率について

- ・ n は質問に対する回答事業者数で、100%が何事業者の回答に相当するかを示す比率算出の基数である。なお、特に数字を示していない場合は n = 3,471（有効回収数）である。
- ・ 原則として%（パーセンテージ・百分率）で表記しており、小数点以下第2位を四捨五入し、小数点以下第1位までを表記している。回答率を合算する場合、実数から改めて割合を算出するため、本文中に表記された数値の合計に一致しないものもある。
- ・ 回答事業者がいないものは、図表中で「－」と表記している。

(2) 単数回答について

- ・ 1つだけ回答する質問（単数回答）であっても、四捨五入を行っていることにより、回答率の合計が 100.0% とならない質問がある。

(3) 複数回答について

- ・ 2つ以上の回答をしてもよい質問（複数回答）の場合、通常その回答率の合計は 100.0% を超える。

(4) 質問文や選択肢の表記について

- ・ 本文、図表中の選択肢の表現は、選択肢が長いため一部省略されているものがある。

(5) 調査結果の解説について

- ・ 該当数が 100 未満など少ない場合には、原則として分析を控えている。

(6) 調査結果の図表について

- ・ 図表は従業員数別、業種別等の属性別に作成しているが、属性の無回答を除いているため全体の n 数と属性の計が合わないものがある。

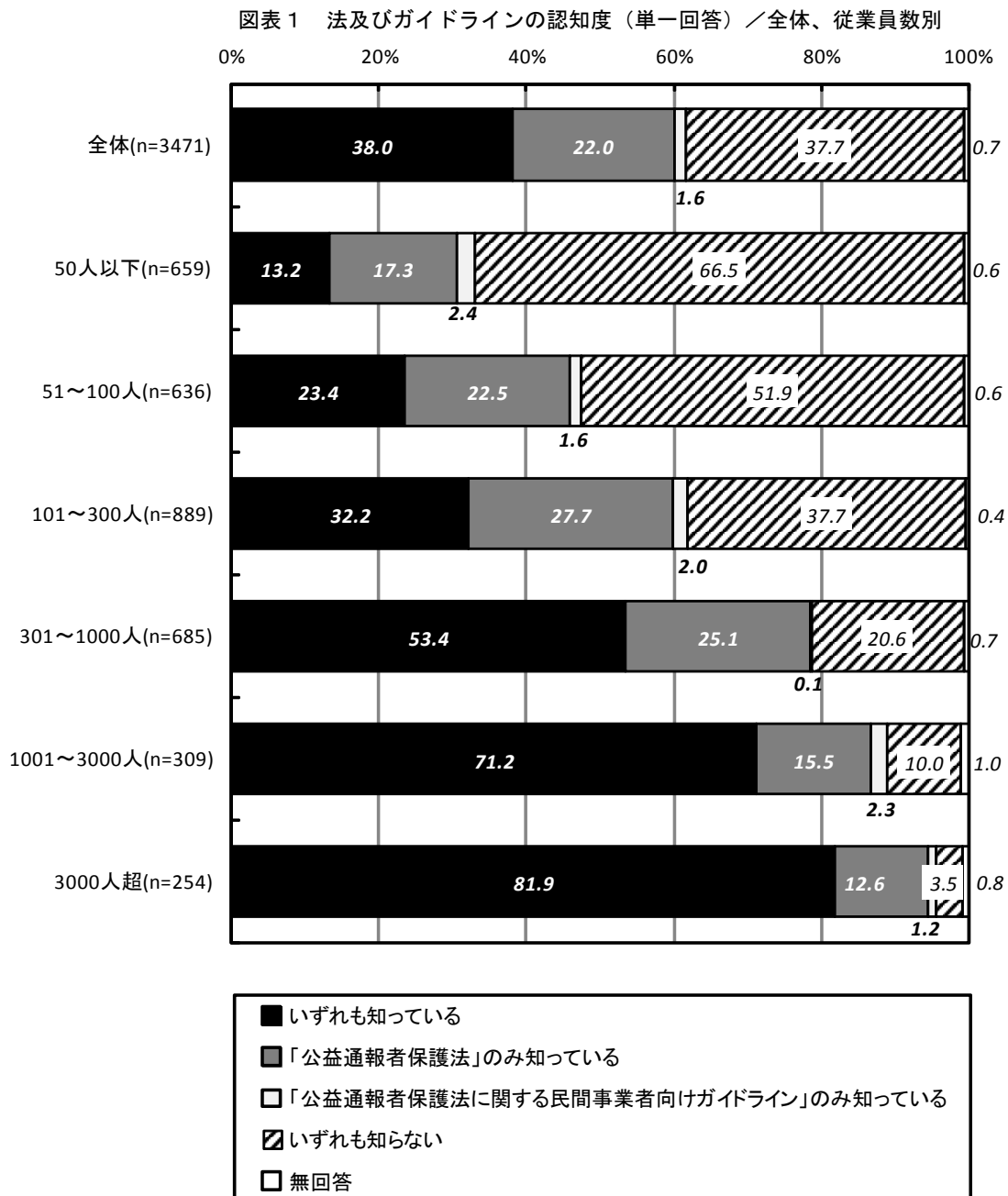
Ⅱ 調査結果

1. 法及びガイドラインの認知状況（問1）

（1）法及びガイドラインの認知度

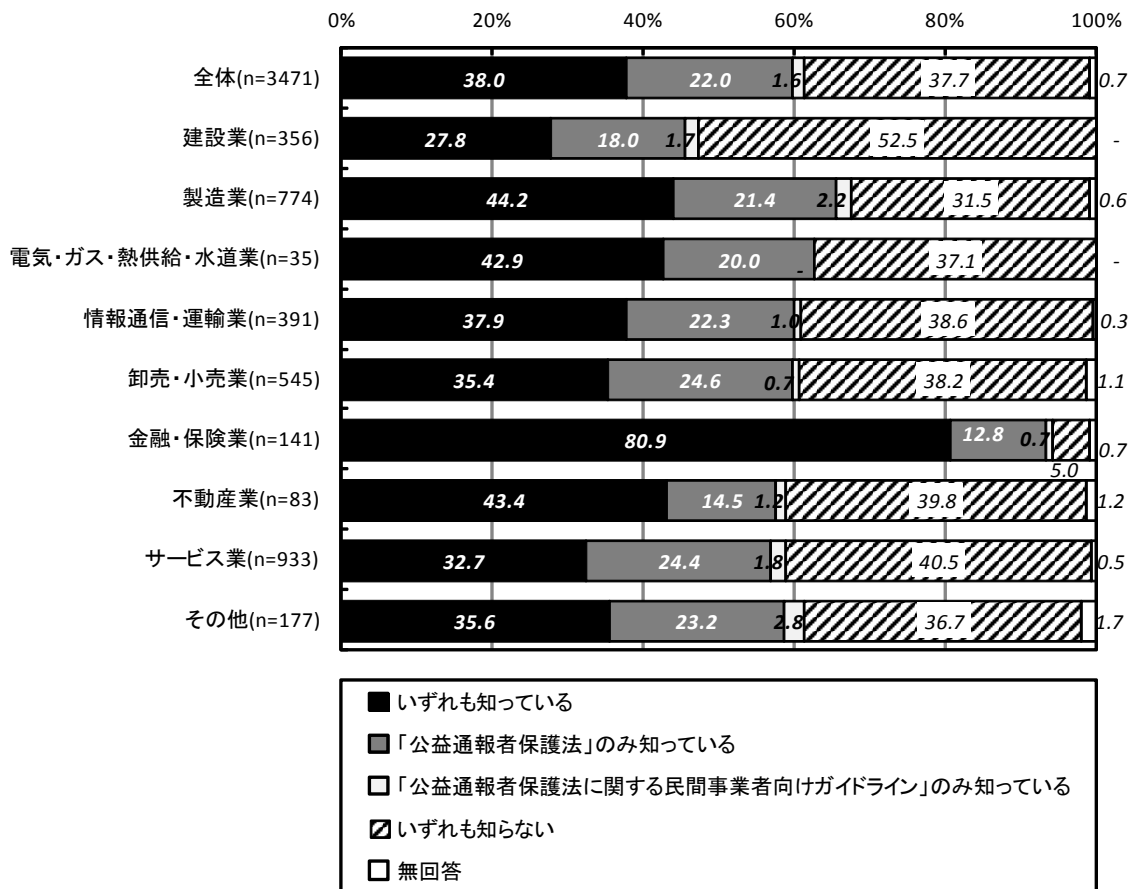
「公益通報者保護法」（以下「法」という。）及び「公益通報者保護法に関する民間事業者向けガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）を「いずれも知っている」事業者は 38.0%、「法のみ知っている」は 22.0%、「ガイドラインのみ知っている」は 1.6%であった。「いずれも知らない」は 37.7%であった。

従業員数別にみると、従業員数の多い事業者ほど「いずれも知っている」の割合が高く、“50 人以下”では「いずれも知っている」が 13.2%であるのに対し、“3,000 人超”では 8 割を超えている（81.9%）。



業種別にみると、「いずれも知っている」は、“金融・保険業”で80.9%と全体と比較して高くなっている。一方、「いずれも知らない」は、“建設業”で52.5%と全体と比較して高くなっている。

図表2 法及びガイドラインの認知度（単一回答）／業種別

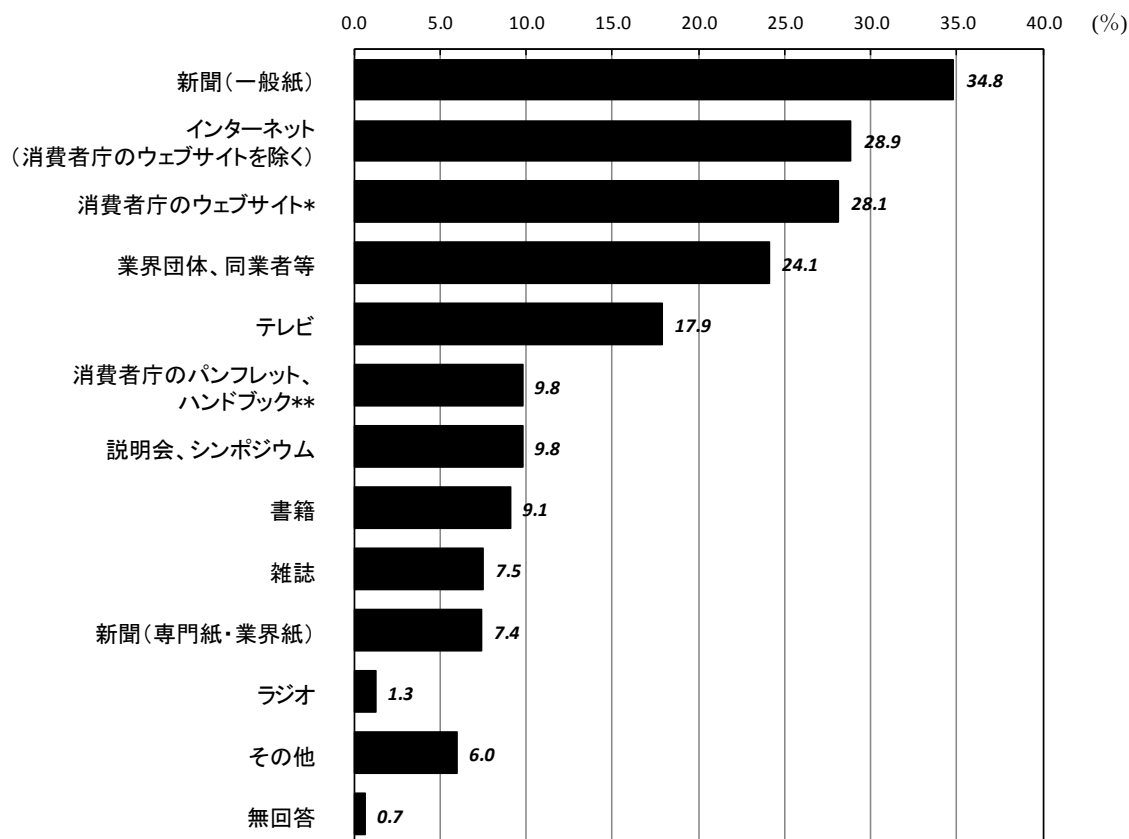


（２）法及びガイドラインの認知媒体（問２）

法、又はガイドラインのいずれかを「知っている」と回答した事業者（n=2,138）に対して、どの媒体から知ったかを尋ねた。

「新聞（一般紙）」が 34.8%で最も高く、次いで、「インターネット（消費者庁のウェブサイトを除く）」（28.9%）、「消費者庁のウェブサイト」（28.1%）、「業界団体、同業者等」（24.1%）と続く。

図表３ 法及びガイドラインの認知媒体（複数回答）／全体



（n=2138）

*公益通報者保護制度に関する平成 21 年 8 月以前の内閣府のホームページを含む

**平成 21 年 8 月以前の内閣府のものを含む

○その他の主な内容 （従業員数、業種）

- 親会社からの案内・指導、グループ会社からの情報
 - 親会社からの通達（51 人～100 人、情報サービス業）
 - グループ会社の情報共有会で（1001 人～3000 人、製造業）
- 顧問弁護士、社労士、コンサルタントからの情報・指導
 - 顧問弁護士からの情報（101～300 人、製造業）
 - 社労士からの情報（51 人～100 人、情報サービス）
 - コンサルタントの指導（51 人～100 人、旅行業）
- 証券会社からの情報
 - 上場準備時に主幹事証券会社より紹介（301～1000 人、小売業）
- 行政機関からの通知・指導
 - 所管省の通知（3000 人超、教育・学習支援業）
 - 行政機関の指導（50 人以下、医療・福祉）
 - 自治体監査で（101 人～300 人、医療・福祉）
- 他社からの情報
 - 他社（異業種）からの情報（101 人～300 人、運輸業）

従業員数別にみると、従業員数の多い事業者ほど、「消費者庁のウェブサイト」、「消費者庁のパンフレット、ハンドブック」、「説明会、シンポジウム」の割合が高い傾向が見られる。一方、従業員数の少ない事業者ほど、「テレビ」の割合が高い傾向が見られる。

図表4 法及びガイドラインの認知媒体（複数回答）／従業員数別

		(%)												
	n	業界団体、同業者等	新聞（一般紙）	新聞（専門紙・業界紙）	書籍	雑誌	消費者庁のウェブサイト*	インターネット（消費者庁のウェブサイトを除く）	テレビ	ラジオ	消費者庁のパンフレット、ハンドブック**	説明会、シンポジウム	その他	無回答
全体	2138	24.1	34.8	7.4	9.1	7.5	28.1	28.9	17.9	1.3	9.8	9.8	6.0	0.7
従業員数	50人以下	217	16.1	39.2	4.1	3.2	7.4	21.2	37.8	4.1	3.2	0.9	4.1	2.3
	51～100人	302	21.2	41.1	7.0	5.3	17.5	31.1	21.9	1.0	6.0	6.3	6.0	0.3
	101～300人	550	22.4	36.9	8.9	7.5	21.8	24.0	20.5	0.7	8.4	8.2	6.9	0.5
	301～1000人	539	27.6	32.1	7.6	8.3	29.3	31.7	14.3	1.5	10.2	10.6	6.9	0.6
	1001～3000人	275	26.5	28.4	7.3	15.6	42.9	36.4	8.0	0.4	12.4	16.0	5.5	0.7
	3000人超	243	28.0	30.9	7.4	17.3	55.6	30.0	7.8	0.8	19.8	16.9	4.5	—

業種別にみると、「金融・保険業」では「業界団体、同業者等」（57.9%）の割合が全体と比較して高くなっている。

図表5 法及びガイドラインの認知媒体（複数回答）／業種別

		(%)												
	n	業界団体、同業者等	新聞（一般紙）	新聞（専門紙・業界紙）	書籍	雑誌	消費者庁のウェブサイト*	インターネット（消費者庁のウェブサイトを除く）	テレビ	ラジオ	消費者庁のパンフレット、ハンドブック**	説明会、シンポジウム	その他	無回答
全体	2138	24.1	34.8	7.4	9.1	7.5	28.1	28.9	17.9	1.3	9.8	9.8	6.0	0.7
業種	建設業	169	18.9	39.6	7.1	11.2	4.7	22.5	30.8	24.3	1.2	16.0	10.7	3.6
	製造業	525	21.7	31.0	11.0	11.0	32.0	29.7	14.3	1.0	11.6	14.1	7.6	0.8
	電気・ガス・熱供給・水道業	22	18.2	50.0	—	22.7	18.2	54.5	22.7	—	13.6	—	—	—
	情報通信・運輸業	239	18.8	39.3	6.3	12.1	7.1	24.3	35.1	19.2	0.4	5.0	7.5	8.8
	卸売・小売業	331	24.5	35.0	8.2	7.9	8.5	26.9	30.2	14.8	1.8	9.1	9.7	5.1
	金融・保険業	133	57.9	21.1	9.8	10.5	10.5	33.1	21.8	4.5	2.3	6.0	9.8	3.8
	不動産業	49	20.4	49.0	8.2	10.2	12.2	34.7	34.7	16.3	2.0	6.1	8.2	4.1
	サービス業	550	21.8	37.3	3.8	5.8	3.6	26.5	27.5	22.9	1.5	10.0	7.8	6.2
	その他	109	27.5	29.4	7.3	5.5	5.5	24.8	20.2	23.9	0.9	9.2	5.5	2.8

法及びガイドラインの認知度別にみると、“いずれも知っている”と回答した事業者は「消費者庁のウェブサイト」(39.1%)の割合が全体と比較して高くなっている。一方、“法のみ知っている”事業者では「新聞(一般紙)」(47.6%)、「テレビ」(30.7%)の割合が高くなっている。

図表6 法及びガイドラインの認知媒体(複数回答)／法及びガイドラインの認知度別

(%)															
			業界団体、同業者等	新聞（一般紙）	新聞（専門紙・業界紙）	書籍	雑誌	消費者庁のウェブサイト*	インターネット（消費者庁のウェブサイトを除く）	テレビ	ラジオ	消費者庁のパンフレット、ハンドブック**	説明会、シンポジウム	その他	無回答
		n													
全体		2138	24.1	34.8	7.4	9.1	7.5	28.1	28.9	17.9	1.3	9.8	9.8	6.0	0.7
認知度の 法及び ガイド ライン のイ	いずれも知っている	1320	28.3	27.7	7.8	10.3	8.8	39.1	31.1	10.7	1.1	12.3	11.3	6.6	0.5
	法のみ知っている	762	17.2	47.6	6.2	7.3	5.5	10.1	25.2	30.7	1.6	5.4	7.2	4.6	0.9
	民間ガイドラインのみ知っている	56	17.9	28.6	16.1	3.6	5.4	14.3	26.8	12.5	1.8	8.9	8.9	10.7	－
	いずれも知らない	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－

2. 内部通報制度の導入状況

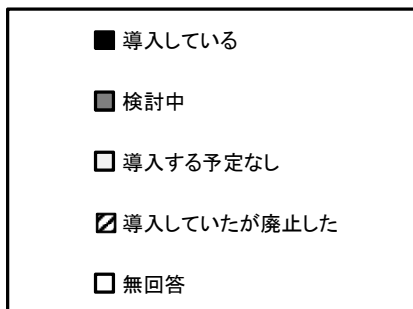
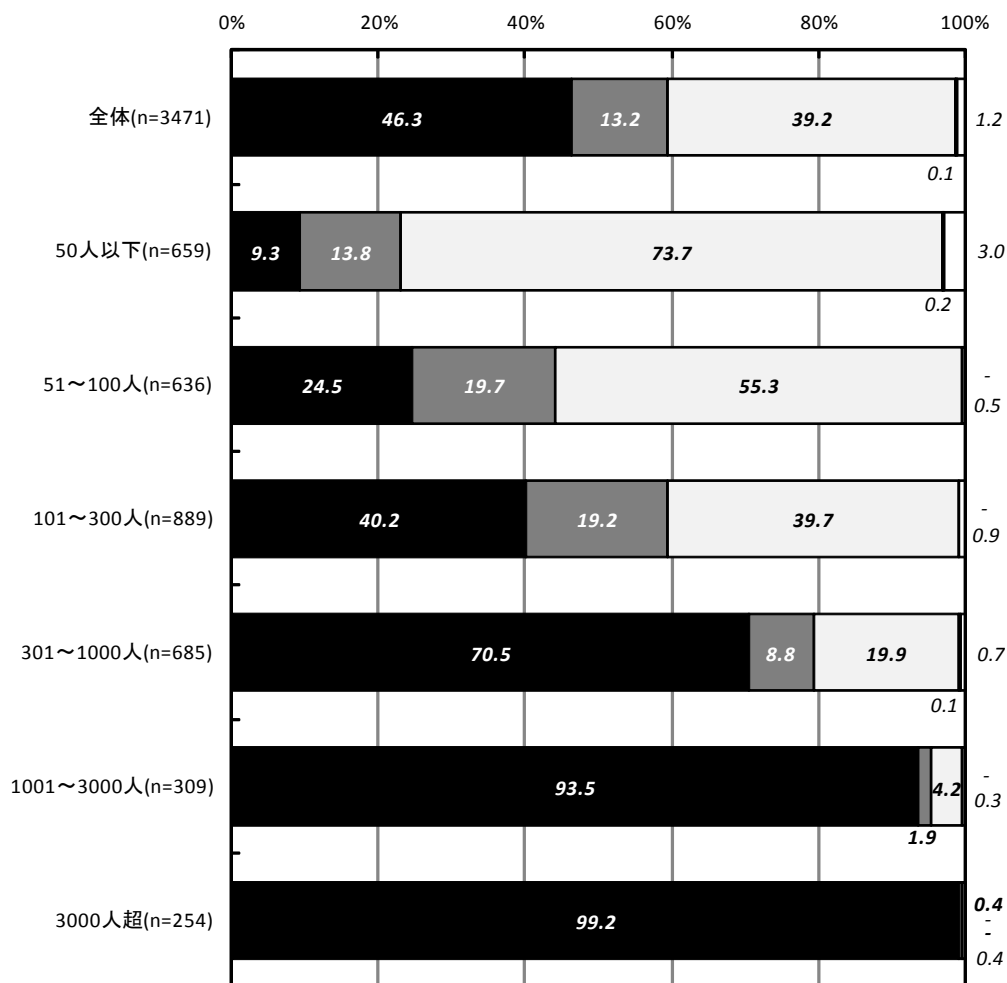
(1) 内部通報制度の導入の有無（問3）

内部通報制度（*）を「導入している」事業者は全体の46.3%、「検討中」は13.2%、「導入する予定なし」は39.2%であった。「導入していたが廃止した」は0.1%（2事業者）であった。

従業員数別にみると、従業員数の多い事業者ほど、内部通報制度を「導入している」割合が高い。1,000人を超える事業者では9割超が「導入している」一方、“50人以下”では「導入している」が約1割（9.3%）であり、今後も「導入する予定なし」とする事業者は7割を超えている（73.7%）。

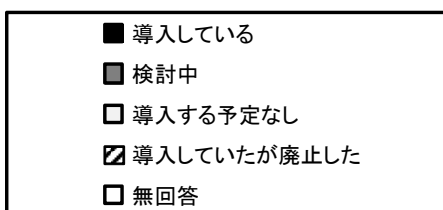
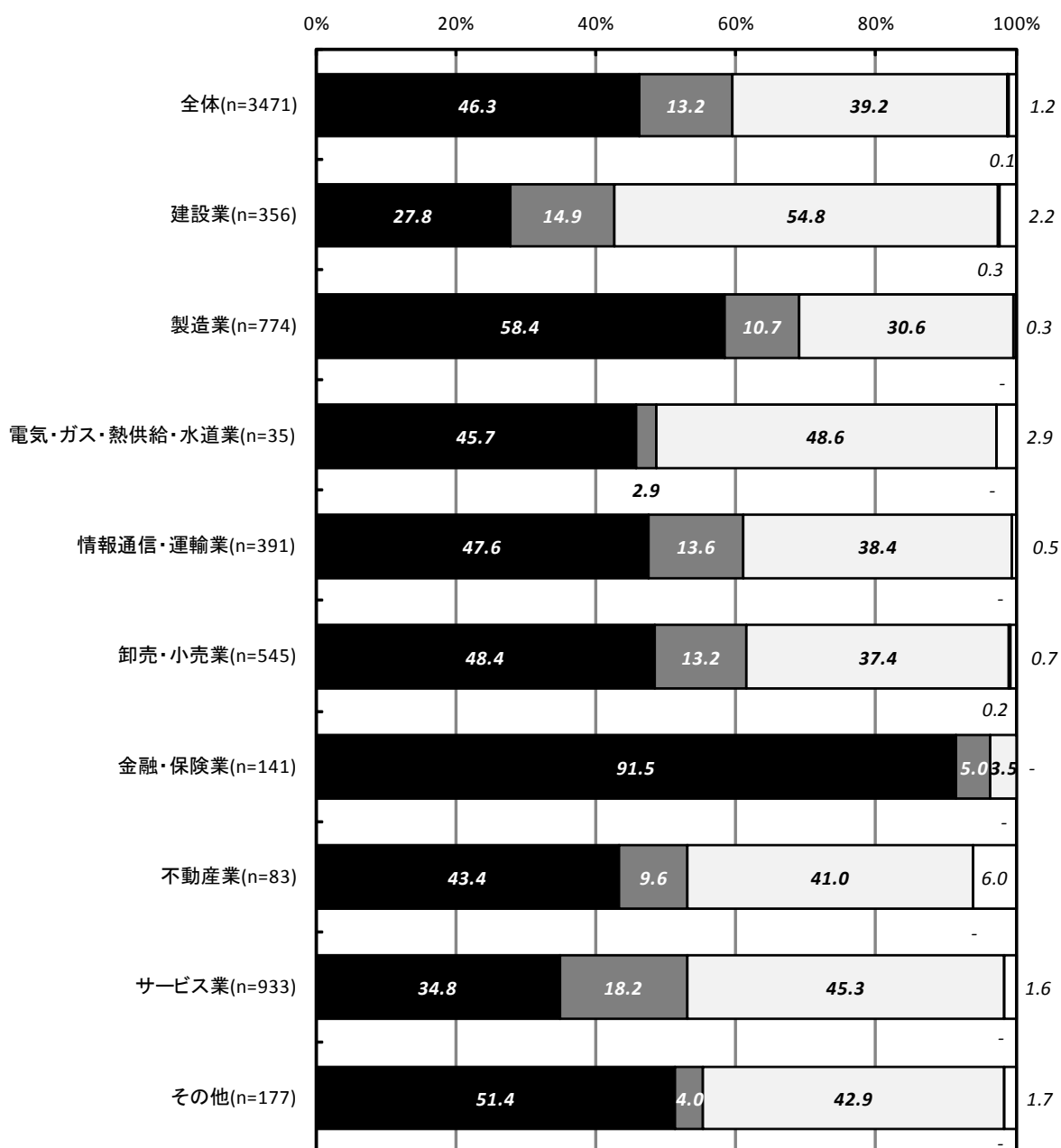
（*）本調査でいう「内部通報制度」とは、公益通報者保護法を踏まえ、不正を知る従業員等からの通報を受け付け、通報者の保護を図りつつ、適切な調査、是正及び再発防止策を講じる事業者内の仕組みを意味する。

図表7 内部通報制度の導入の有無（単一回答）／全体、従業員数別



業種別にみると、「導入している」は“金融・保険業”で91.5%と全体と比較して高い。一方、「導入する予定なし」は“建設業”で全体と比較して高い（54.8%）。

図表8 内部通報制度の導入の有無（単一回答）／業種別



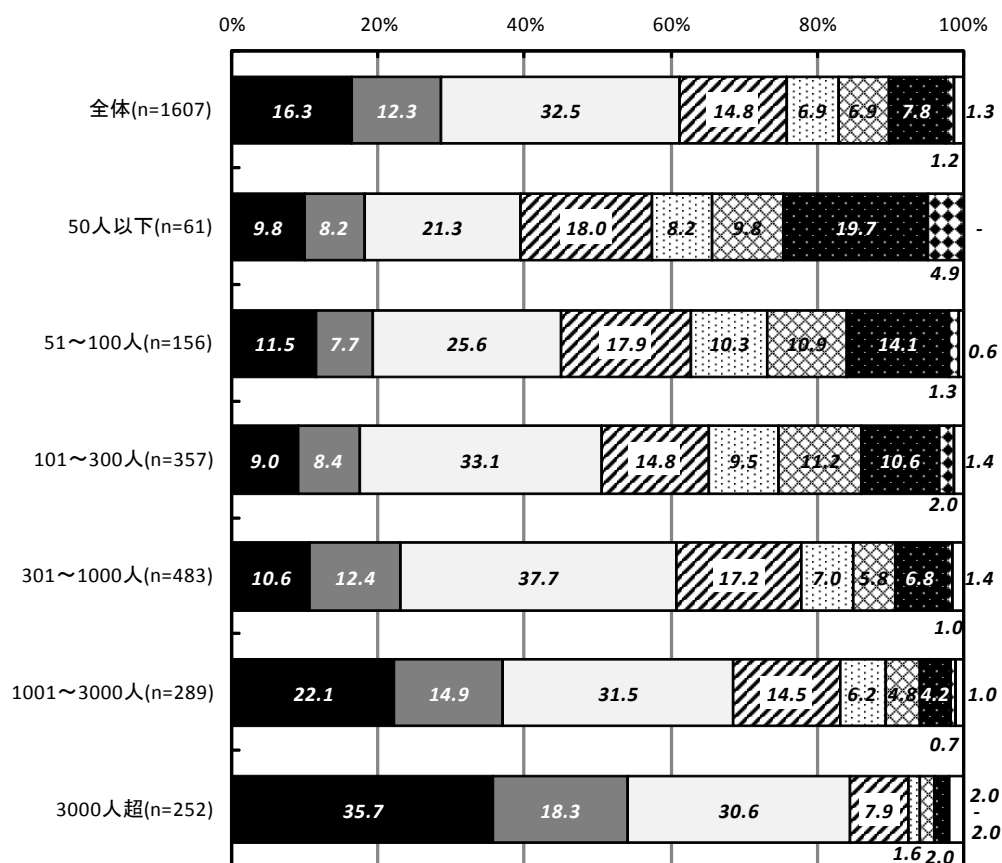
（２）内部通報制度の導入時期（問３－２）

内部通報制度を「導入している」と回答した事業者（n=1,607）に対し、内部通報制度をいつ導入したのかを、法成立前の「平成16年5月以前」、成立後施行前の「平成16年6月～平成18年3月」、施行後2年間の「平成18年4月～平成20年3月」、施行後3～4年目の「平成20年4月～平成22年3月」、施行後5～6年目の「平成22年4月～平成24年3月」、施行後7～8年目の「平成24年4月～平成26年3月」、施行後9～10年目の「平成26年4月～平成28年3月」、施行後10年目以降の「平成28年4月以降」に区分して尋ねた。

施行後2年間の「平成18年4月～平成20年3月」が32.5%と最も高かった。

従業員数別にみると、従業員数の多い事業者ほど、法施行前に導入した割合が高い傾向が見られ、“3,000人超”では、法成立前の「平成16年5月以前」が35.7%と最も高い。

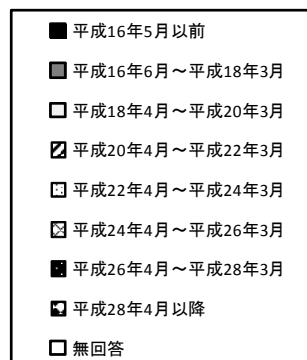
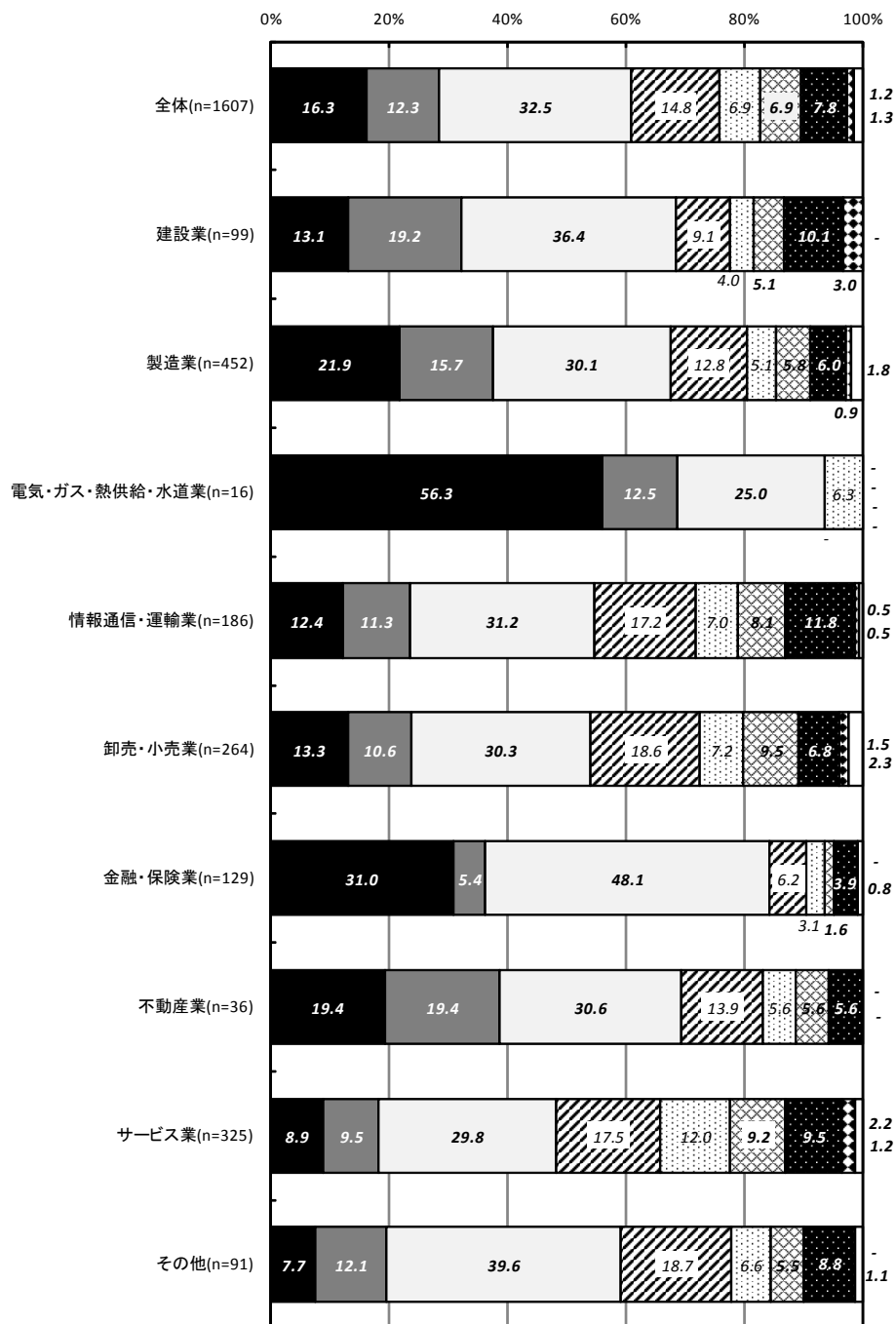
図表9 内部通報制度の導入時期（単一回答）／全体、従業員数別



- 平成16年5月以前
- 平成16年6月～平成18年3月
- 平成18年4月～平成20年3月
- ▨ 平成20年4月～平成22年3月
- ▨ 平成22年4月～平成24年3月
- ▨ 平成24年4月～平成26年3月
- 平成26年4月～平成28年3月
- ▨ 平成28年4月以降
- 無回答

業種別にみると、“電気・ガス・熱供給・水道業”と“金融・保険業”では、法成立前に導入した割合が高い（それぞれ 56.3%、31.0%）。

図表 10 内部通報制度の導入時期（単一回答）／業種別

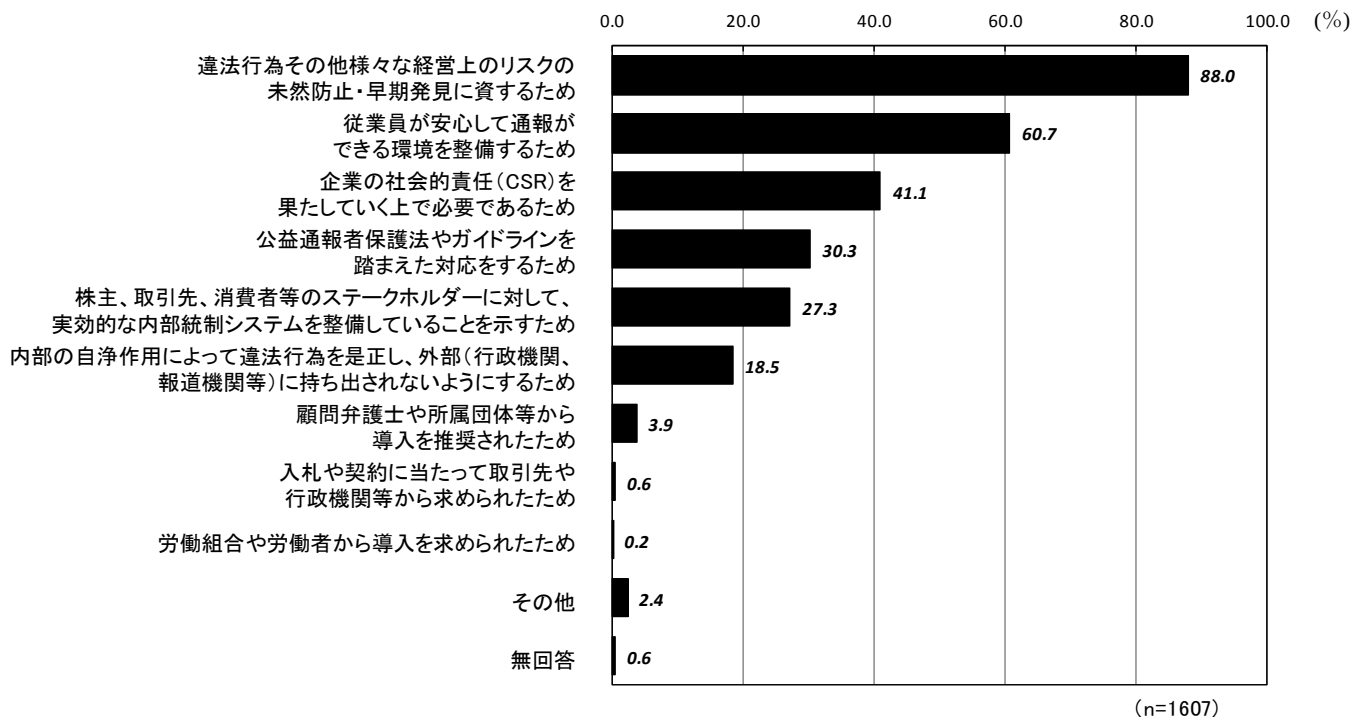


（３）内部通報制度を導入した目的・理由（問３－１）

内部通報制度を「導入している」と回答した事業者（n=1,607）に対し、内部通報制度を導入した目的・理由について尋ねた。

「違法行為その他様々な経営上のリスクの未然防止・早期発見に資するため」が88.0%と最も高かった。次いで、「従業員が安心して通報ができる環境を整備するため」（60.7%）、「企業の社会的責任（CSR）を果たしていく上で必要であるため」（41.1%）と続いている。

図表 11 内部通報制度を導入した目的・理由（複数回答）／全体



○その他の主な内容（従業員数、業種）

- 親会社の要望、グループ企業共通の取組として
 - 親会社から内部統制の一環として導入依頼があったため（101人～300人、情報サービス）
 - 親会社のCSR方針に則り、全グループ間のルールとして（101人～300人、製造業）
 - 法人の方針による（50人以下、医療・福祉）
- 事業関係法や外部評価で必要だったため
 - 米国企業改革法への対応（301人～1000人、卸売業）
- 社内環境・社員意識の向上のため
 - 社員の高い倫理観を醸成する（3000人超、その他）
 - 不正行為に対する牽制（3000人超、金融・保険業）
 - 働き甲斐の有る職場、働きやすい職場環境作りにつなげる（301人～1000人、医療・福祉）

従業員数別にみると、いずれの従業員数区分でも「違法行為その他様々な経営上のリスクの未然防止・早期発見に資するため」が最も高い。“3,000人超”では「内部の自浄作用によって違法行為を是正し、外部（行政機関、報道機関等）に持ち出されないようにするため」（28.2%）の割合が全体と比較して高くなっている。

図表 12 内部通報制度を導入した目的・理由（複数回答）／従業員数別

													(%)
		n	違法行為その他様々な経営上のリスクの未然防止・早期発見に資するため	従業員が安心して通報ができる環境を整備するため	顧問弁護士や所属団体等から導入を推奨されたため	公益通報者保護法やガイドラインを踏まえた対応をするため	企業の社会的責任（CSR）を果たしていく上で必要であるため	株主、取引先、消費者等のステークホルダーに対して、実効的な内部統制システムを整備していることを示すため	労働組合や労働者から導入を求められたため	内部の自浄作用によって違法行為を是正し、外部（行政機関、報道機関等）に持ち出されないようにするため	入札や契約に当たって取引先や行政機関等から求められたため	その他	無回答
全体		1607	88.0	60.7	3.9	30.3	41.1	27.3	0.2	18.5	0.6	2.4	0.6
従業員数	50人以下	61	85.2	47.5	3.3	14.8	27.9	36.1	-	14.8	-	4.9	-
	51～100人	156	87.2	64.7	7.7	19.9	40.4	30.1	-	13.5	0.6	1.9	0.6
	101～300人	357	83.2	57.1	4.5	27.2	43.7	24.9	0.3	14.0	1.1	4.5	0.8
	301～1000人	483	87.2	60.9	4.8	32.7	42.7	27.7	0.4	17.4	0.4	2.5	0.8
	1001～3000人	289	91.3	64.7	1.7	38.4	36.3	28.0	-	20.8	0.7	0.3	0.3
	3000人超	252	94.0	61.9	1.6	31.0	42.9	24.6	-	28.2	-	1.6	-

業種別にみると、いずれの業種区分でも「違法行為その他様々な経営上のリスクの未然防止・早期発見に資するため」が最も高い。“金融・保険業”では、「公益通報者保護法やガイドラインを踏まえた対応をするため」（49.6%）の割合が他業種と比較して高い傾向が見られる。

図表 13 内部通報制度を導入した目的・理由（複数回答）／業種別

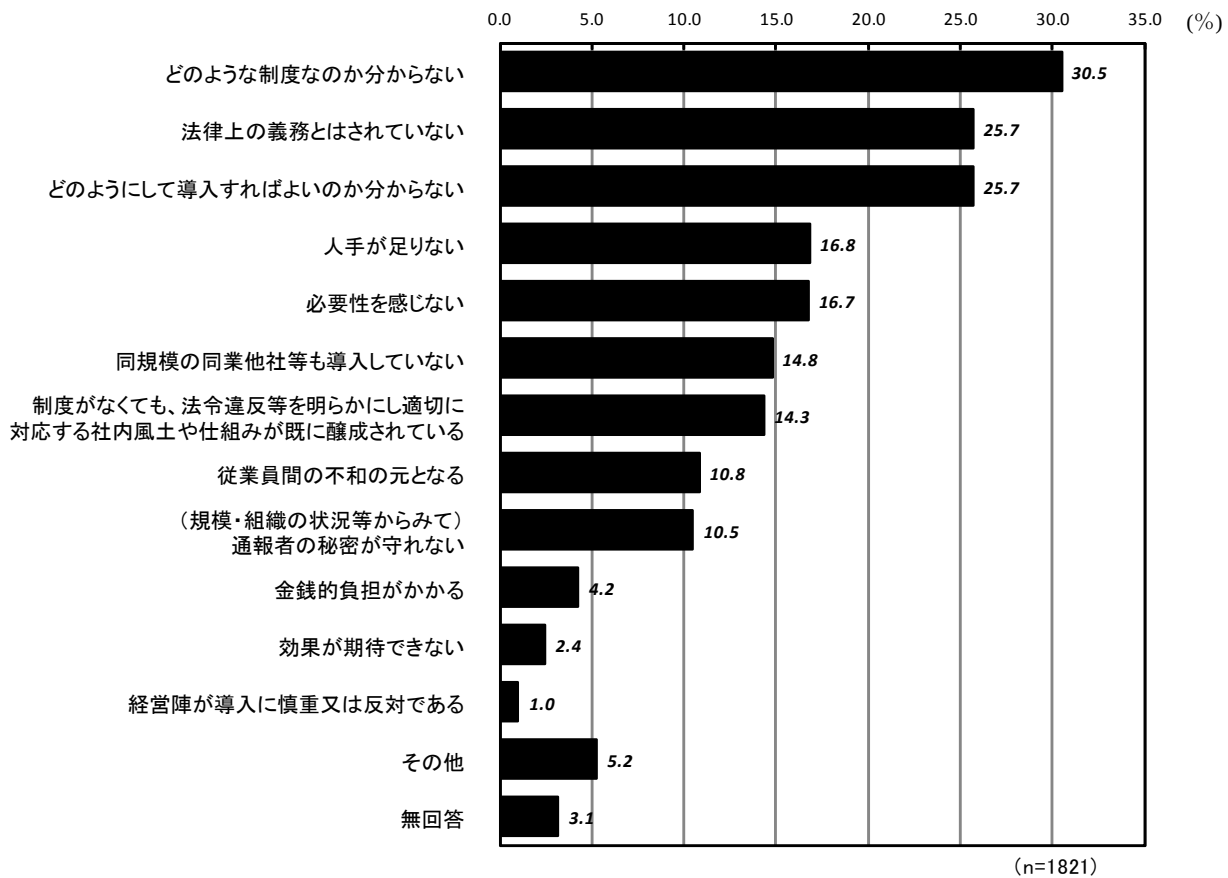
												(%)			
		n	未 然 防 止・ 早 期 発 見 に 資 す る た め	違 法 行 為 そ の 他 様 々 な 経 営 上 の リ ス ク の	備 用 員 が 安 心 し て 通 報 が で き る 環 境 を 整 備 す る た め	顧 問 弁 護 士 や 所 属 団 体 等 か ら 導 入 を 推 奨 さ れ た た め	公 益 通 報 者 保 護 法 や ガ イ ド ラ イ ン を 踏 ま え た 対 応 を す る た め	企 業 の 社 会 的 責 任 （ C S R ） を 果 た し て い く 上 で 必 要 で あ る た め	株 主 ・ 取 引 先 ・ 消 費 者 等 の ス テ ー ク ホ ル ダ ー に 対 し て ・ 実 効 的 な 内 部 統 制 シ ス テ ム を 整 備 し て い る こ と を 示 す た め	た め 労 働 組 合 や 労 働 者 か ら 導 入 を 求 め ら れ た	内 部 の 自 浄 作 用 に よ っ て 違 法 行 為 を 是 正 し ・ 外 部 （ 行 政 機 関 ・ 報 道 機 関 等 ） に 持 ち 出 さ れ な い よ う に す る た め	等 か ら 求 め ら れ た た め	入 れ や 契 約 に 当 た つ て 取 引 先 や 行 政 機 関	そ の 他	無 回 答
全体		1607	88.0	60.7	3.9	30.3	41.1	27.3	0.2	18.5	0.6	2.4	0.6		
業 種	建設業	99	88.9	48.5	6.1	27.3	47.5	32.3	-	24.2	-	1.0	-		
	製造業	452	88.1	57.7	2.0	25.0	50.0	29.2	0.4	23.9	0.2	3.3	0.7		
	電気・ガス・熱供給・水道業	16	100.0	62.5	-	37.5	43.8	6.3	-	25.0	-	-	-		
	情報通信・運輸業	186	89.8	62.4	5.4	21.0	45.7	32.8	0.5	16.7	0.5	1.6	-		
	卸売・小売業	264	85.6	64.4	3.8	28.0	42.4	31.4	-	14.4	0.4	2.7	0.4		
	金融・保険業	129	96.9	58.9	6.2	49.6	23.3	21.7	-	17.8	-	0.8	0.8		
	不動産業	36	91.7	58.3	-	44.4	25.0	44.4	-	16.7	-	-	-		
	サービス業	325	84.9	65.2	3.4	35.4	32.3	18.8	-	15.1	0.9	3.1	1.2		
	その他	91	86.8	63.7	8.8	33.0	36.3	22.0	-	14.3	3.3	2.2	-		

(4) 内部通報制度を導入していない理由 (問3-5)

内部通報制度を「検討中」、「導入する予定なし」、「導入していたが廃止した」と回答した事業者 (n=1,821) に対し、その理由を尋ねた。

「どのような制度なのか分からない」が30.5%で最も高く、次いで「法律上の義務とはされていない」(25.7%)、「どのようにして導入すればよいのか分からない」(25.7%)と続く。

図表 14 内部通報制度を導入していない理由 (複数回答) / 全体



○「必要性を感じない」主な具体的理由 (従業員数、業種)

- 従業員が少ないため
 - 社員数も少なく、風土も良い (50 人以下、不動産業)
 - 家族経営なので (50 人以下、小売業)
- 制度を設けなくても対応が可能なため
 - 既に第三者による監視を受けている (101 人～300 人、医療・福祉)
- 問題が発生しないため
 - 少人数で日頃から風通しがいい (50 人以下、建設業)
 - 事業規模が小さく、制度を導入しなくても製品の安全・安心は管理できる (50 人以下、製造業)
- その他
 - 従業員を解雇することはないので (101 人～300 人、その他サービス業)
 - 必要に迫られるケースがない (301 人～1000 人、運輸業)

○その他の主な内容 （従業員数、業種）

- 自社独自ではなく、親会社で対応している
 - 親会社の制度を利用させてもらっている（301 人～1000 人、飲食業）
- 他の制度で対応している
 - コンプライアンスマニュアルに準じ、これに近い通報制度がある（301 人～1000 人、複合サービス業）
 - 大学運営上必要な部分は制度化されている（101 人～300 人、教育・学習支援業）
- 検討中
 - 導入に向けて規程整備を進めている段階（101 人～300 人、運輸業）
 - 他社の状況等を鑑み、検討中（101 人～300 人、教育・学習支援業）
- 制度を導入しなくても問題がない
 - 制度が無くても今のところ問題ない状況（50 人以下、不動産業）
- その他
 - 対応の在り方を検討したい。単純に導入してよいものか不明（101 人～300 人、医療・福祉）

従業員数別にみると、従業員数の少ない事業者ほど、「どのような制度なのか分からない」の割合が高い傾向が見られる。また、“50 人以下”の事業者では、「必要性を感じない」の割合が 29.2%と全体と比較して高い。

図表 15 内部通報制度を導入していない理由（複数回答）／従業員数別

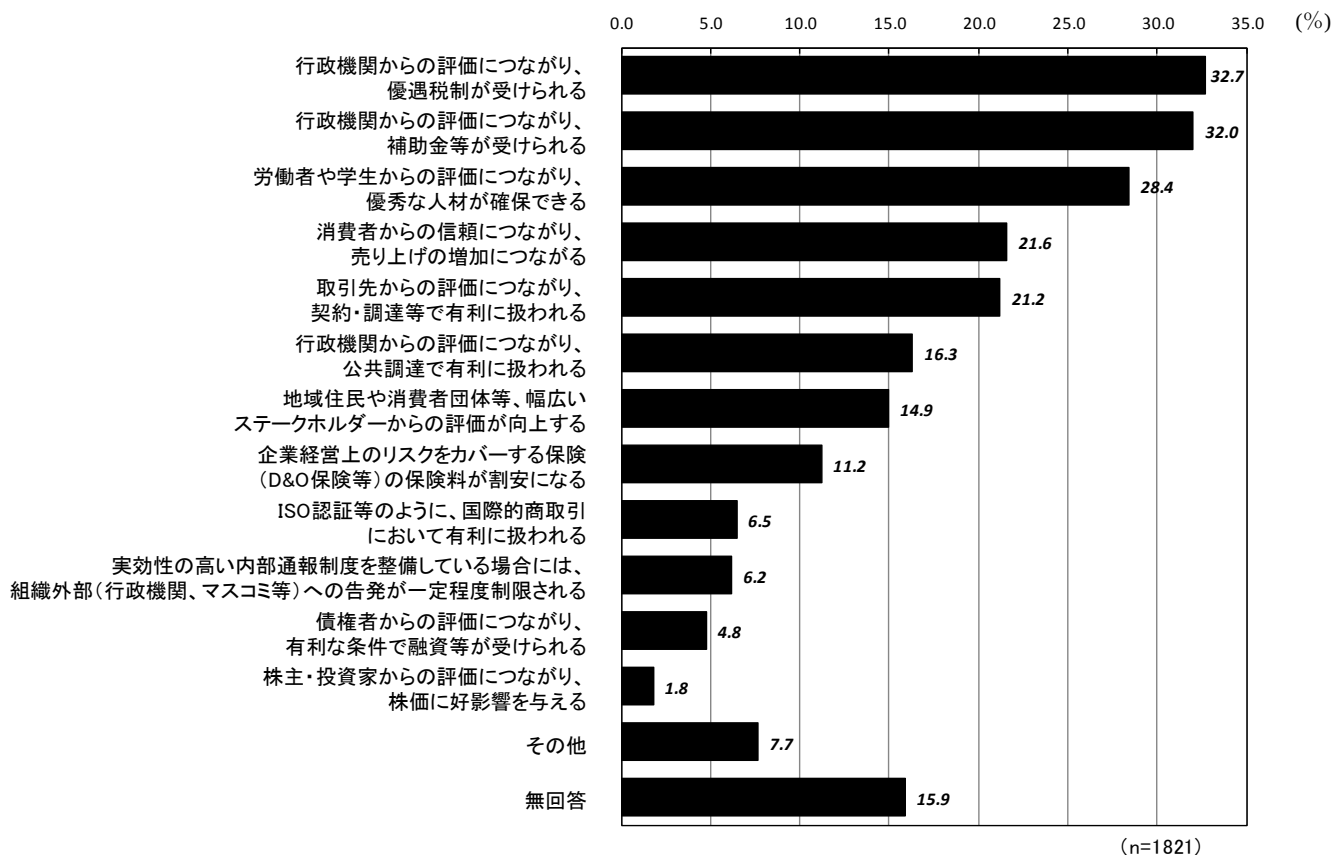
(%)																	
		n	法律上の義務とはされていない	経営陣が導入に慎重又は反対である	同規模の同業他社等も導入していない	者の秘密が守れない (規模・組織の状況等からみて) 通報	効果が期待できない	人手が足りない	金銭的負担がかかる	従業員間の不和の元となる	が既に醸成されている社内風土や仕組み	制度がなくとも、法令違反等を明らかにし適切に対応する社内風土や仕組み	必要性を感じない	どのような制度なのか分からない	どのようにして導入すればよいのか分からない	その他	無回答
全体		1821	25.7	1.0	14.8	10.5	2.4	16.8	4.2	10.8	14.3	16.7	30.5	25.7	5.2	3.1	
従業員数	50人以下	578	13.5	0.2	14.2	6.9	2.9	15.2	4.5	8.8	9.0	29.2	33.4	23.2	7.1	3.6	
	51～100人	477	28.9	0.4	18.4	13.4	3.4	16.6	4.4	11.7	14.7	13.2	31.9	25.8	3.1	2.3	
	101～300人	524	33.8	2.1	13.5	11.8	1.0	19.3	5.2	12.6	18.9	8.2	28.4	27.3	4.6	2.7	
	301～1000人	197	33.5	2.0	12.7	11.7	2.5	15.7	1.0	11.2	18.3	8.6	25.9	31.0	5.6	2.5	
	1001～3000人	19	36.8	－	10.5	10.5	5.3	10.5	－	5.3	21.1	21.1	21.1	21.1	10.5	5.3	
	3000人超	1	－	－	－	－	－	100.0	－	－	－	－	－	－	－	－	

(5) 内部通報制度を導入するインセンティブ(導入するメリット)(問3-5-1)

内部通報制度を「検討中」、「導入する予定なし」、「導入していたが廃止した」と回答した事業者(n=1,821)に対し、どのようなメリットがあれば、内部通報制度を導入するインセンティブになるか尋ねた。

上位2項目は、「行政機関からの評価につながり、優遇税制が受けられる」(32.7%)と「行政機関からの評価につながり、補助金等が受けられる」(32.0%)が拮抗した。次いで、「労働者や学生からの評価につながり、優秀な人材が確保できる」(28.4%)が続く。

図表 16 内部通報制度を導入するインセンティブ(導入するメリット)(複数回答)／全体



従業員数別にみると、1,001～3,000人では、「行政機関からの評価につながり、優遇税制が受けられる」(47.4%)と「行政機関からの評価につながり、補助金等が受けられる」(42.1%)の割合が全体と比較して高くなっている。101人以上3,000人未満では、「労働者や学生からの評価につながり、優秀な人材が確保できる」が4割前後に達し高い。

図表 17 内部通報制度を導入するインセンティブ(導入するメリット)(複数回答)／従業員数別

		(%)													
	n	行政機関からの評価につながり、優遇税制が受けられる	行政機関からの評価につながり、補助金等が受けられる	労働者や学生からの評価につながり、優秀な人材が確保できる	消費者からの信頼につながり、売上げの増加につながる	株主・投資家からの評価につながる	取引先からの評価につながり、契約・調達等で有利に扱われる	債権者からの評価につながり、有利な条件で融資等が受けられる	保険業経営上のリスクをカバーする保険(D&O保険等)の保険料が割安になる	労働者や学生からの評価につながる	ISO認証等のように、国際的商取引において有利に扱われる	実効性の高い内部通報制度を整備している場合には、組織外部(行政機関、マスコミ等)への告発が一定程度制限される	地域住民や消費者団体等、幅広いステークホルダーからの評価が向上する	その他	無回答
全体	1821	16.3	32.7	32.0	21.6	1.8	21.2	4.8	11.2	28.4	6.5	6.2	14.9	7.7	15.9
従業員数															
50人以下	578	14.7	27.9	23.9	22.7	0.9	20.1	4.8	10.0	13.8	4.8	2.2	10.2	10.4	25.6
51～100人	477	18.4	36.3	34.0	20.5	1.7	25.6	6.3	12.2	32.1	5.9	5.7	13.0	7.3	10.9
101～300人	524	17.6	35.7	40.1	22.3	2.3	22.3	4.4	12.4	38.4	8.8	9.9	19.3	4.0	9.7
301～1000人	197	15.2	31.5	32.0	20.8	2.5	15.2	3.0	9.6	37.1	8.1	9.1	22.8	9.1	11.7
1001～3000人	19	5.3	47.4	42.1	26.3	10.5	5.3	-	21.1	42.1	-	10.5	15.8	10.5	5.3
3000人超	1	-	-	100.0	-	-	-	-	-	100.0	-	100.0	100.0	-	-

業種別にみると、“サービス業”で「労働者や学生からの評価につながり、優秀な人材が確保できる」の割合が36.4%と全体と比較して高い。

図表 18 内部通報制度を導入するインセンティブ(導入するメリット)(複数回答)／業種別

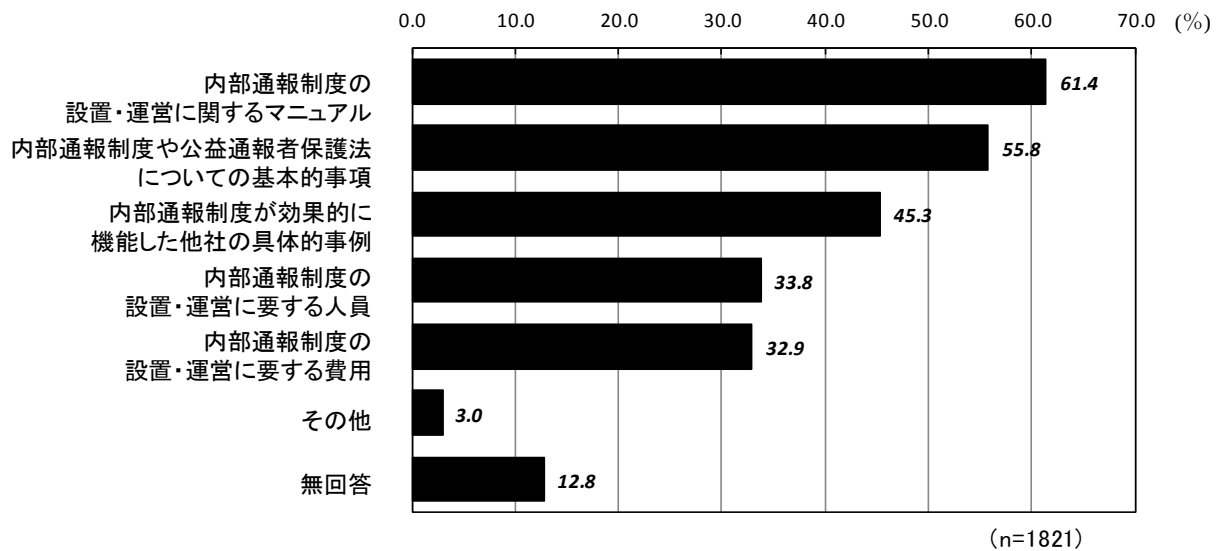
		(%)															
		n	行政機関からの評価につながる、 公共調達で有利に扱われる	優遇税制が受けられる	行政機関からの評価につながる、 補助金等が受けられる	消費者からの信頼につながり、 売	株主・投資家からの評価につながる、 株価に好影響を与える	取引先からの評価につながる、 契約・調達等で有利に扱われる	債権者からの評価につながる、 有利な条件で融資等が受けられる	割安になる （D&O保険等）の保険料が	企業経営上のリスクをカバーする	労働者や学生からの評価につながる、 優秀な人材が確保できる	ISO認証等のように、 国際的商取引において有利に扱われる	実効性の高い内部通報制度を整備 している場合には、組織外部（行 政機関、マスコミ等）への告発が一定 程度制限される	地域住民や消費者団体等、幅広 い向上する	その他	無回答
全体		1821	16.3	32.7	32.0	21.6	1.8	21.2	4.8	11.2	28.4	6.5	6.2	14.9	7.7	15.9	
業種	建設業	249	32.1	31.7	21.7	19.3	2.0	27.7	6.0	12.0	20.9	4.8	4.4	8.0	8.0	18.5	
	製造業	320	10.9	40.9	34.4	16.6	1.9	33.4	6.6	11.9	26.9	13.8	3.8	11.9	7.2	12.8	
	電気・ガス・熱供給・水道業	18	22.2	38.9	27.8	27.8	-	27.8	-	5.6	11.1	-	-	16.7	11.1	16.7	
	情報通信・運輸業	203	17.7	37.4	37.9	19.2	2.5	31.5	6.9	10.3	30.0	7.9	6.4	10.3	6.4	13.8	
	卸売・小売業	277	9.0	36.8	31.4	36.1	2.9	20.9	5.8	12.3	28.2	4.7	6.5	13.0	8.7	15.2	
	金融・保険業	12	25.0	50.0	50.0	25.0	16.7	16.7	-	25.0	16.7	8.3	25.0	33.3	16.7	-	
	不動産業	42	14.3	21.4	21.4	31.0	2.4	11.9	4.8	4.8	11.9	4.8	4.8	11.9	9.5	23.8	
	サービス業	593	16.7	28.3	36.4	19.2	0.8	11.0	3.0	10.8	36.4	4.6	8.1	22.1	6.6	14.0	
	その他	83	9.6	18.1	20.5	20.5	-	12.0	1.2	12.0	16.9	3.6	7.2	16.9	9.6	26.5	

(6) 内部通報制度の導入検討に必要な情報（問3－6）

内部通報制度を「検討中」、「導入する予定なし」、「導入していたが廃止した」と回答した事業者（n=1,821）に対し、導入を検討するに当たってどのような情報やリソースが必要となるかを尋ねた。

「内部通報制度の設置・運営に関するマニュアル」が61.4%と最も高く、次いで、「内部通報制度や公益通報者保護法についての基本的事項」が55.8%、「内部通報制度が効果的に機能した他社の具体的事例」（45.3%）が続く。

図表 19 内部通報制度の導入検討に必要な情報（複数回答）／全体



従業員数別にみると、いずれの従業員数区分でも「内部通報制度の設置・運営に関するマニュアル」が高い（“1,001～3,000 人”では、同率（68.4%）で「内部通報制度や公益通報者保護法についての基本的事項」が挙げられている。）。

図表 20 内部通報制度の導入検討に必要な情報（複数回答）／従業員数別

(%)

		n	法内 部に つ 通 報 制 度 の 基 本 的 事 項 の 通 報 者 保 護	す 内 部 通 報 制 度 の 設 置 ・ 運 営 に 要 する 費 用	す 内 部 通 報 制 度 の 設 置 ・ 運 営 に 要 する 人 員	す 内 部 通 報 制 度 の 設 置 ・ 運 営 に 関 する マ ニ ュ ア ル	た 内 部 通 報 制 度 の 具 体 的 な 事 例 が 効 果 的 に 機 能 し た 他 社 の 通 報 制 度	そ の 他	無 回 答
	全体	1821	55.8	32.9	33.8	61.4	45.3	3.0	12.8
従業員数	50人以下	578	43.4	28.0	24.2	45.5	35.5	5.0	21.6
	51～100人	477	60.6	33.8	36.3	67.5	49.7	2.5	8.4
	101～300人	524	63.9	38.2	40.3	72.1	51.7	1.5	6.7
	301～1000人	197	62.4	35.0	40.6	69.5	49.7	2.0	9.1
	1001～3000人	19	68.4	36.8	31.6	68.4	52.6	—	—
	3000人超	1	100.0	—	100.0	100.0	—	—	—

法及びガイドラインの認知度別にみると、“法のみ知っている”と回答した事業者では、「内部通報制度の設置・運営に関するマニュアル」が7割（70.3%）と全体と比較して高い。

図表 21 内部通報制度の導入検討に必要な情報（複数回答）／法及びガイドラインの認知度別

(%)

		n	法内 部に つ 通 報 制 度 の 基 本 的 事 項 の 通 報 者 保 護	す 内 部 通 報 制 度 の 設 置 ・ 運 営 に 要 する 費 用	す 内 部 通 報 制 度 の 設 置 ・ 運 営 に 要 する 人 員	す 内 部 通 報 制 度 の 設 置 ・ 運 営 に 関 する マ ニ ュ ア ル	た 内 部 通 報 制 度 の 具 体 的 な 事 例 が 効 果 的 に 機 能 し た 他 社 の 通 報 制 度	そ の 他	無 回 答
	全体	1821	55.8	32.9	33.8	61.4	45.3	3.0	12.8
法 及 び ガ イ ド ラ イ ン の 認 知 度	いずれも知っている	262	48.9	29.4	35.9	65.3	47.7	1.5	9.2
	法のみ知っている	418	58.4	35.9	39.5	70.3	48.6	2.2	8.6
	民間ガイドラインのみ知っている	30	36.7	26.7	40.0	46.7	40.0	6.7	20.0
	いずれも知らない	1099	56.9	32.8	30.9	57.3	43.5	3.5	15.1

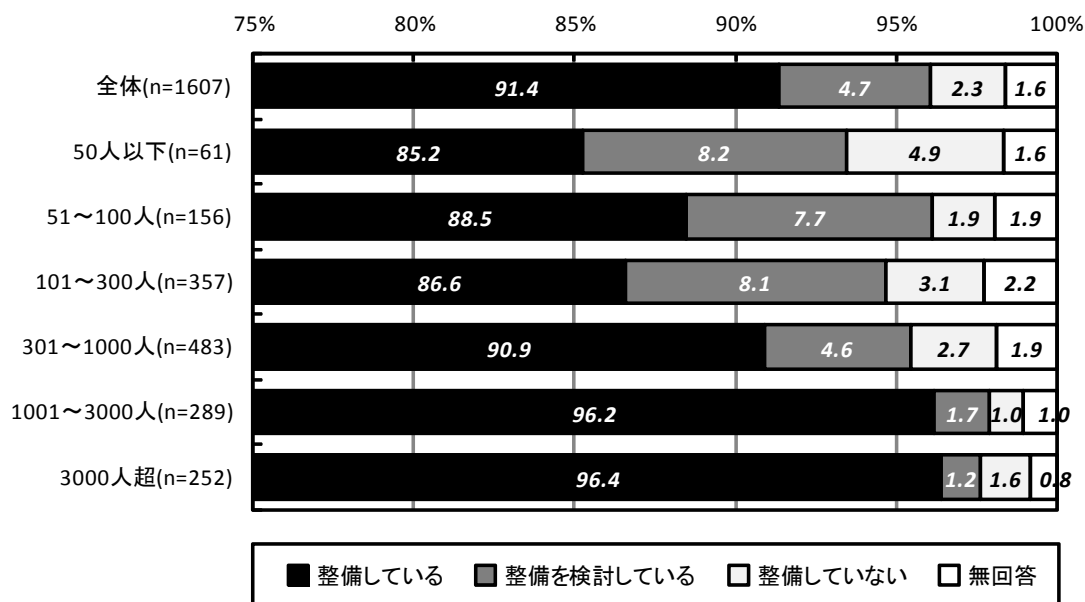
(7) 内部規程の整備状況（問3-3）

内部通報制度を「導入している」と回答した事業者（n=1,607）に対し、通報処理の仕組みや通報者の保護等に係る事項を定めた内部規程を整備しているかを尋ねた。

「整備している」が9割以上（91.4%）を占め、「整備を検討している」は4.7%、「整備していない」は2.3%であった。

従業員数別にみると、従業員数の多い事業者ほど「整備している」割合が高い傾向が見られる。

図表 22 内部規程の整備状況（単一回答）／全体、従業員数別

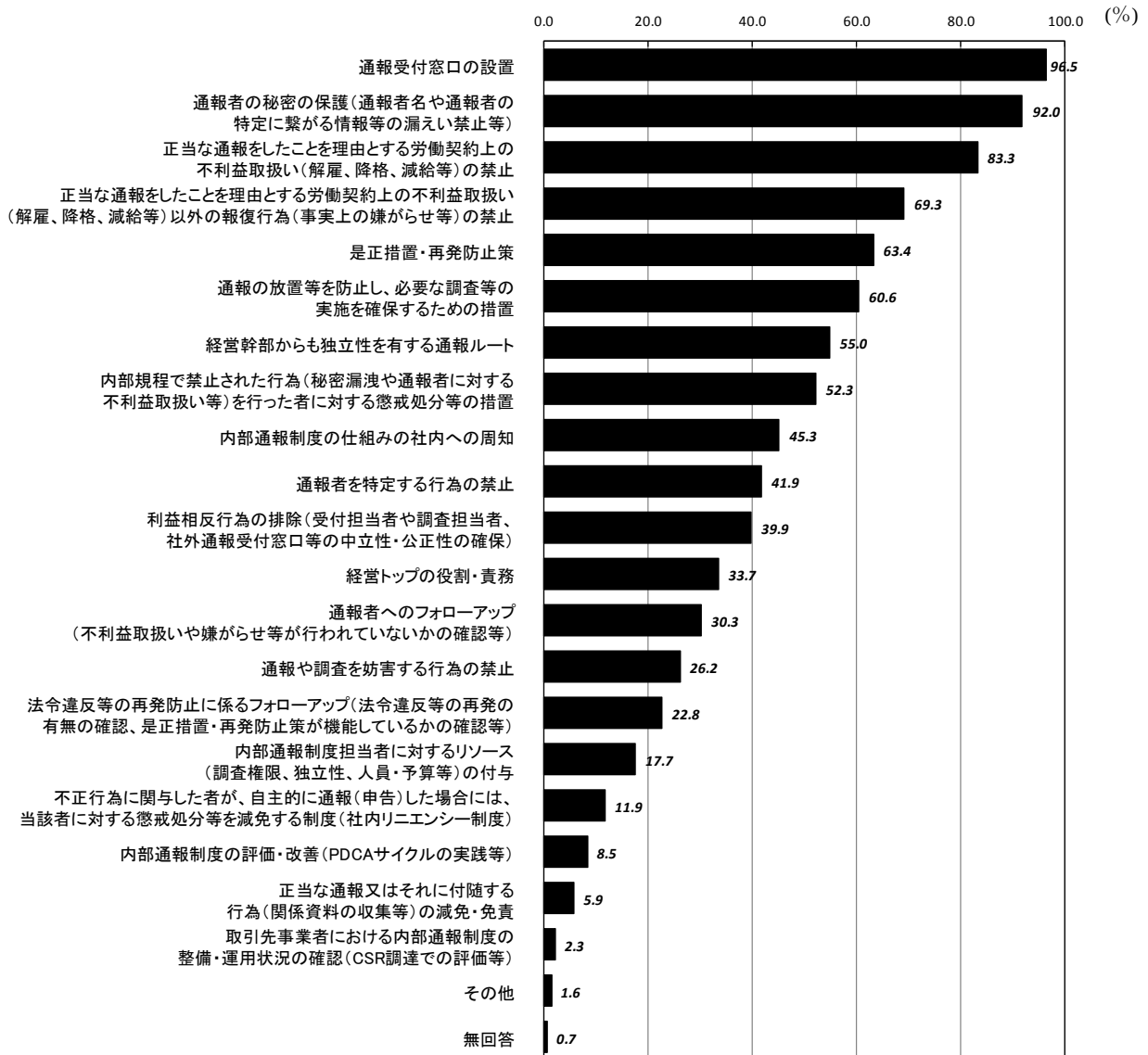


（８）内部規程の内容（問３－４）

内部規程を「整備している」と回答した事業者（n=1,468）に対し、どのような事項が定められているか尋ねた。

「通報受付窓口の設置」が96.5%と最も高かった。次いで、「通報者の秘密の保護（通報者名や通報者の特定に繋がる情報等の漏えい禁止等）」（92.0%）、「正当な通報をしたことを理由とする労働契約上の不利益取扱い（解雇、降格、減給等）の禁止」（83.3%）と続く。

図表 23 内部規程の内容（複数回答）／全体



(n=1468)

○その他の主な内容（従業員数、業種）

●通報の方法、通報対象者等

- 実名通報、通報時の留意事項（3000 人超、卸売業）
- 利用できる者、通報の対象。報告、相談の方法。匿名の場合の対応（1001 人～3000 人、金融・保険業）
- 匿名の場合は、その後の具体的過程に進めない可能性があること（51 人～100 人、卸売業）
- 通報の義務。通報者の権利（101 人～300 人、運輸業）

●虚偽、不正目的の通報の禁止

- 虚偽、誹謗中傷、その他不正目的通報の禁止（3000 人超、建設業）

●調査への協力義務

- 調査被対象部門の調査協力義務（1001 人～3000 人、建設業）

●その他

- （自主申告の場合）減免はしないが、情状として考慮（1001 人～3000 人、卸売業）
- 通報者への処理状況報告（301 人～1000 人、卸売業）

従業員数別にみると、いずれの従業員区分においても「通報受付窓口の設置」の割合が最も高い。また、従業員数の多い事業者ほど「正当な通報をしたことを理由とする労働契約上の不利益取扱い（解雇、降格、減給等）の禁止」、「是正措置・再発防止策」、「通報の放置等を防止し、必要な調査等の実施を確保するための措置」の割合が高い傾向が見られる。

図表 24 内部規程の内容（複数回答）／従業員数別

																							(%)	
																							無回答	
																							その他	
																							取引先事業者における内部通報制度の整備・運用状況の確認（CSR調達での評価等）	
																							内部通報制度の評価・改善（PDCAサイクルの実践等）	
																							内部通報制度担当者に対するリソース（調査権限、独立性、人員・予算等）の付与	
																							内部通報制度の仕組みの社内への周知	
																							法令違反等の再発防止に係るフォローアップ（法令違反等の再発の有無の確認、是正措置・再発防止策が機能しているかの確認等）	
																							通報者へのフォローアップ（不利益取扱いや嫌がらせ等が行われていないかの確認等）	
																							正当な通報又はそれに付随する行為（関係資料の収集等）の減免・免責	
																							不正行為に関与した者が、自主的に通報（申告）した場合には、当該者に対する懲戒処分等を減免する制度（社内リニエーション制度）	
																							内部規程で禁止された行為（秘密漏洩や通報者に対する不利益取扱い等）を行った者に対する懲戒処分等の措置	
																							通報や調査を妨害する行為の禁止	
																							正当な通報をしたことを理由とする選択肢9以外の報復行為（事実上の嫌がらせ等）の禁止	
																							正当な通報をしたことを理由とする労働契約上の不利益取扱い（解雇、降格、減給等）の禁止	
																							通報者を特定する行為の禁止	
																							通報者の秘密の保護（通報者名や通報者の特定に関する情報等の漏えい禁止等）	
																							利益相反行為の排除（受付担当者や調査担当者、社外通報受付窓口等の中立的性・公正性の確保）	
																							是正措置・再発防止策	
																							通報の放置等を防止し、必要な調査等の実施を確保するための措置	
																							経営幹部からも独立性を有する通報ルート	
																							通報受付窓口の設置	
																							経営トップの役割・責務	
		n																						
全体		1468	33.7	96.5	55.0	60.6	63.4	39.9	92.0	41.9	83.3	69.3	26.2	52.3	11.9	5.9	30.3	22.8	45.3	17.7	8.5	2.3	1.6	0.7
従業員数	50人以下	52	36.5	92.3	67.3	46.2	48.1	40.4	78.8	25.0	67.3	67.3	26.9	40.4	11.5	11.5	25.0	28.8	40.4	15.4	13.5	7.7	-	-
	51～100人	138	39.9	95.7	47.1	54.3	53.6	35.5	87.0	40.6	73.2	58.7	28.3	51.4	12.3	10.1	34.1	23.9	47.8	14.5	5.1	1.4	0.7	0.7
	101～300人	309	31.1	95.1	51.5	53.4	55.7	35.9	90.3	36.2	77.7	61.8	24.6	51.1	9.1	5.5	23.3	16.8	44.3	15.2	5.5	2.3	0.3	1.3
	301～1000人	439	33.9	97.3	56.7	57.9	64.7	40.3	92.9	43.3	85.4	69.5	27.3	53.8	13.2	4.8	28.2	22.6	46.0	18.0	7.7	2.5	1.6	0.5
	1001～3000人	278	30.2	97.1	55.8	69.4	70.1	44.2	96.0	45.7	88.8	77.7	28.4	52.5	11.2	5.8	36.7	23.4	41.4	19.1	11.2	1.4	2.9	0.7
	3000人超	243	36.2	98.4	57.2	72.4	72.0	42.4	93.8	46.1	89.7	75.3	22.2	55.1	13.6	4.9	35.0	28.4	49.0	21.4	11.9	2.5	2.5	0.8

業種別にみると、「通報受付窓口の設置」の割合はいずれの業種でも9割強を占めている。また、「正当な通報をしたことを理由とする労働契約上の不利益取扱い（解雇、降格、減給等）の禁止」、「通報者の秘密の保護（通報者名や、通報者の特定に繋がる情報等の漏えい禁止等）の割合も、いずれの業種でも9割前後を占める。

図表 25 内部規程の内容（複数回答）／業種別

[illegible]

法及びガイドラインの認知度別にみると、“いずれも知っている”と回答した事業者では、内部規程の内容の充実度が高い傾向が見られる。

図表 26 内部規程の内容（複数回答）／法及びガイドラインの認知度別

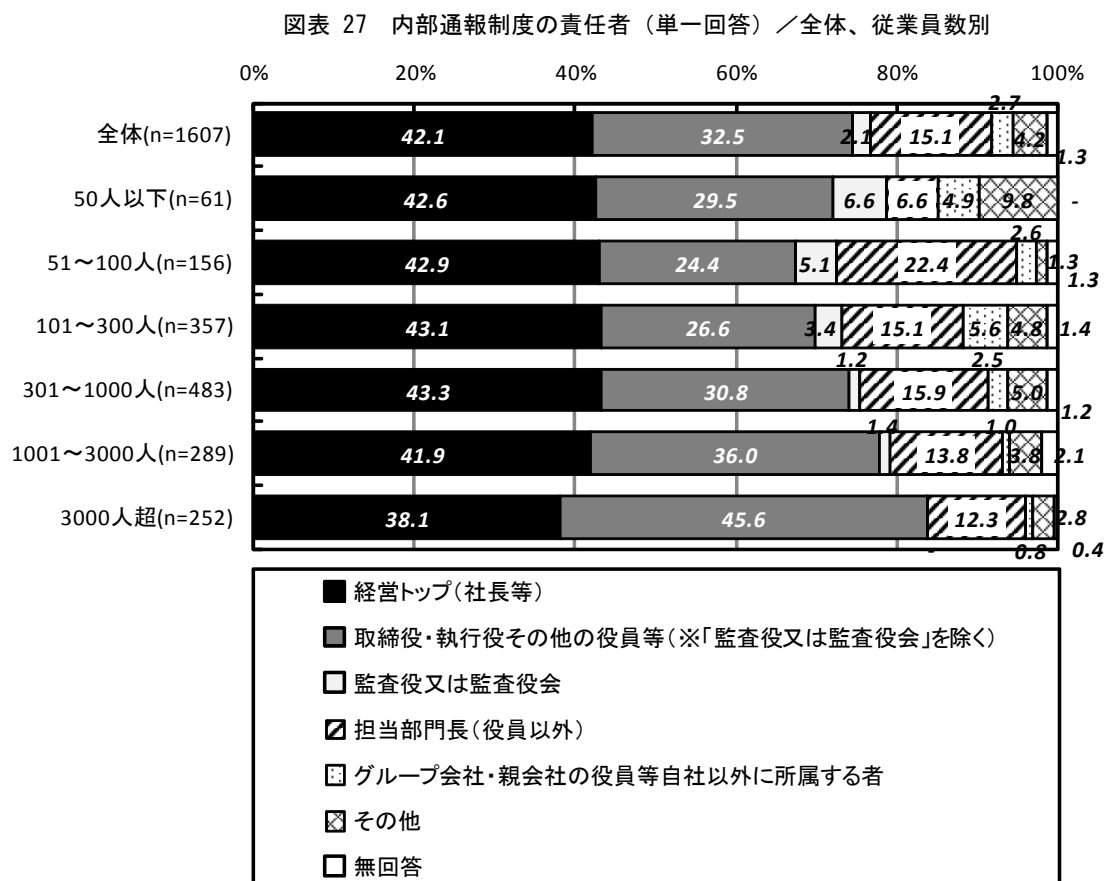
		(96)																							
		無回答																							
		その他																							
		取引先事業者における内部通報制度の整備・運用状況の確認（CSR調達での評価等）																							
		内部通報制度の評価・改善（PDCAサイクルの実践等）																							
		内部通報制度担当者に対するリソース（調査権限、独立性、人員・予算等）の付与																							
		内部通報制度の仕組みの社内への周知																							
		法令違反等の再発防止に係るフォローアップ（法令違反等の再発の有無の確認、是正措置・再発防止策が機能しているかの確認等）																							
		通報者へのフォローアップ（不利益取扱いや嫌がらせ等が行われていないかの確認等）																							
		正当な通報又はそれに付随する行為（関係資料の収集等）の減免・免責																							
		不正行為に関与した者が、自主的に通報（申告）した場合に、当該者に対する懲戒処分等を減免する制度（社内リエンジニアリング制度）																							
		内部規程で禁止された行為（秘密漏洩や通報者に対する不利益取扱い等）を行った者に対する懲戒処分等の措置																							
		通報者や調査を妨害する行為の禁止																							
		正当な通報をしたことを理由とする選択肢9以外の報復行為（事実上の嫌がらせ等）の禁止																							
		正当な通報をしたことを理由とする労働契約上の不利益取扱い（解雇、降格、減給等）の禁止																							
		通報者を特定する行為の禁止																							
		通報者の秘密の保護（通報者名や通報者の特定に繋がる情報の漏えい禁止等）																							
		利益相反行為の排除（受付担当者や調査担当者、社外通報受付窓口等の中立性・公正性の確保）																							
		是正措置・再発防止策																							
		通報者の配置等を防止し、必要な調査等の実施を確保するための措置																							
		経営幹部からも独立性を有する通報ルート																							
		通報受付窓口の設置																							
		経営トップの役割・責務																							
		n																							
ドライ イン のイ	全体	1468	33.7	96.5	55.0	60.6	63.4	39.9	92.0	41.9	83.3	69.3	26.2	52.3	11.9	5.9	30.3	22.8	45.3	17.7	8.5	2.3	1.6	0.7	
	いずれも知っている	990	35.9	97.8	58.3	65.4	68.1	43.5	94.1	44.6	86.2	72.7	28.8	56.9	12.8	6.3	35.1	27.1	46.8	20.8	10.1	2.2	2.1	0.6	
	法のみ知っている	306	26.8	95.4	48.7	54.6	59.5	32.4	90.8	40.5	83.3	66.7	23.2	45.1	12.4	5.6	20.6	15.7	41.5	14.1	5.9	1.6	0.3	0.7	
	民間ガイドラインのみ知っている	21	33.3	95.2	38.1	57.1	47.6	33.3	85.7	30.3	61.9	76.2	28.6	57.1	9.5	4.8	23.8	23.8	52.4	28.6	9.5	4.8	4.8	-	
	いずれも知らない	141	33.3	91.5	47.5	40.4	39.0	32.6	79.4	28.4	66.0	48.9	15.6	35.5	4.3	5.0	21.3	9.2	43.3	2.8	3.5	3.5	-	2.1	

(9) 内部通報制度の責任者（問4）

内部通報制度を「導入している」と回答した事業者（n=1,607）に対し、内部通報制度の責任者が誰かを尋ねた。

「経営トップ（社長等）」が42.1%、「取締役・執行役その他の役員等（監査役又は監査役会を除く）」が32.5%であり、この2者で7割強を占めた（74.6%）。

従業員数別にみると、従業員数の多い事業者ほど「取締役・執行役その他の役員（監査役又は監査役会を除く）」の割合が高い傾向が見られる。



3. 通報窓口の設置状況

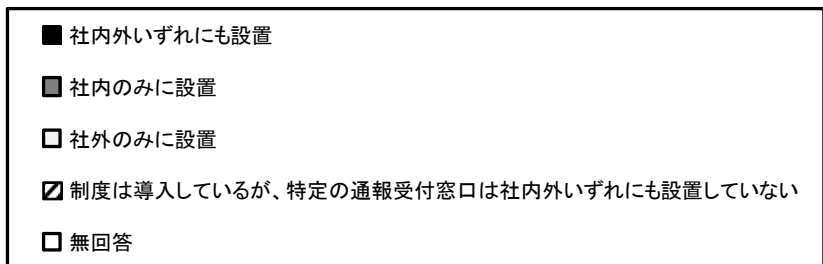
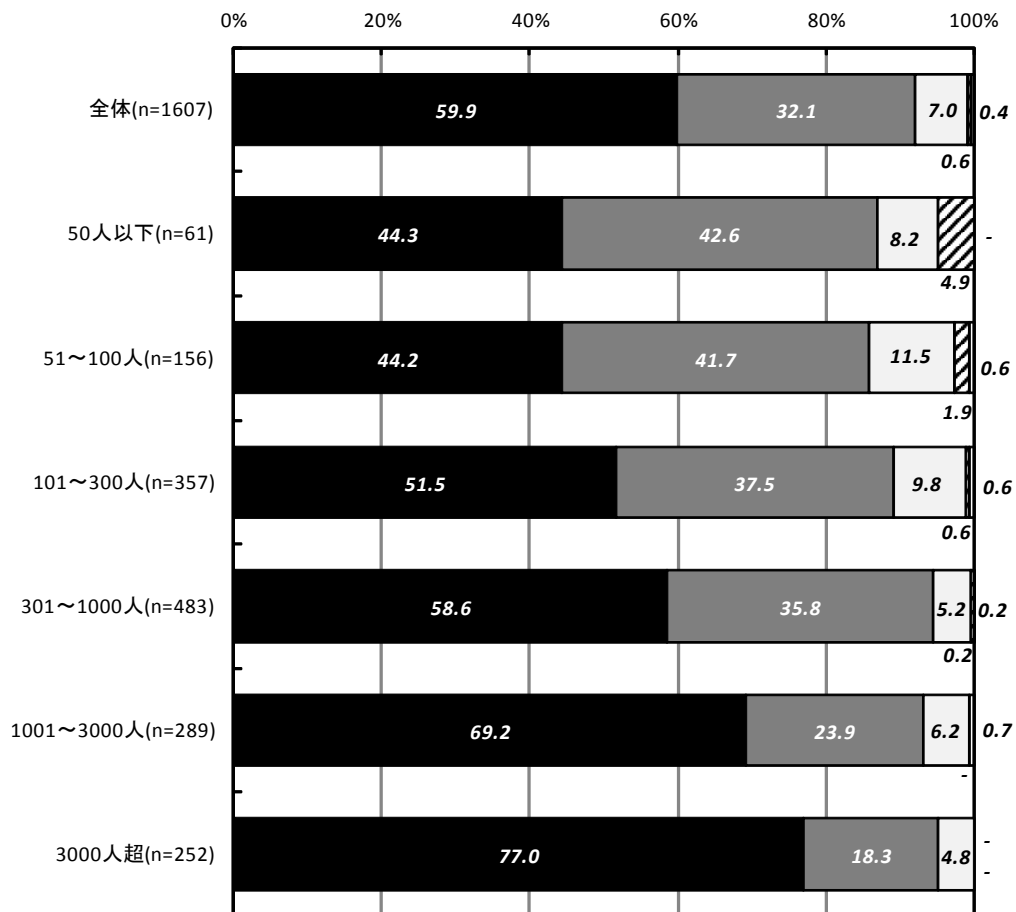
(1) 通報窓口の設置場所（問5）

内部通報制度を「導入している」と回答した事業者（n=1,607）に対し、通報窓口は社内外のいずれに設置しているかを尋ねた。

「社内外いずれにも設置」が59.9%と最も高く、「社内のみに設置」は32.1%、「社外のみに設置」は7.0%であった。

従業員数別にみると、従業員数の多い事業者ほど「社内外いずれにも設置」の割合が高く、従業員数の少ない事業者ほど「社内のみに設置」の割合が高い傾向が見られる。

図表 28 通報窓口の設置場所（単一回答）／全体、従業員数別

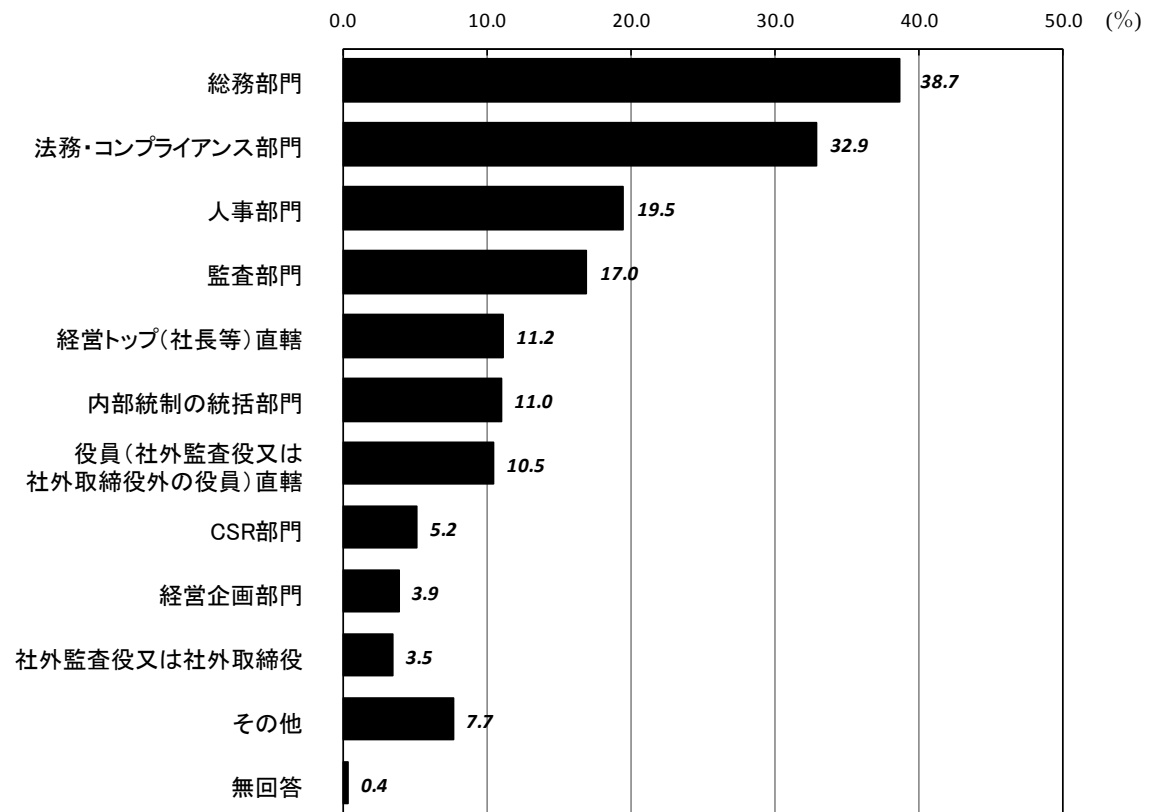


(2) 社内通報窓口の設置部門（問5－1）

通報窓口を「社内外いずれにも設置」又は「社内のみを設置」と回答した事業者（n=1,479）に対し、社内の通報窓口はどの部門に所属しているかを尋ねた。

「総務部門」が38.7%と最も高く、「法務・コンプライアンス部門」が32.9%で続く。以下は「人事部門」（19.5%）、「監査部門」（17.0%）の順で続く。

図表 29 社内の通報窓口の設置部門（複数回答）／全体



(n=1479)

従業員数別にみると、従業員数の少ない事業者ほど、「経営トップ（社長等）直轄」の割合が高い傾向が見られる。一方、1,000人を超える事業者では、「法務・コンプライアンス部門」が4割を超える（“1,001～3,000人”は45.7%、“3,000人超”は56.7%）。

図表 30 社内の通報窓口の設置部門（複数回答）／従業員数別

			経営 トップ （社長等）直轄	社外 監査役 又は社外 取締役	役員（社外 監査役又は 社外取 締役）直轄	総務部 門	人事部 門	経営企 画部門	内部統 制の統 括部門	C S R 部門	法務・ コンプ ライア ンス部 門	監査部 門	その他	無回 答
		n												(%)
全体		1479	11.2	3.5	10.5	38.7	19.5	3.9	11.0	5.2	32.9	17.0	7.7	0.4
従業員数	50人以下	53	30.2	11.3	11.3	22.6	9.4	3.8	7.5	1.9	9.4	30.2	7.5	-
	51～100人	134	12.7	5.2	13.4	54.5	15.7	4.5	9.0	0.7	12.7	14.2	3.0	1.5
	101～300人	318	8.8	2.5	10.7	49.7	15.4	3.8	12.3	4.4	17.6	13.2	7.5	0.6
	301～1000人	456	11.2	3.7	10.3	41.7	20.8	4.2	12.3	3.5	32.5	18.4	9.2	0.2
	1001～3000人	269	11.9	1.9	9.7	29.4	25.7	4.5	10.8	5.9	45.7	20.1	9.3	0.4
	3000人超	240	8.3	3.3	10.0	22.9	20.0	2.5	9.2	12.1	56.7	15.0	6.3	-

通報窓口の設置場所別にみると、“社内外いずれにも設置”と回答した事業者は、「法務・コンプライアンス部門」が38.8%で、“社内のみに設置”と回答した事業者（21.9%）より高くなっている。

図表 31 社内の通報窓口の設置部門（複数回答）／通報窓口の設置場所別

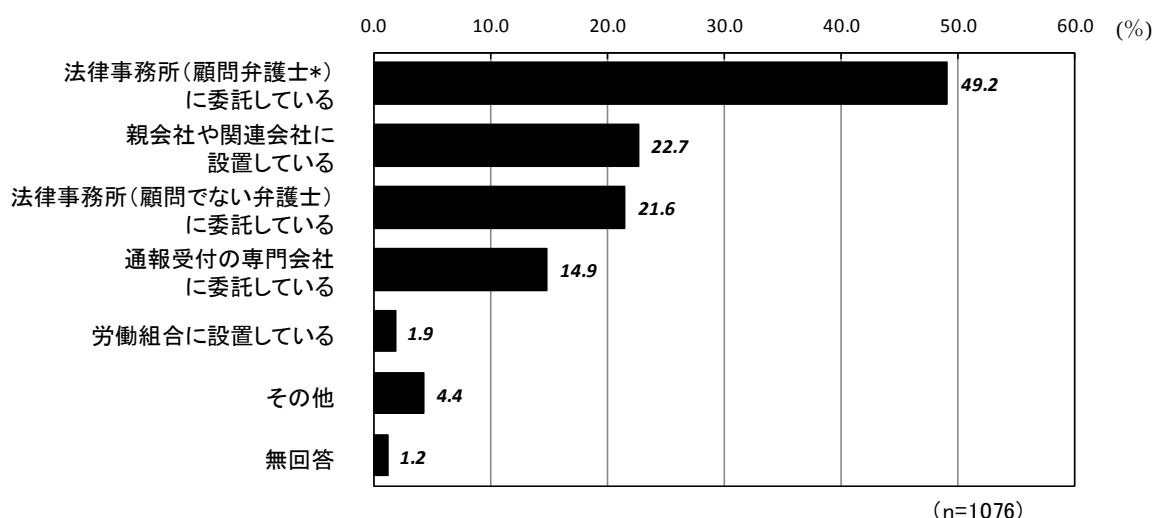
			経営 トップ （社長等）直轄	社外 監査役 又は社外 取締役	役員（社外 監査役又は 社外取 締役）直轄	総務部 門	人事部 門	経営企 画部門	内部統 制の統 括部門	C S R 部門	法務・ コンプ ライア ンス部 門	監査部 門	その他	無回 答
		n												(%)
全体		1479	11.2	3.5	10.5	38.7	19.5	3.9	11.0	5.2	32.9	17.0	7.7	0.4
通報 窓口 の設 置場 所	社内外いずれにも設置	963	10.7	3.4	10.2	35.4	20.1	3.7	10.8	6.6	38.8	16.5	7.4	0.5
	社内のみに設置	516	12.0	3.7	11.0	45.0	18.4	4.3	11.4	2.5	21.9	17.8	8.3	0.2
	社外のみに設置	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	制度は導入しているが、特定の通報受付窓口は社内外いずれにも設置していない	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

(3) 社外通報窓口の設置場所（問5－4）

通報窓口を“社内外いずれにも設置”又は“社外のみを設置”していると回答した事業者（n=1,076）に対し、社外の通報窓口はどこに設置しているかを尋ねた。

「法律事務所（顧問弁護士）に委託している」が49.2%で最も高く、「親会社や関連会社に設置している」（22.7%）、「法律事務所（顧問でない弁護士）に委託している」（21.6%）の順で続く。

図表 32 社外の通報窓口の設置場所（複数回答）／全体



*「顧問弁護士」とは、顧問契約の有無にかかわらず事業者から法律事務を継続的に受任している弁護士を指す。

○その他の主な内容

親会社・グループ会社が設置する場所、社会保険労務士、第三者委員会、産業カウンセラー、メンタルヘルス機関、上部団体など

従業員数別にみると、いずれの従業員数区分でも「法律事務所（顧問弁護士）に委託している」が最も高い。“3,000 人超”では、「通報受付の専門会社に委託している」、「法律事務所（顧問でない弁護士）に委託している」の割合が2割から3割と、全体と比較して高くなっている（それぞれ 23.3%、30.1%）。また、1,000 人以下の事業者では「親会社や関連会社に設置している」の割合も高い。

図表 33 社外の通報窓口の設置場所（複数回答）／従業員数別

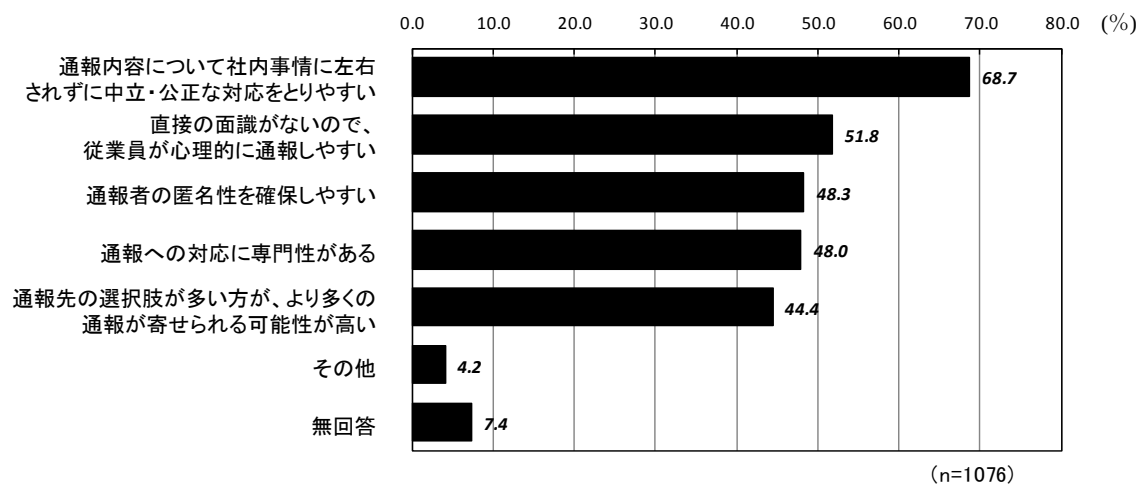
		(%)						
	n	法律事務所（顧問弁護士）に委託している	法律事務所（顧問でない弁護士）に委託している	通報受付の専門会社に委託している	親会社や関連会社に設置している	労働組合に設置している	その他	無回答
全体	1076	49.2	21.6	14.9	22.7	1.9	4.4	1.2
従業員数	50人以下	32	40.6	18.8	15.6	18.8	—	6.3
	51～100人	87	42.5	21.8	9.2	37.9	2.3	2.3
	101～300人	219	46.1	19.6	8.2	32.9	1.4	0.9
	301～1000人	308	48.1	18.8	14.3	27.3	1.0	0.6
	1001～3000人	218	54.6	19.7	16.1	15.1	1.8	0.9
	3000人超	206	52.9	30.1	23.3	7.3	3.9	1.9

(4) 社外通報窓口の設置理由（問5－3）

通報窓口を“社内外いずれにも設置”又は“社外のみを設置”と回答した事業者（n=1,076）に対し、社外に通報窓口を設置している理由を尋ねた。

「通報内容について社内事情に左右されずに中立・公正な対応をとりやすい」が68.7%で最も高く、次いで「直接の面識がないので、従業員が心理的に通報しやすい」（51.8%）、「通報者の匿名性を確保しやすい」（48.3%）、「通報への対応に専門性がある」（48.0%）の順で続く。

図表 34 社外通報窓口の設置理由（複数回答）／全体



従業員数別にみると、3,000 人以下の従業員数区分では「通報内容について社内事情に左右されずに中立・公正な対応をとりやすい」が最も高い。“3,000 人超”では、「通報先の選択肢が多い方が、より多くの通報が寄せられる可能性が高い」の割合が7割と、全体と比較して高くなっている。

図表 35 社外通報窓口の設置理由（複数回答）／従業員数別

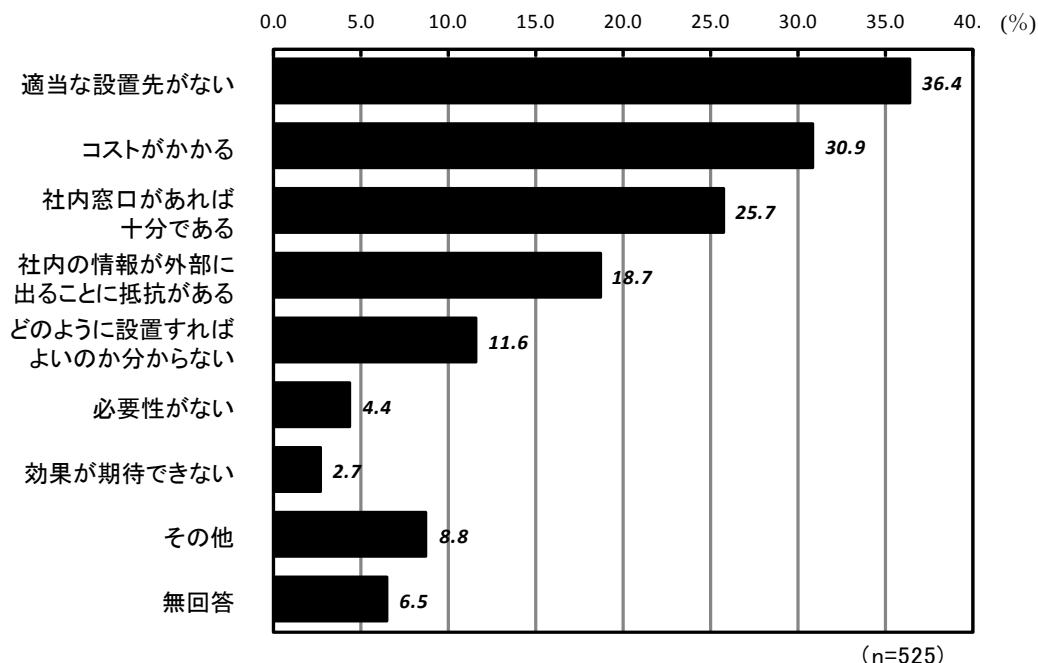
		(%)						
	n	通報への対応に専門性がある	左右されずに中立・公正な対応に	通報者の匿名性を確保しやすい	直接の面識がないので、従業員が心理的に通報しやすい	より多くの通報先の選択肢が多い方が、より多くの通報が寄せられる	その他	無回答
全体	1076	48.0	68.7	48.3	51.8	44.4	4.2	7.4
従業員数	50人以下	32	40.6	62.5	34.4	28.1	25.0	9.4
	51～100人	87	48.3	67.8	43.7	40.2	28.7	8.0
	101～300人	219	48.9	71.2	47.0	42.5	31.5	5.5
	301～1000人	308	48.7	68.8	46.8	50.3	39.3	3.6
	1001～3000人	218	49.1	69.3	49.1	59.2	50.5	3.7
	3000人超	206	44.7	66.5	55.3	64.1	69.4	1.9

(5) 社外に通報窓口を設置していない理由（問5-5）

通報窓口を「社内のみを設置」又は「制度は導入しているが、特定の通報受付窓口は社内外いずれにも設置していない」と回答した事業者（n=525）に対し、社外に通報窓口を設置していない理由を尋ねた。

「適当な設置先がない」が 36.4%で最も高く、次いで「コストがかかる」(30.9%)、「社内窓口があれば十分である」(25.7%)の順で続く。

図表 36 社外に通報窓口を設置していない理由（複数回答）／全体



○その他の主な内容（従業員数、業種）

●検討中

- 今後設置する予定である（51人～300人、教育・学習支援業）
- 弁護士事務所と協議中（101人～300人、その他サービス業）

●親会社・グループで対応しているため

- 自社では設置していないが、親会社の外部窓口を利用できる（101人～300人、建設業）

●社内窓口で十分なため

- 社内通報窓口を監査役室にも設置している（3000人超、金融・保険業）
- 現時点では、必要がないと判断している（301人～1000人、建設業）

●外部窓口を設置していたが、廃止した

- 最初は社内外窓口を併設していたが、社外を利用する人がいなかったため、今は社内だけにしている（3000人超、製造業）
- 社外に弁護士事務所を置いていたが実績が無く、別の社外窓口を設置。ただし、ホットラインではなく、相談窓口としている（301人～1000人、卸売業）

●その他

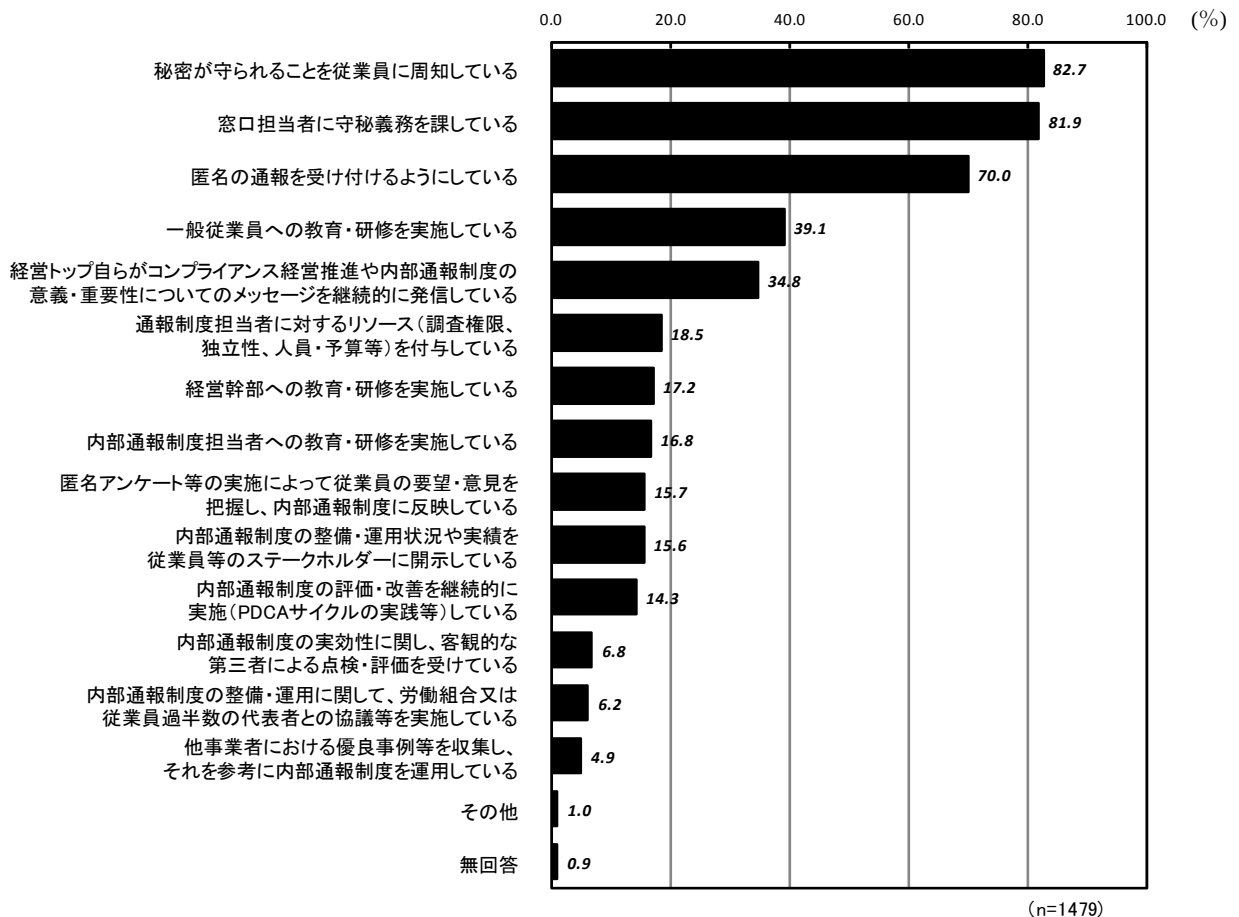
- 社内部門の方が業務内容に精通している。外部機関とは必要に応じて連携する（1001人～3000人、卸売業）
- 信憑性に欠ける（301人～1000人、医療福祉）
- 専用窓口は設置していないが、事業団体、報道機関に対し通報できるようにしてある（101人～300人、金融・保険業）

4. 内部通報制度の信頼性・安心感向上のための方策（問5－2）

通報窓口を「社内外いずれにも設置」又は「社内のみを設置」と回答した事業者（n=1,479）に対し、内部通報制度の信頼性や安心感を向上させるための方策を尋ねた。

上位2項目には、「秘密が守られることを従業員に周知している」と「窓口担当者に守秘義務を課している」が8割以上を占めている（それぞれ 82.7%、81.9%）。次いで、「匿名の通報を受け付けるようにしている」（70.0%）が7割以上を占め、以下には「一般従業員への教育・研修を実施している」（39.1%）、「経営トップ自らがコンプライアンス経営推進や内部通報制度の意義・重要性についてのメッセージを継続的に発信している」（34.8%）が続く。

図表 37 内部通報制度の信頼性・安心感向上のための方策（複数回答）／全体



従業員数別にみると、従業員数の多い事業者ほど、「秘密が守られることを従業員に周知している」、「窓口担当者に守秘義務を課している」、「匿名の通報を受け付けるようにしている」、「一般従業員への教育・研修を実施している」、「経営トップ自らがコンプライアンス経営推進や内部通報制度の意義・重要性についてのメッセージを継続的に発信している」が高い傾向が見られる。

図表 38 内部通報制度の信頼性・安心感向上のための方策（複数回答）／従業員数別

(%)

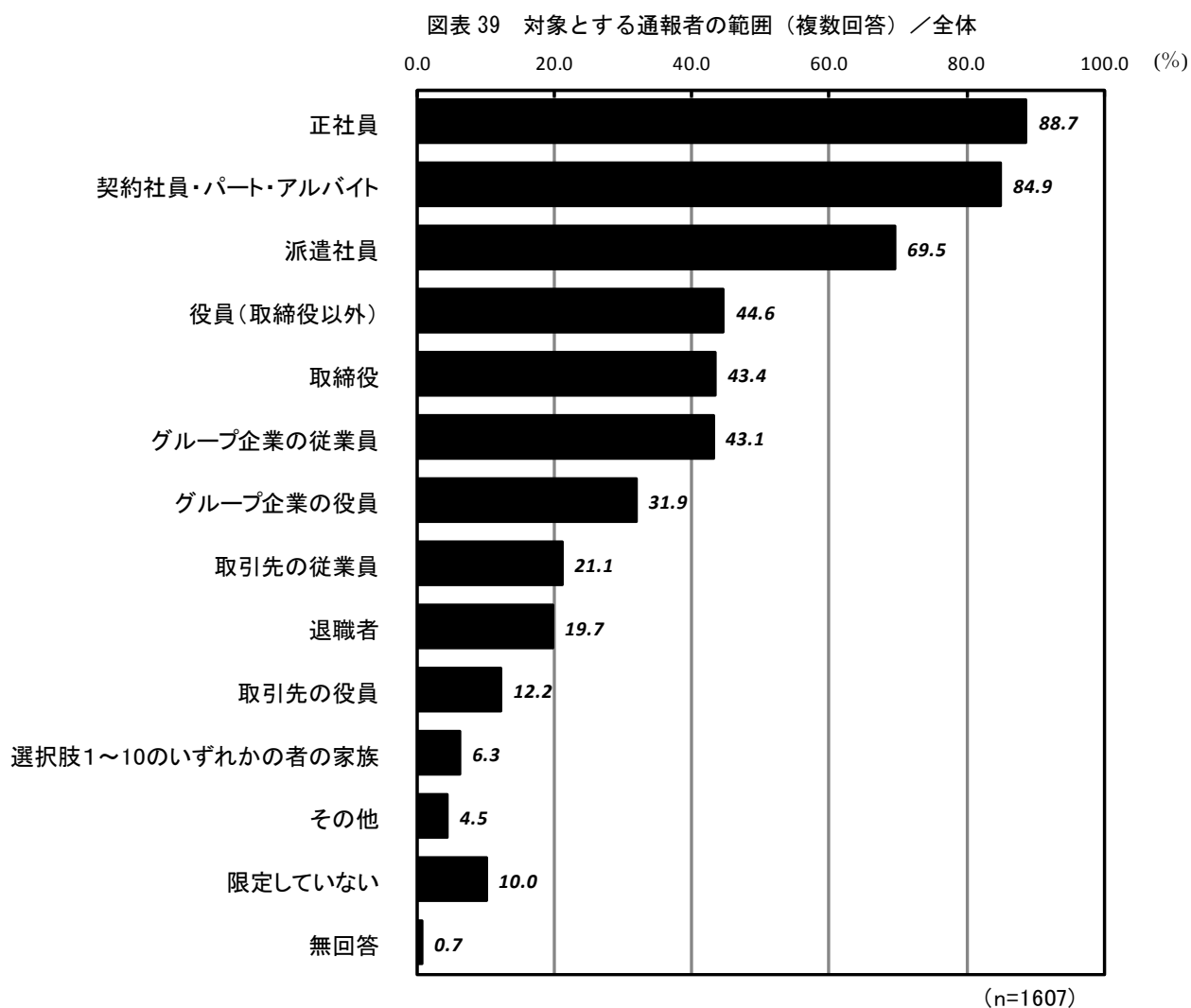
			窓口担当者に守秘義務を課している	秘密が守られることを従業員に周知している	匿名の通報を受け付けるようにしている	経営トップ自らがコンプライアンス経営推進や内部通報制度の意義・重要性についてのメッセージを継続的に発信している	内部通報制度の評価・改善を継続的に実施（PDCAサイクルの実践等）している	内部通報制度の整備・運用に関して、労働組合又は従業員過半数の代表者との協議等を実施している	匿名アンケート等の実施によつて従業員の要望・意見を把握し、内部通報制度に反映している	内部通報制度の実効性に関し、客観的な第三者による点検・評価を受けている	他事業者における優良事例等を収集し、それを参考に内部通報制度を運用している	内部通報制度の整備・運用状況や実績を従業員等のステークホルダーに開示している	内部通報制度担当者への教育・研修を実施している	経営幹部への教育・研修を実施している	一般従業員への教育・研修を実施している	その他	無回答	
全体		1479	81.9	82.7	70.0	34.8	14.3	18.5	6.2	15.7	6.8	4.9	15.6	16.8	17.2	39.1	1.0	0.9
従業員数	50人以下	53	71.7	67.9	41.5	34.0	13.2	13.2	3.8	9.4	3.8	-	3.8	9.4	15.1	22.6	3.8	1.9
	51～100人	134	80.6	75.4	56.7	26.9	8.2	9.0	9.7	9.0	5.2	3.0	11.2	14.9	13.4	27.6	-	2.2
	101～300人	318	79.2	78.3	58.8	28.6	9.7	11.6	5.3	9.1	4.7	2.5	9.4	12.3	13.2	28.3	1.3	1.9
	301～1000人	456	81.1	84.0	71.3	30.9	10.7	18.9	5.5	12.7	6.1	3.1	11.0	13.8	15.1	36.2	0.2	0.7
	1001～3000人	269	83.6	86.6	81.4	37.5	17.1	22.3	4.8	22.3	5.9	6.3	17.1	20.1	17.1	48.3	1.1	-
	3000人超	240	88.8	90.0	85.0	52.9	28.3	30.0	8.8	28.3	13.8	12.5	36.3	27.5	29.6	60.0	1.7	0.4

5. 通報者の範囲

(1) 対象とする通報者の範囲（問6）

内部通報制度を「導入している」と回答した事業者（n=1,607）に対し、内部通報制度で対象としている通報者の範囲を尋ねた。

「正社員」（88.7%）、「契約社員・パート・アルバイト」（84.9%）がいずれも8割以上を占め、「派遣社員」（69.5%）が7割で続いている。次いで「役員（取締役以外）」（44.6%）、「取締役」（43.4%）、「グループ企業の従業員」（43.1%）が4割以上となっている。「グループ企業の役員」（31.9%）は3割、「取引先の従業員」（21.1%）、「退職者」（19.7%）は2割、「限定していない」（10.0%）は1割であった。



○その他の主な内容

グループ会社の協力的会社、通報当時社員であった退職者、ボランティア、サービス利用者、顧客、利害関係者、一般市民、所属大学等の学生など

従業員数別にみると、従業員数の多い事業者ほど、「正社員」以外の者を通報者の範囲に含めている割合が高い傾向が見られる。

図表 40 対象とする通報者の範囲（複数回答）／従業員数別

			正社員	契約社員・パート・アルバイト	派遣社員	退職者	取締役	役員（取締役以外）	グループ企業の役員	グループ企業の従業員	取引先の役員	取引先の従業員	選択肢1～10のいずれか	その他	限定していない	無回答
		n														
全体		1607	88.7	84.9	69.5	19.7	43.4	44.6	31.9	43.1	12.2	21.1	6.3	4.5	10.0	0.7
従業員数	50人以下	61	86.9	73.8	50.8	11.5	31.1	34.4	24.6	34.4	9.8	19.7	1.6	4.9	9.8	—
	51～100人	156	87.8	80.8	57.1	17.9	42.9	41.0	17.9	26.3	9.6	15.4	6.4	1.3	9.6	0.6
	101～300人	357	88.0	83.8	62.7	20.2	38.9	38.7	18.5	24.1	9.0	18.2	5.0	4.8	10.1	1.1
	301～1000人	483	89.6	85.9	71.2	19.3	40.4	42.0	29.4	41.0	9.7	18.4	3.5	3.9	8.9	0.8
	1001～3000人	289	88.6	86.5	76.1	16.6	49.8	54.0	45.7	58.1	13.8	23.9	4.8	4.2	10.0	1.0
	3000人超	252	88.9	88.5	80.2	27.0	50.8	52.0	50.4	69.4	22.2	31.3	16.3	7.5	12.3	—

法及びガイドラインの認知度別にみると、“いずれも知っている”と回答した事業者では、グループ企業や取引先の従業員や役員、「退職者」を通報者の範囲とする割合がほかの区分と比較して高い傾向が見られる。

図表 41 対象とする通報者の範囲（複数回答）／法及びガイドラインの認知度別

			正社員	契約社員・パート・アルバイト	派遣社員	退職者	取締役	役員（取締役以外）	グループ企業の役員	グループ企業の従業員	取引先の役員	取引先の従業員	選択肢1～10のいずれか	その他	限定していない	無回答
		n														
全体		1607	88.7	84.9	69.5	19.7	43.4	44.6	31.9	43.1	12.2	21.1	6.3	4.5	10.0	0.7
法及びガイドラインの認知度	いずれも知っている	1053	89.2	85.9	72.9	21.8	45.1	46.8	35.7	49.4	13.4	22.6	7.4	5.5	9.5	0.7
	法のみ知っている	344	88.1	84.0	65.7	16.6	40.1	42.2	26.7	34.3	9.3	19.8	5.2	2.3	10.8	0.6
	民間ガイドラインのみ知っている	26	92.3	84.6	73.1	11.5	50.0	50.0	38.5	42.3	11.5	19.2	—	3.8	7.7	—
	いずれも知らない	173	85.5	80.3	54.9	13.3	37.6	34.1	16.2	21.4	11.0	14.5	2.9	2.3	12.1	1.7

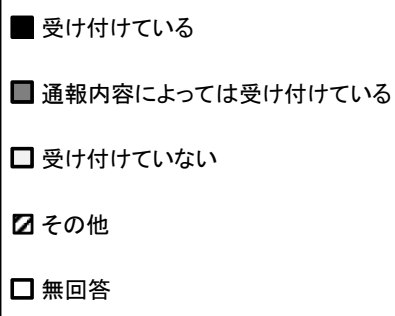
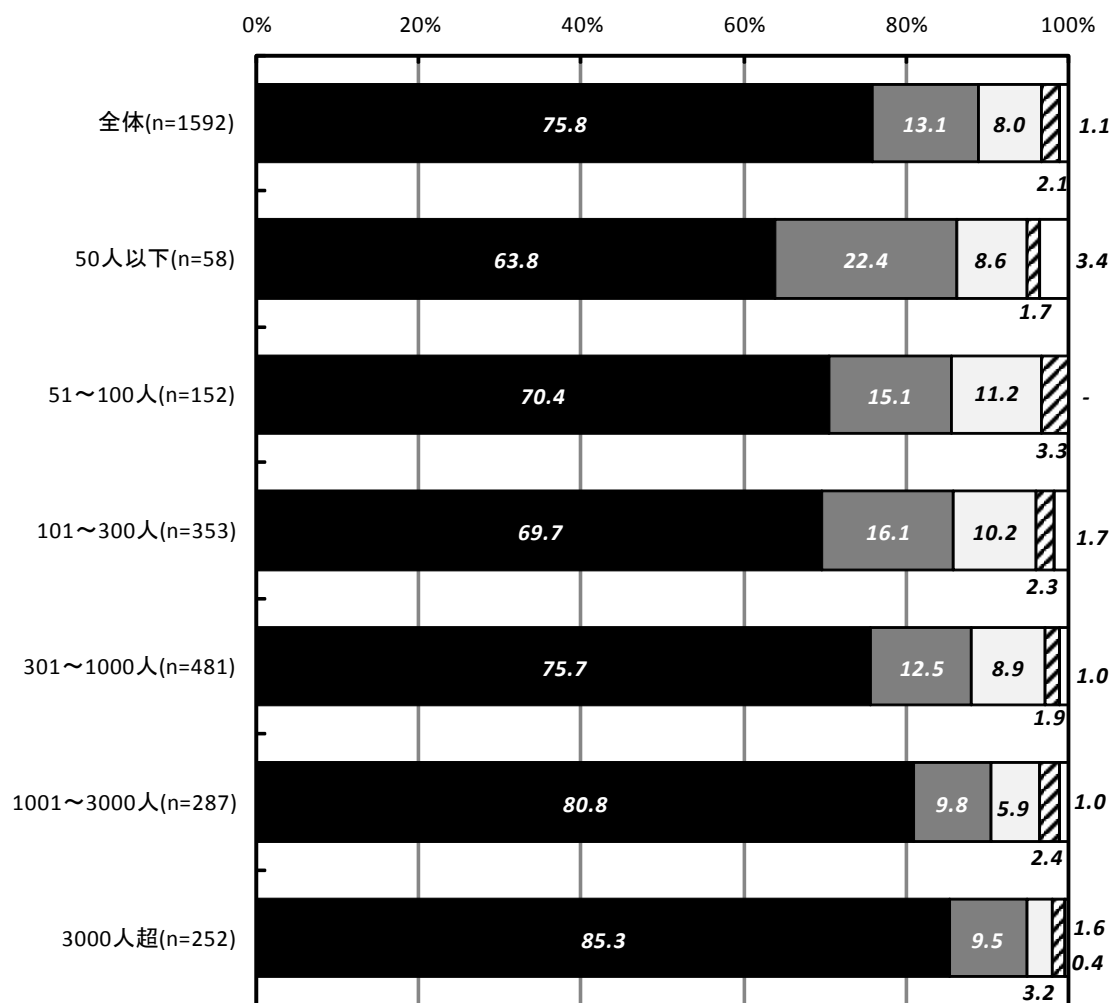
(2) 匿名による通報の受付状況（問 11）

通報受付窓口を社内外のいずれかに「設置している」と回答した事業者（n=1,592）に対し、匿名による通報を受け付けているかを尋ねた。

「受け付けている」（75.8%）と「通報内容によっては受け付けている」（13.1%）を合わせると、ほぼ9割（88.8%）であった。

従業員数別にみると、従業員数の多い事業者ほど匿名による通報を「受け付けている」割合が高い傾向が見られる。

図表 42 匿名による通報の受付状況（単一回答）／全体、従業員数別

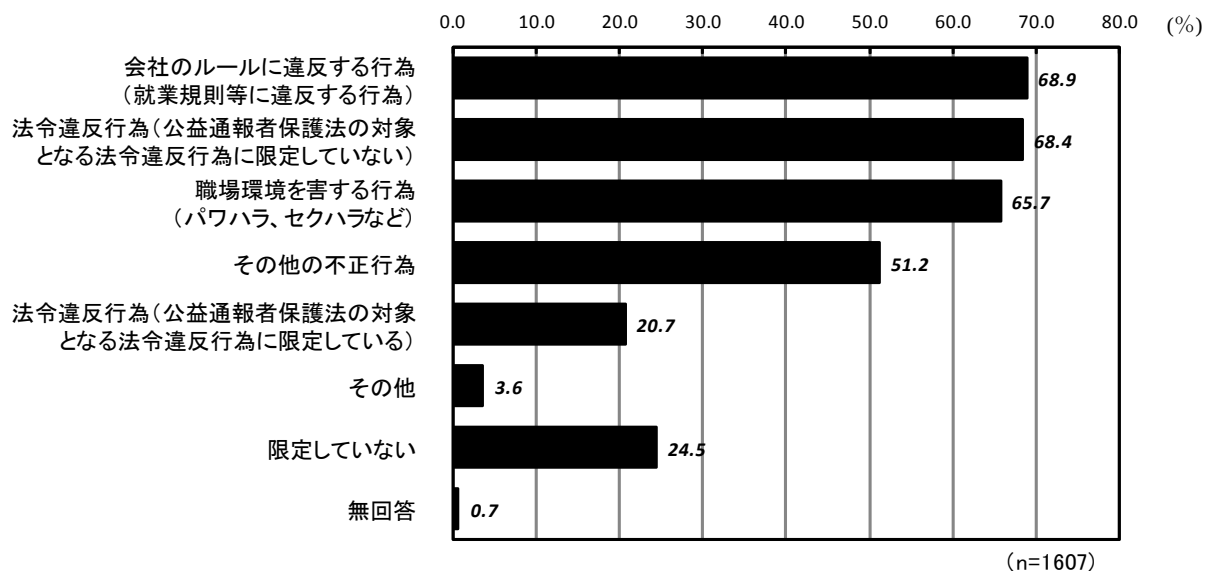


6. 通報対象事実の範囲（問7）

内部通報制度を「導入している」と回答した事業者（n=1,607）に対し、内部通報制度で対象としている通報内容にはどのようなものが含まれるかを尋ねた。

「会社のルールに違反する行為（就業規則等に違反する行為）」（68.9%）、「法令違反行為（公益通報者保護法の対象となる法令違反行為に限定していない）」（68.4%）、「職場環境を害する行為（パワハラ、セクハラなど）」（65.7%）が7割程度と高く、次いで「その他の不正行為」（51.2%）が続く。「限定していない」は24.5%であった。

図表 43 通報対象事実の範囲（複数回答）／全体



○その他の主な内容（従業員数、業種）

- 企業やグループの信頼を損なう恐れのあるもの
 - 自社の社会的信用を侵害する恐れのある行為（1001人～3000人、金融・保険業）
 - グループの信用や名誉を毀損させる行為（301人～1000人、情報サービス業）
 - 社会規範に反する行為（50人以下、その他サービス業）
- 業務上の問題や個人的な相談
 - 業務上のルール違反（1001人～3000人、製造業）
 - 従業員同士のいざこざなど（3000人超、飲食業）
 - 長時間労働（3000人超、製造業）
- その他
 - 業界自主規範（1001人～3000人、製造業）

従業員数別にみると、従業員数の多い事業者ほど「会社のルールに違反する行為（就業規則等に違反する行為）」、「法令違反行為（公益通報者保護法の対象となる法令違反行為に限定していない）」の割合が高い傾向が見られる。

図表 44 通報対象事実の範囲（複数回答）／従業員数別

		(%)							
		n	為に法令違反行為に限定している（公益通報者保護法）	為に法令違反行為に限定している（公益通報者保護法）	為に法令違反行為に限定している（公益通報者保護法）	為に法令違反行為に限定している（公益通報者保護法）	為に法令違反行為に限定している（公益通報者保護法）	為に法令違反行為に限定している（公益通報者保護法）	為に法令違反行為に限定している（公益通報者保護法）
全体		1607	20.7	68.4	68.9	65.7	51.2	3.6	24.5
従業員数	50人以下	61	24.6	62.3	62.3	49.2	34.4	1.6	26.2
	51～100人	156	24.4	62.8	67.3	67.9	48.1	1.9	21.2
	101～300人	357	19.3	65.5	64.7	61.3	44.0	2.8	26.6
	301～1000人	483	21.5	68.7	66.9	63.6	48.7	3.1	24.6
	1001～3000人	289	20.4	70.9	75.1	70.2	58.1	4.8	22.8
	3000人超	252	17.9	74.6	74.6	73.8	65.1	6.0	24.2

法及びガイドラインの認知度別にみると、“いずれも知っている”と回答した事業者では、「会社のルールに違反する行為（就業規則等に違反する行為）」の割合がほかの区分と比較して高い傾向が見られる。

図表 45 通報対象事実の範囲（複数回答）／法及びガイドラインの認知度別

		(%)							
		n	為に法令違反行為に限定している（公益通報者保護法）	為に法令違反行為に限定している（公益通報者保護法）	為に法令違反行為に限定している（公益通報者保護法）	為に法令違反行為に限定している（公益通報者保護法）	為に法令違反行為に限定している（公益通報者保護法）	為に法令違反行為に限定している（公益通報者保護法）	為に法令違反行為に限定している（公益通報者保護法）
全体		1607	20.7	68.4	68.9	65.7	51.2	3.6	24.5
法 及 び ガ イ ド ラ イ ン の 認 知 度	いずれも知っている	1053	21.0	69.8	71.3	66.8	53.3	3.9	23.6
	法のみ知っている	344	19.2	69.2	65.1	63.1	48.3	3.5	23.5
	民間ガイドラインのみ知っている	26	23.1	57.7	57.7	61.5	42.3	—	38.5
	いずれも知らない	173	22.5	59.5	62.4	64.2	43.9	2.9	29.5

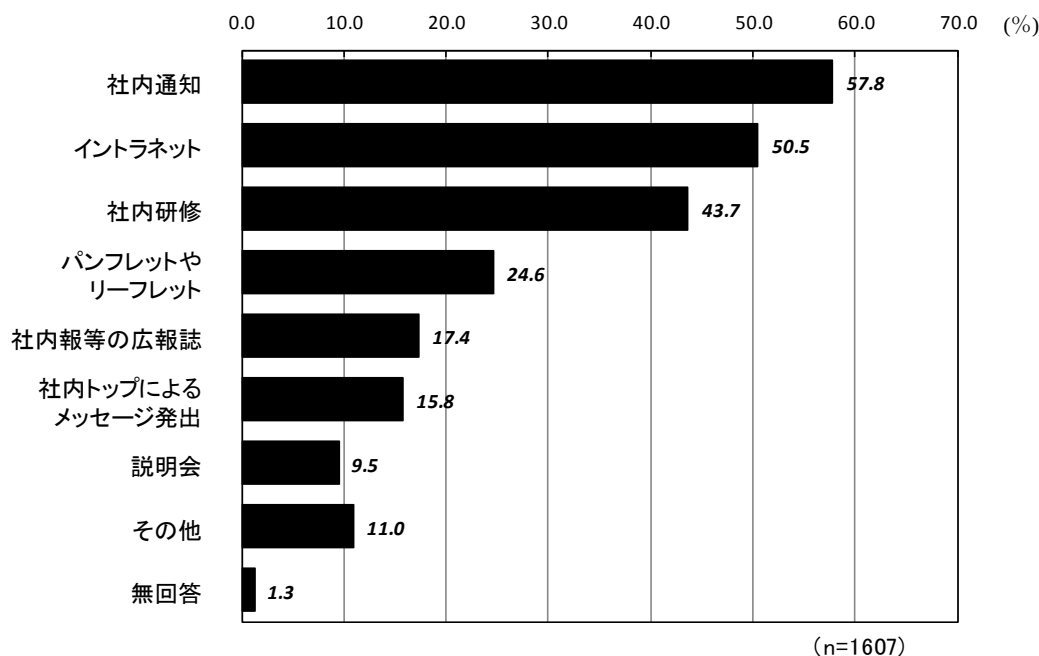
7. 内部通報制度の周知活動・外部の利害関係者に対する情報開示

(1) 内部通報制度の周知活動（問9）

内部通報制度を「導入している」と回答した事業者（n=1,607）に対し、通報処理の仕組み等についてどのような周知活動を行っているかを尋ねた。

「社内通知」が57.8%で高く、次いで「イントラネット」（50.5%）、「社内研修」（43.7%）の順で続く。

図表 46 内部通報制度の周知活動（複数回答）／全体



○その他の主な内容

ポスター掲示、食堂・休憩室への掲示、就業規則に添付、携帯カード配布、社員手帳へ記載、入社時の研修会で説明、個人面談時に制度活用について説明など

従業員数別にみると、従業員数の多い事業者ほど「イントラネット」及び「社内研修」の割合が高い傾向が見られ、“3,000人超”ではそれぞれ67.5%、68.7%となっている。一方、1,000人以下の事業者では「社内通知」の割合が高い傾向が見られる。

図表 47 内部通報制度の周知活動（複数回答）／従業員数別

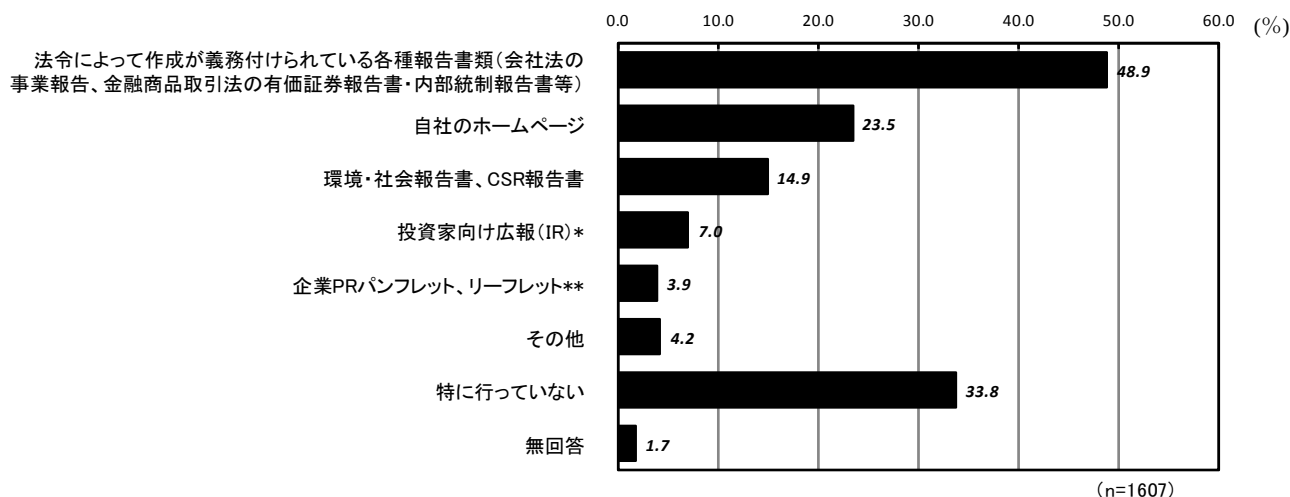
		(%)								
	n	社内トップによる メッセージ発出	社内通知	説明会	社内研修	社内報等の 広報誌	パンフレットや リーフレット	イントラネット	その他	無回答
全体	1607	15.8	57.8	9.5	43.7	17.4	24.6	50.5	11.0	1.3
従業員数	50人以下	61	26.2	54.1	6.6	21.3	6.6	8.2	27.9	9.8
	51～100人	156	18.6	62.8	6.4	23.7	3.8	16.0	39.1	8.3
	101～300人	357	12.6	55.7	9.2	30.5	7.8	17.4	42.3	9.2
	301～1000人	483	13.7	57.8	9.3	45.1	14.9	22.2	48.7	7.9
	1001～3000人	289	16.6	56.4	10.0	51.2	26.0	30.4	60.2	14.2
	3000人超	252	19.8	61.5	12.3	68.7	37.3	42.5	67.5	17.9

（２）外部の利害関係者に対する情報開示（問 10）

内部通報制度を「導入している」と回答した事業者（n=1,607）に対し、内部通報制度の整備・運用状況について、外部のステークホルダー（株主、債権者、取引先、顧客、地域住民）にどのように開示しているか尋ねた。

「法令によって作成が義務付けられている各種報告書類（会社法の事業報告、金融商品取引法の有価証券報告書・内部統制報告書等）」（48.9%）が最も高く、以下は「自社のホームページ」（23.5%）、「環境・社会報告書、CSR 報告書」（14.9%）の順となった。「特に行っていない」は 33.8%であった。

図表 48 外部の利害関係者に対する情報開示（複数回答）／全体



*「法令によって作成が義務付けられている各種報告書類」を除く

**「環境・社会報告書、CSR 報告書」を除く

○その他の主な内容（従業員数、業種）

- 親会社・グループ企業が実施している
 - 親会社の書式による四半期ごとの報告（301 人～1000 人、情報サービス業）
- 利害関係者個別に情報開示している
 - 株主に個別に報告（301 人～1000 人、金融・保険業）
 - 株主・社外監査役が出席する経営会議で報告（1001 人～3000 人、その他サービス業）
 - 関係行政機関に報告（101 人～300 人、医療・福祉）
- その他
 - 来客用応接室に掲示（301 人～1000 人、製造業）

従業員数別にみると、1,000 人を超える事業者では、「環境・社会報告書、CSR 報告書」の割合が全体と比較して高く、「1,001～3,000 人」では 18.3%、「3,000 人超」では 43.3%となっている。一方、300 人以下の事業者では、外部の利害関係者に対する情報開示を「特に行っていない」事業者の割合が全体と比較して高く、4 割を超えている。

図表 49 外部の利害関係者に対する情報開示（複数回答）／従業員数別

			統 引 法 ら 社 社 統 制 報 告 書 等 ）	法 令 に よ っ て 作 成 が 義 務 付 け ら れ て い る 各 種 報 告 書 類 （ 会 社 法 の 事 業 報 告 、 金 融 商 品 取 引 法 の 有 価 証 券 報 告 書 ・ 内 部 統 制 報 告 書 等 ）	投 資 家 向 け 広 報 （ Ｉ Ｒ ）	環 境 ・ 社 会 報 告 書 、 Ｃ Ｓ Ｒ 報 告 書	企 業 Ｐ Ｒ パ ン フ レ ッ ト 、 リ ー フ レ ッ ト	自 社 の ホ ー ム ペ ー ジ	そ の 他	特 に 行 っ て い な い	無 回 答	(%)
全体		1607	48.9	7.0	14.9	3.9	23.5	4.2	33.8	1.7		
従 業 員 数	50人以下	61	52.5	8.2	4.9	1.6	3.3	1.6	41.0	1.6		
	51～100人	156	41.0	4.5	4.5	1.9	11.5	5.8	44.2	0.6		
	101～300人	357	37.5	3.1	7.3	3.6	13.2	4.5	44.8	2.8		
	301～1000人	483	47.0	6.0	8.5	4.1	22.2	5.0	35.8	1.4		
	1001～3000人	289	57.1	6.9	18.3	3.5	27.7	3.5	26.3	2.1		
	3000人超	252	63.5	16.3	43.3	6.0	48.8	3.2	14.3	1.2		

8. 通報窓口に寄せられた通報件数等

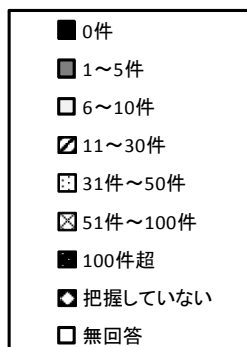
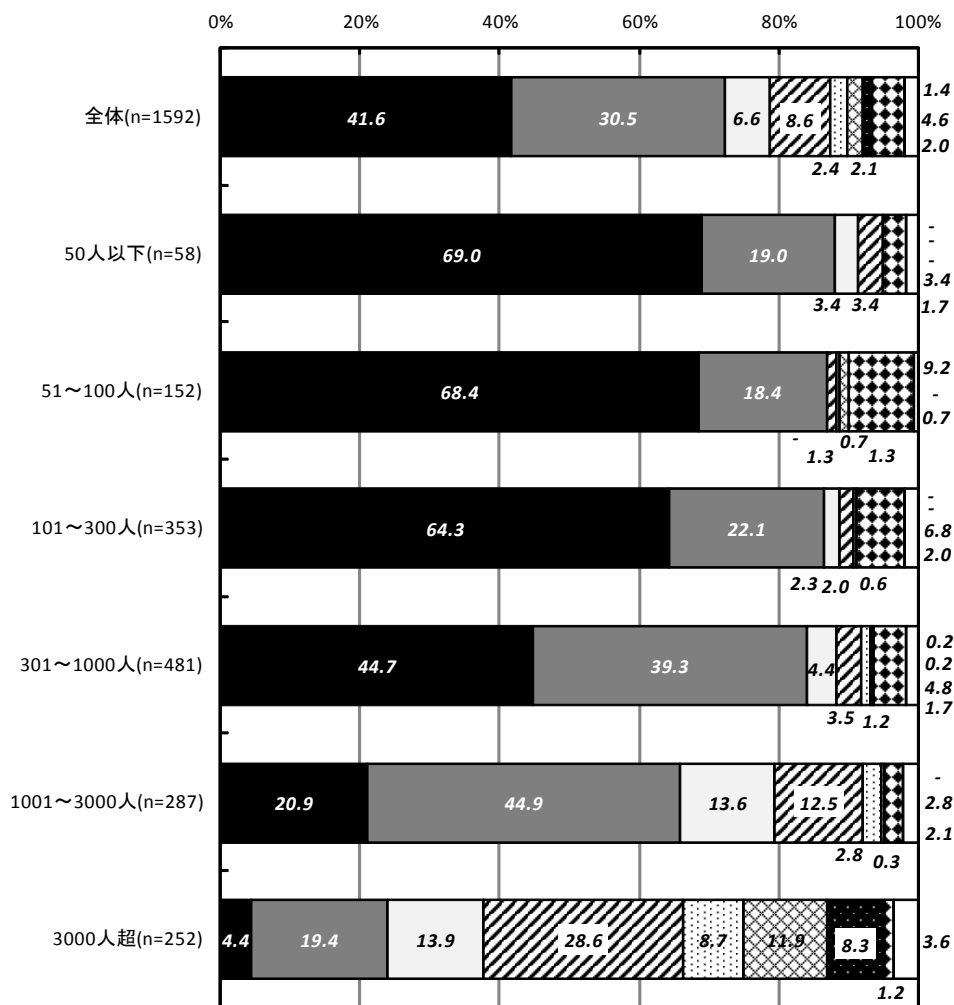
(1) 過去1年間に通報窓口に寄せられた内部通報件数（社内外合計）（問12）

通報受付窓口を社内外のいずれかに「設置している」と回答した事業者（n=1,592）に対し、過去1年間に通報窓口（社内・社外）に寄せられた内部通報件数を尋ねた。

「0件」が41.6%で最も高く、次いで「1～5件」（30.5%）と続く。通報件数が1件以上あった事業者の割合の合計は51.6%であった。

従業員数別にみると、従業員数の少ない事業者ほど通報件数「0件」の割合が高い傾向が見られ、「50人以下」では69.0%を占めているのに対し、「3,000人超」では4.4%となっている。一方、「50件超」の割合は、3,000人以下の事業者では1%に満たないのに対し、「3,000人超」では11.9%となっている。

図表 50 過去1年間に通報窓口に寄せられた内部通報件数（社内外合計）（単一回答）
／全体、従業員数別



(2) 過去1年間に社外通報窓口に寄せられた内部通報件数※（問13）

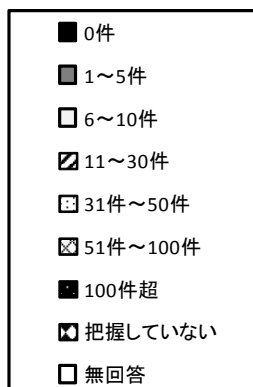
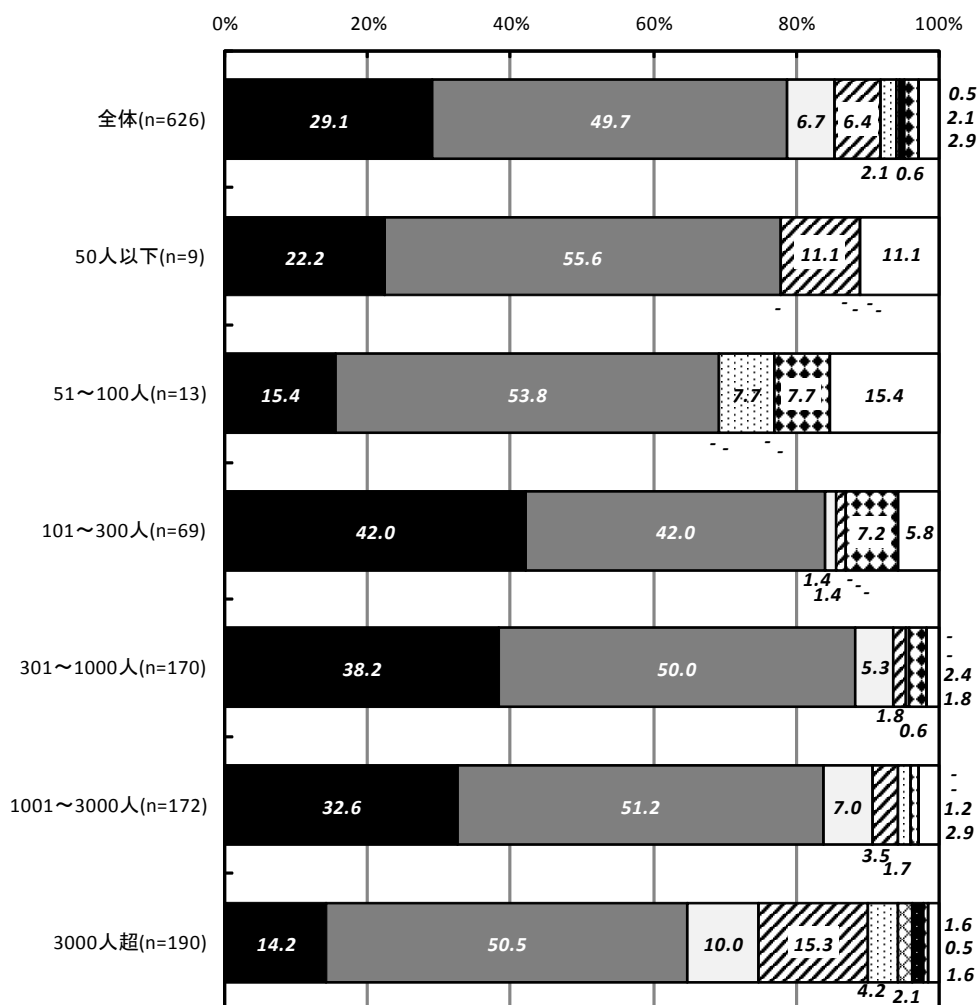
過去1年間に通報窓口（社内・社外）に寄せられた内部通報件数が1件以上あった事業者のうち社外に通報窓口を設置している事業者（n=626）に対し、過去1年間に通報窓口（社外）に寄せられた内部通報件数を尋ねた。

「1～5件」が49.7%で最も高く、次いで「0件」（29.1%）が続く。通報件数が1件以上あった事業者の割合の合計は66.0%であった。

従業員数別にみると、「3,000人超」では、通報件数が1件以上あった割合が8割以上あり（83.7%）、また、「6～10件」（10.0%）、「11件～30件」（15.3%）、「31件～50件」（4.2%）を合わせた割合は3割（29.5%）と、全体と比較して高い。

（*）公益通報者保護法は、事業者内部の通報先を「事業者又は事業者があらかじめ定めた者」としているため、事業者があらかじめ指定した社外の「法律事務所」、「グループ会社共通窓口」又は「通報受付の専門会社」等への通報も「内部通報」となる。

図表 51 過去1年間に通報窓口に寄せられた通報件数（社外）（単一回答）／全体、従業員数別

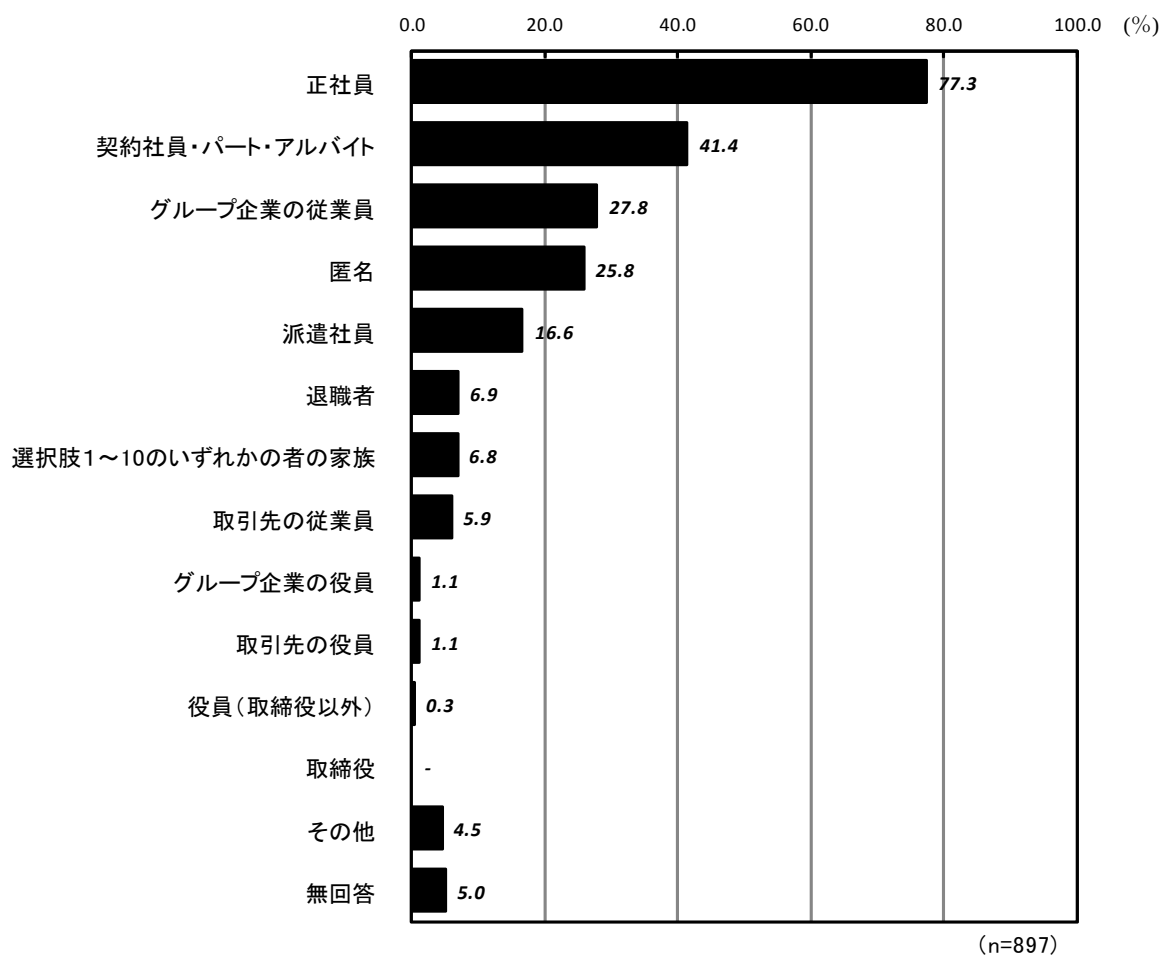


(3) 過去1年間に通報窓口に通報を寄せた者の雇用形態（問14）

過去1年間に通報窓口（社内・社外）に寄せられた内部通報件数が1件以上あった事業者（n=897）に対し、通報を寄せた者の雇用形態を尋ねた。

「正社員」が77.3%で最も高く、次いで「契約社員・パート・アルバイト」（41.4%）、「グループ企業の従業員」（27.8%）、「匿名」（25.8%）の順となった。

図表 52 過去1年間に通報窓口に通報を寄せた者の雇用形態（複数回答）／全体



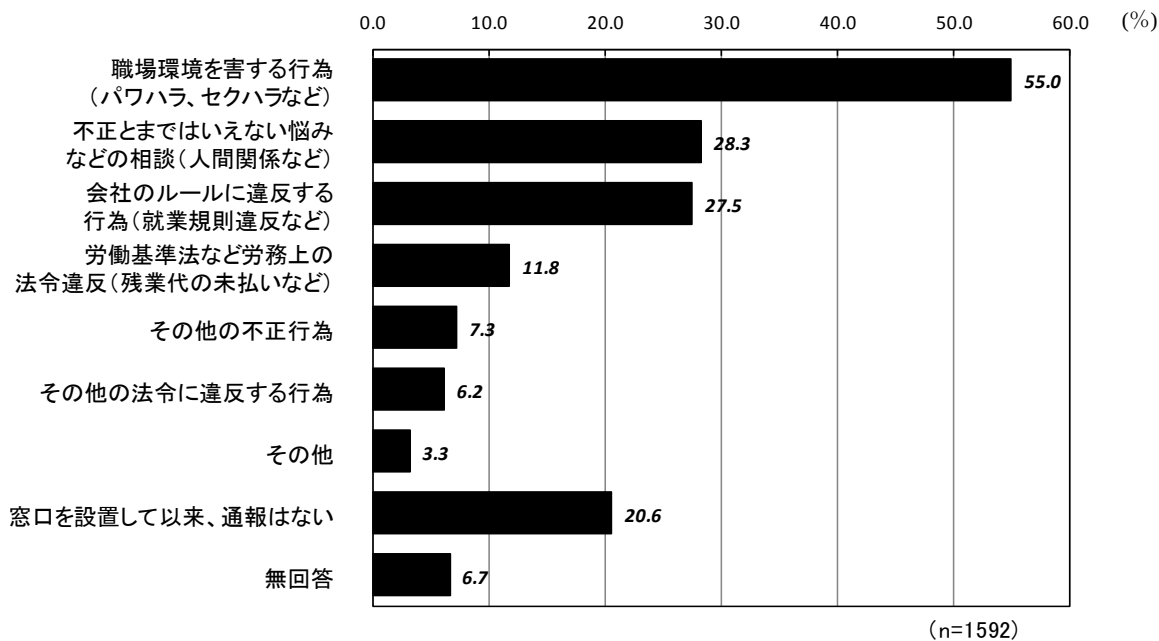
9. 通報窓口に寄せられた通報の内容等

(1) 通報窓口に寄せられた通報の内容（問 16）

通報受付窓口を社内外のいずれかに「設置している」と回答した事業者（n=1,592）に対し、通報窓口（社内・社外）に寄せられる通報の内容を尋ねた。

「職場環境を害する行為（パワハラ、セクハラなど）」が 55.0%で最も高く、次いで「不正とまではいえない悩みなどの相談（人間関係など）」（28.3%）、「会社のルールに違反する行為（就業規則違反など）」（27.5%）の順となった。「窓口を設置して以来、通報はない」は 20.6%であった。

図表 53 通報窓口に寄せられた通報の内容（複数回答）／全体



○その他の主な内容

社内外から寄せられたトラブル・苦情についての報告、業務ミスや商品不良、業務外の会社施策に対する疑義・不満、マナーに関することなど

従業員数別にみると、“3,000 人超”では「職場環境を害する行為（パワハラ、セクハラなど）」の回答は 86.1%と高く、「不正とまではいえない悩みなどの相談（人間関係など）」、「会社のルールに違反する行為（就業規則違反など）」いずれの回答においても 5 割以上を占める（それぞれ 54.0%、52.8%）。「窓口を設置して以来、通報はない」は従業員数の少ない事業者ほど回答の割合が高い傾向が見られる。

図表 54 通報窓口に寄せられた通報の内容（複数回答）／従業員数別

			ど 令 労働 為 そ の 他 の 法 令 に 違 反 す る 行 為 （ 残 業 代 の 未 払 い の 法 ど ）	為 そ の 他 の 法 令 に 違 反 す る 行 為 （ 残 業 代 の 未 払 い の 法 ど ）	職 場 環 境 を 害 す る 行 為 （ パ ワ ハ ラ 、 セ ク ハ ラ な ど ）	為 そ の 他 の 法 令 に 違 反 す る 行 為 （ 就 業 規 則 違 反 な ど ）	そ の 他 の 不 正 行 為	ど 不正 と ま で は い え な い 悩 み な ど の 相 談 （ 人 間 関 係 な ど ）	そ の 他	窓 口 を 設 置 し て 以 来 、 通 報 は な い	無 回 答	(%)
全体		1592	11.8	6.2	55.0	27.5	7.3	28.3	3.3	20.6	6.7	
従 業 員 数	50人以下	58	10.3	1.7	22.4	10.3	1.7	22.4	-	48.3	10.3	
	51～100人	152	6.6	2.6	23.7	12.5	2.6	17.8	1.3	46.1	8.6	
	101～300人	353	4.2	5.1	33.1	15.9	4.5	19.3	4.2	36.0	10.2	
	301～1000人	481	10.0	5.8	57.8	23.3	8.1	25.2	4.8	15.8	6.0	
	1001～3000人	287	16.7	9.1	74.2	39.0	11.5	29.6	2.4	7.3	4.2	
	3000人超	252	23.4	8.7	86.1	52.8	8.7	54.0	2.0	0.8	3.2	

業種別にみると、いずれの業種区分でも上位にあげられた回答に大きな差異は見られないが、“卸売・小売業”、“金融・保険業”、“電気・ガス・熱供給・水道業”では「職場環境を害する行為（パワハラ、セクハラなど）」の割合が全体と比較して高い傾向が見られる。“不動産業”では「窓口を設置して以来、通報はない」の割合が全体と比較して高い。

図表 55 通報窓口に寄せられた通報の内容（複数回答）／業種別

			ど 令 労働 為 その 他の 法令 に 違反 する 行 為	職 場 環 境 を 害 す る 行 為 (ハ ラ ウ ン グ 等 の 行 為)	会 社 の ル ー ル に 違 反 す る 行 為 (就 業 規 則 違 反 等 の 行 為)	そ の 他 の 不 正 行 為	ど 不 正 と ま で は い え な い 悩 み な ど の 相 談 (人 間 関 係 な ど)	そ の 他	窓 口 を 設 置 し て 以 来 、 通 報 は な い	無 回 答	(%)
全体		1592	11.8	6.2	55.0	27.5	7.3	28.3	3.3	20.6	6.7
業 種	建設業	96	8.3	13.5	49.0	31.3	13.5	20.8	2.1	20.8	6.3
	製造業	451	12.2	6.0	60.8	33.9	8.9	32.2	4.2	16.2	5.1
	電気・ガス・熱供給・水道業	16	12.5	18.8	62.5	37.5	18.8	37.5	6.3	12.5	6.3
	情報通信・運輸業	185	13.0	4.9	51.4	23.8	5.9	28.6	4.3	27.6	3.8
	卸売・小売業	262	13.7	5.0	63.0	27.1	6.9	33.2	2.3	12.2	9.2
	金融・保険業	129	8.5	7.0	63.6	29.5	3.9	26.4	2.3	15.5	7.8
	不動産業	36	16.7	8.3	50.0	19.4	8.3	16.7	-	36.1	5.6
	サービス業	317	10.4	5.4	42.9	20.5	6.3	23.0	2.5	29.3	7.6
	その他	91	12.1	4.4	50.5	24.2	3.3	27.5	5.5	22.0	8.8

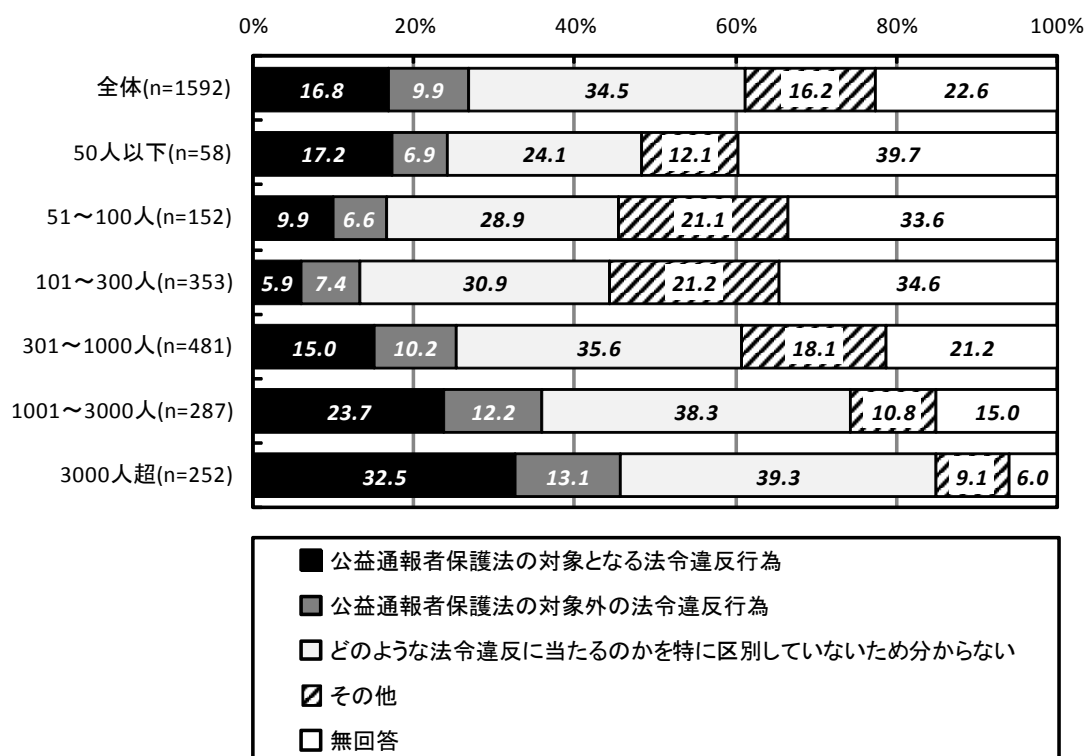
(2) 通報窓口に寄せられた通報と関係する法令違反（問 17）

通報受付窓口を社内外のいずれかに「設置している」と回答した事業者（n=1,592）に対し、通報窓口（社内・社外）に寄せられる通報が、法令違反に関するものである場合、どのような法令に関するものが多いかを尋ねた。

「公益通報者保護法の対象となる法令違反行為」は 16.8%、「公益通報者保護法の対象外の法令違反行為」は 9.9%であった。また、「どのような法令違反に当たるのかを特に区別していないため分からない」は 34.5%であった。

従業員数別にみると、従業員数の多い事業者ほど「公益通報者保護法の対象となる法令違反行為」の割合が高い傾向が見られ、300 人以下の事業者では 1 割から 2 割程度であるのに対し（“50 人以下” 17.2%、“51～100 人” 9.9%、“101～300 人” 5.9%）、3,000 人超の事業者では 3 割を超える（32.5%）。

図表 56 通報窓口に寄せられた通報と関係する法令違反（単一回答）／全体、従業員数別



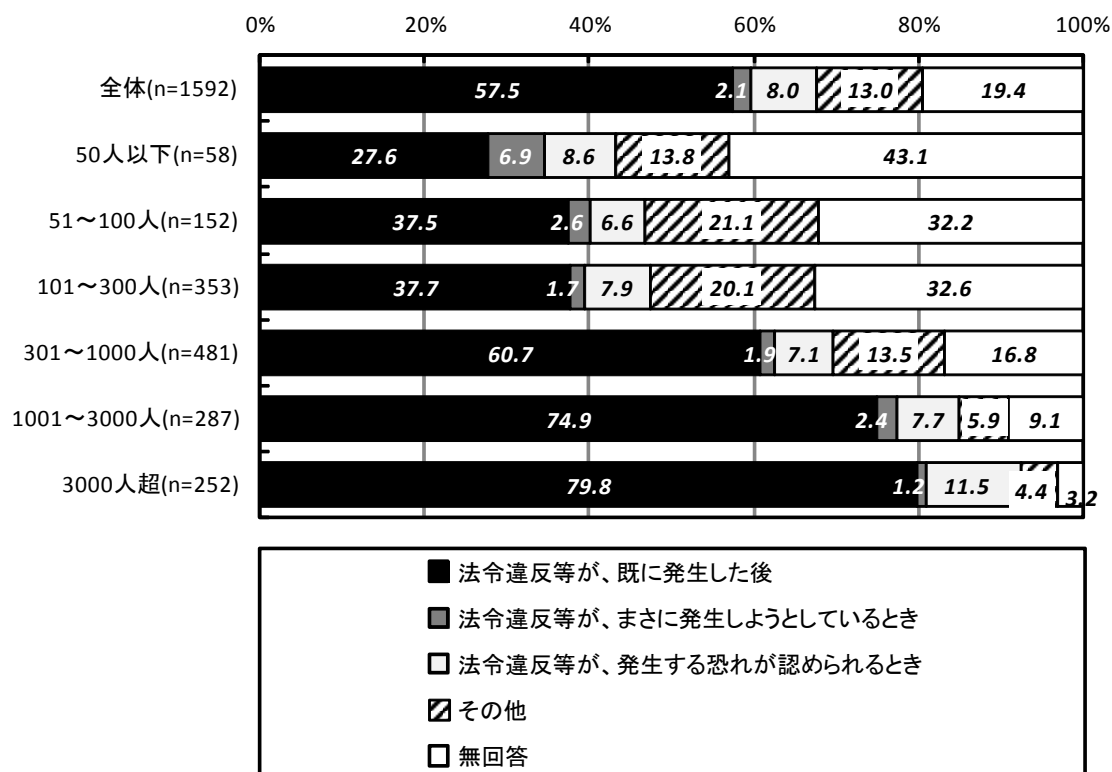
(3) 通報窓口に通報が寄せられるタイミング（問 18）

通報受付窓口を社内外のいずれかに「設置している」と回答した事業者（n=1,592）に対し、通報が寄せられるタイミングを尋ねた。

「法令違反等が、既に発生した後」が 57.5%と最も高く、「法令違反等が、まさに発生しようとしているとき」（2.1%）と合わせると 6 割であった（59.6%）。また、「法令違反等が、発生するおそれが認められるとき」は 1 割弱であった（8.0%）。

従業員数別にみると、いずれの従業員数区分でも、「法令違反等が、発生するおそれが認められるとき」の割合は 1 割程度であった（6.6%～11.5%）。また、従業員数の多い事業者ほど「法令違反等が、既に発生した後」の割合が高い傾向が見られ、“3,000 人超”では 8 割である（79.8%）。

図表 57 通報窓口に通報が寄せられるタイミング（単一回答）／全体、従業員数別



○その他の主な内容

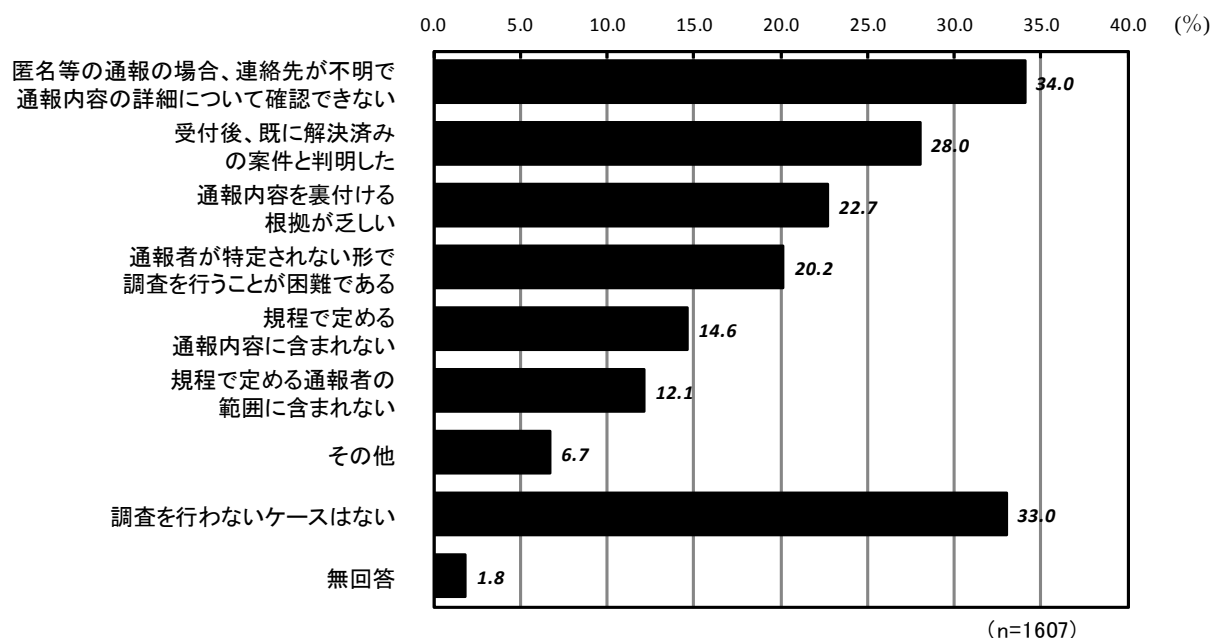
個人的な利害関係や苦痛が発生した時、法令違反ではないかと通報者が考えた時、退職した時

(4) 通報窓口に情報が寄せられても調査を行わないケース（問8）

内部通報制度を「導入している」と回答した事業者（n=1,607）に対し、通報窓口等に通報が寄せられても調査を行わない場合を尋ねた。

「匿名等の通報の場合、連絡先が不明で通報内容の詳細について確認できない」が34.0%と高く、次いで「受付後、既に解決済みの案件と判明した」（28.0%）、「通報内容を裏付ける根拠が乏しい」（22.7%）、「通報者が特定されない形で調査を行うことが困難である」（20.2%）が続いている。また、「調査を行わないケースはない」は33.0%であった。

図表 58 通報窓口に情報が寄せられても調査を行わないケース（複数回答）／全体



従業員数別にみると、従業員数の多い事業者ほど「匿名等の通報の場合、連絡先が不明で通報内容の詳細について確認できない」の割合が高い傾向が見られ、“3,000 人超”では5割を上回っている（52.0%）。また、従業員数の少ない事業者ほど「調査を行わないケースはない」の割合が高い傾向が見られる。

図表 59 通報窓口に情報が寄せられても調査を行わないケース（複数回答）／従業員数別

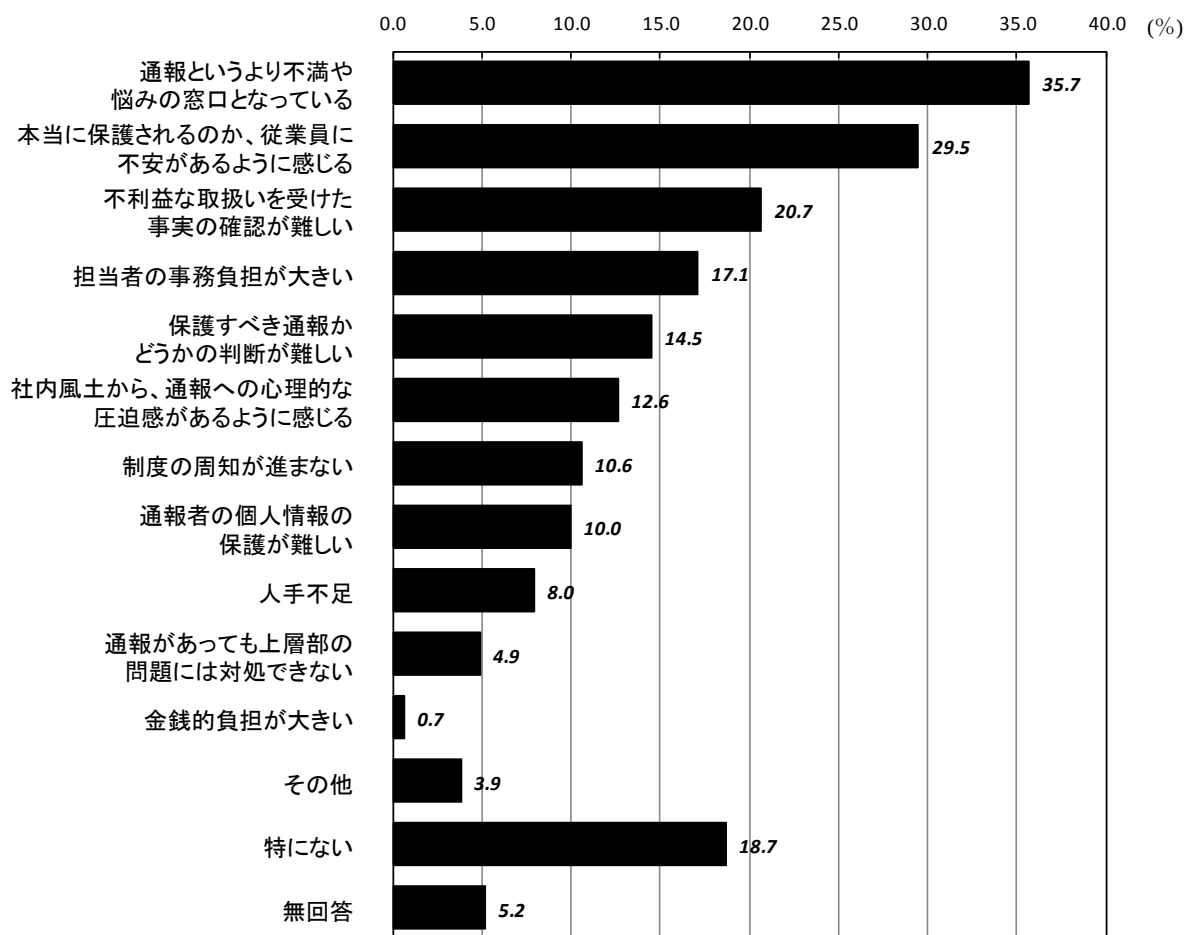
(%)												
			に規 程で 定め る通 報者 の範 囲	ま規 程で 定め る通 報内 容に 含	乏通 し報 い内 容を 裏付 ける 根拠 が	に先 づが い不 明で 確認 でき ない 内容 の詳 細	匿名 等の 通報 内容 の場 合、 連絡 先が 不明	調査 者が 特定 され ない 形で 調査 する こと が困 難な 形	受付 後、 既に 解決 済み の案 件	そ 他	い調 査を 行わ ない ケー スな い	無 回 答
		n										
全体		1607	12.1	14.6	22.7	34.0	20.2	28.0	6.7	33.0	1.8	
従業員 数	50人以下	61	9.8	8.2	19.7	19.7	11.5	26.2	4.9	36.1	4.9	
	51～100人	156	9.0	7.7	23.7	23.1	12.2	25.0	4.5	43.6	1.9	
	101～300人	357	9.5	13.2	19.6	26.3	16.8	24.1	5.0	40.3	2.5	
	301～1000人	483	11.4	12.2	21.5	34.8	22.2	26.9	4.8	33.7	2.1	
	1001～3000人	289	17.0	19.0	22.1	34.6	21.5	28.7	8.0	32.2	1.0	
	3000人超	252	13.9	22.6	29.8	52.0	25.8	37.3	13.1	15.5	-	

10. 運用上の課題や実務上の負担（問 19）

内部通報制度を「導入している」と回答した事業者（n=1,607）に対し、内部通報制度を運用する上で、どのような課題や実務上の負担があると感じているかを尋ねた。

「特にない」は18.7%であった。一方、「通報というより不満や悩みの窓口となっている」が35.7%で最も高く、次いで、「本当に保護されるのか、従業員に不安があるように感じる」（29.5%）、「不利益な取扱いを受けた事実の確認が難しい」（20.7%）の順となった。

図表 60 運用上の課題や実務上の負担（複数回答）／全体



(n=1607)

○その他の主な内容 （従業員数、業種）

●通報制度利用が少ない

- まともな人が遠慮して通報しない（3000 人超、製造業）
- 制度を設けてから一度も通報を受けたことがない（101 人～300 人、その他サービス業）
- 通報件数が少ない理由が、当該事案がないことによるのか、制度の利用忌避や周知の問題にあるのかが分からない（1001 人～3000 人、製造業）

●調査の負担が大きい。通報窓口の権限が少ない

- 小さい職場のため、事件が特定されやすい環境の中で注意しながら調査を進めなければならない（101 人～300 人、製造業）
- 事実確認の調査の負担が大きい（301 人～1000 人、小売業）
- 対応や是正に対し、窓口の権限が少ない（3000 人超、製造業）

●匿名通報への対応が難しい

- 匿名の場合、対応が困難（301 人～1000 人、製造業）
- 匿名通報で調査ができないケースがある（301 人～1000 人、製造業）

●通報窓口担当者に求められる資質、人材の確保が難しい

- 担当者の評価が困難、後任担当者の選出が困難（3000 人超、製造業）
- 担当者のスキルアップをどうするか（3000 人超、運輸業）
- 高度な専門性を持つ担当者の育成が困難（3000 人超、金融・保険業）
- 女性担当者の少なさ（101 人～1000 人、情報サービス業）

●その他

- 通報者と通報窓口の事象の捉え方のギャップがある（101 人～300 人、運輸業）
- 通報者を保護することを第一とすると、問題解決が進みにくい（301 人～1000 人、製造業）
- 制度の必要性、どこまでやればいいのか迷う（50 人以下、不動産業）

従業員数別にみると、従業員数の多い事業者ほど、課題や負担を感じており、“3,000 人超”では「通報というより不満や悩みの窓口となっている」が 68.3%と高い。一方、従業員数の少ない事業者ほど、「特にない」の割合が高い傾向が見られる。

図表 61 運用上の課題や実務上の負担（複数回答）／従業員数別

(%)																
		n	通報窓口というより不満や悩みの窓口となっている	通報があっても上層部の問題には対処できない	従業員に不安があるのか、感じる	判断が難しい通報かどうかの保護すべき通報かどうかの	感じる 社内風土から、通報への心理的な圧迫感があるように感じる	担当者の事務負担が大きい	不利益な取扱いを受けた事実の確認が難しい	制度の周知が進まない	通報者の個人情報の保護が難しい	人手不足	金銭的負担が大きい	その他	特にない	無回答
全体		1607	35.7	4.9	29.5	14.5	12.6	17.1	20.7	10.6	10.0	8.0	0.7	3.9	18.7	5.2
従業員数	50人以下	61	32.8	4.9	23.0	9.8	4.9	6.6	11.5	4.9	4.9	6.6	-	1.6	34.4	6.6
	51～100人	156	22.4	3.8	19.9	12.8	11.5	11.5	18.6	5.8	7.1	7.1	-	3.2	28.2	9.6
	101～300人	357	17.9	3.9	23.8	12.6	11.2	13.4	14.8	14.3	9.0	6.4	0.8	3.6	25.5	8.1
	301～1000人	483	32.3	7.0	32.5	14.7	14.5	16.1	23.2	9.5	11.6	7.9	1.2	3.9	17.4	5.2
	1001～3000人	289	43.3	4.2	34.6	15.9	13.5	24.2	22.5	12.8	12.1	10.4	0.3	2.8	12.8	2.8
	3000人超	252	68.3	4.0	33.7	17.5	12.7	22.6	25.4	9.5	8.7	8.3	-	6.0	7.5	0.8

窓口設置場所別にみると、“社外のみに設置”では、課題や実務上の負担について「特にない」との割合が高い。

図表 62 運用上の課題や実務上の負担（複数回答）／通報窓口の設置場所別

(%)

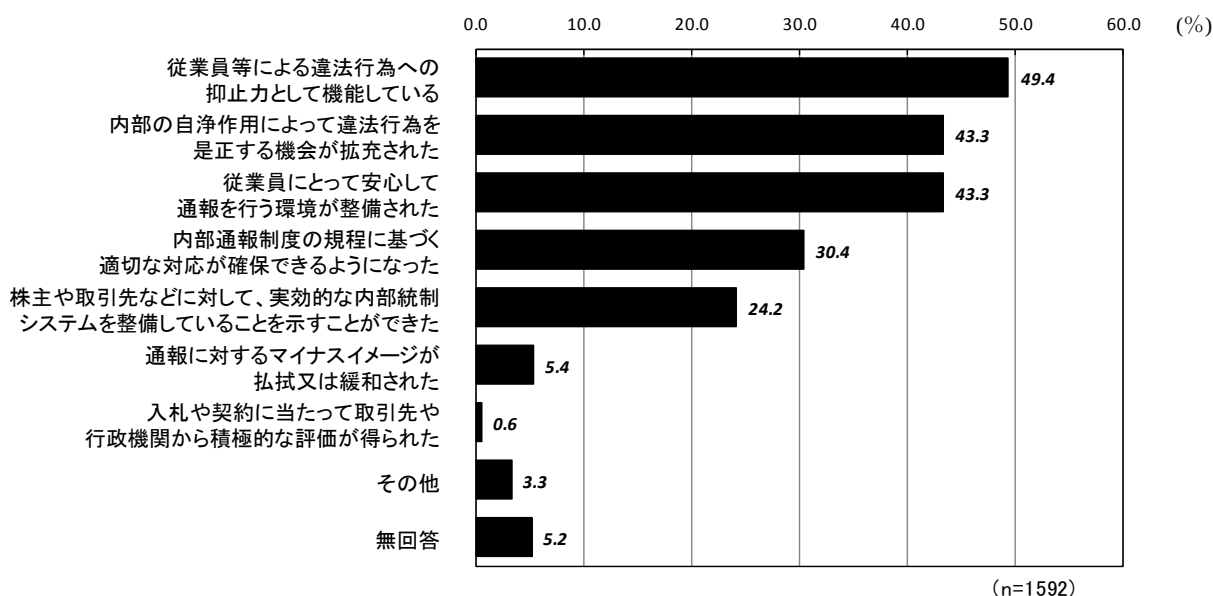
		n	の 通 報 口 と な っ て い る	通 報 が あ っ て も 上 層 部 の 問 題 に は 対 処 で き な い	本 当 に 保 護 さ れ る よ う に 、 感 じ る	保 護 す べ き 通 報 か ど う か の 判 断 が 難 し い	社 内 風 土 か ら 、 通 報 へ の 心 理 的 な 圧 迫 感 が あ る よ う に 心 感 じ る	担 当 者 の 事 務 負 担 が 大 き い	実 不 利 益 な 取 扱 い を 受 け た 事 の 確 認 が 難 し い	制 度 の 周 知 が 進 ま な い	通 報 者 の 個 人 情 報 の 保 護 が 難 し い	人 手 不 足	金 銭 的 負 担 が 大 き い	そ の 他	特 に な い	無 回 答
全体		1607	35.7	4.9	29.5	14.5	12.6	17.1	20.7	10.6	10.0	8.0	0.7	3.9	18.7	5.2
通 報 窓 口 の 設 置 場 所	社内外いずれにも設置	963	40.8	5.3	34.6	14.7	12.7	19.9	22.8	10.7	10.3	8.4	0.6	4.3	15.8	3.9
	社内のみに設置	516	29.3	4.1	22.5	14.5	13.4	13.8	17.2	11.0	10.3	7.4	0.6	3.7	21.1	6.2
	社外のみに設置	113	23.0	6.2	20.4	12.4	9.7	8.8	16.8	8.8	5.3	5.3	1.8	1.8	32.7	7.1
	制度は導入しているが、特定の通報受付窓口は社内外いずれにも設置していない	9	33.3	—	22.2	11.1	11.1	11.1	33.3	—	11.1	22.2	—	—	22.2	11.1

11. 通報窓口を設置したことによる効果（問 20）

通報受付窓口を社内外のいずれかに「設置している」と回答した事業者（n=1,592）に対し、通報窓口を設置したことによる効果を尋ねた。

「従業員等による違法行為への抑止力として機能している」（49.4%）が最も高く、次いで「内部の自浄作用によって違法行為を是正する機会が拡充された」（43.3%）、「従業員にとって安心して通報を行う環境が整備された」（43.3%）の順となった。

図表 63 通報窓口を設置したことによる効果（複数回答）／全体



○その他の主な内容（従業員数、業種）

- 小さな相談が中心だが、わずかずつでも社内改善につながっている（3000人超、製造業）
- 従業員の意見、不満等が直接経営陣に届くようになった（301人～1000人、製造業）
- 従業員を守ることができた（51人～100人、製造業）

従業員数別にみると、従業員数の多い事業者ほど、「従業員にとって安心して通報を行う環境が整備された」の割合が高い傾向が見られる。

図表 64 通報窓口を設置したことによる効果（複数回答）／従業員数別

(%)													
		n	内部の自浄作用によって違法行為を是正する機会が拡充された	従業員等による違法行為への抑止力として機能している	株主や取引先などに対して、実効的な内部統制システムを整備していることを示すことができた	関から積極的な評価が得られた	入札や契約に当たって取引先や行政機関から積極的な評価が得られた	通報に対するマイナスイメージが払拭又は緩和された	従業員にとって安心して通報を行う環境が整備された	従業員にとつて安心して通報を行う環境が整備された	内部通報制度の規程に基づく適切な対応が確保できるようになった	その他	無回答
全体		1592	43.3	49.4	24.2	0.6	5.4	43.3	30.4	3.3	5.2		
従業員数	50人以下	58	41.4	39.7	27.6	-	5.2	27.6	19.0	3.4	15.5		
	51～100人	152	33.6	46.7	21.7	1.3	3.3	40.8	21.1	5.3	7.9		
	101～300人	353	29.5	45.9	21.5	0.8	4.8	39.7	24.1	6.2	8.8		
	301～1000人	481	37.0	49.5	24.5	0.4	4.2	43.2	35.1	3.1	5.0		
	1001～3000人	287	56.1	57.8	24.7	0.3	7.7	46.0	34.8	0.7	1.7		
	3000人超	252	66.7	49.2	27.4	0.4	7.5	52.0	33.7	1.2	-		

窓口設置場所別にみると、“社内外いずれにも設置”の事業者では「内部の自浄作用によって違法行為を是正する機会が拡充された」、「従業員等による行為への抑止力として機能している」が高く、“社外のみを設置”の事業者では「従業員にとって安心して通報を行う環境が整備された」が最も高い。

図表 65 通報窓口を設置したことによる効果（複数回答）／通報窓口の設置場所別

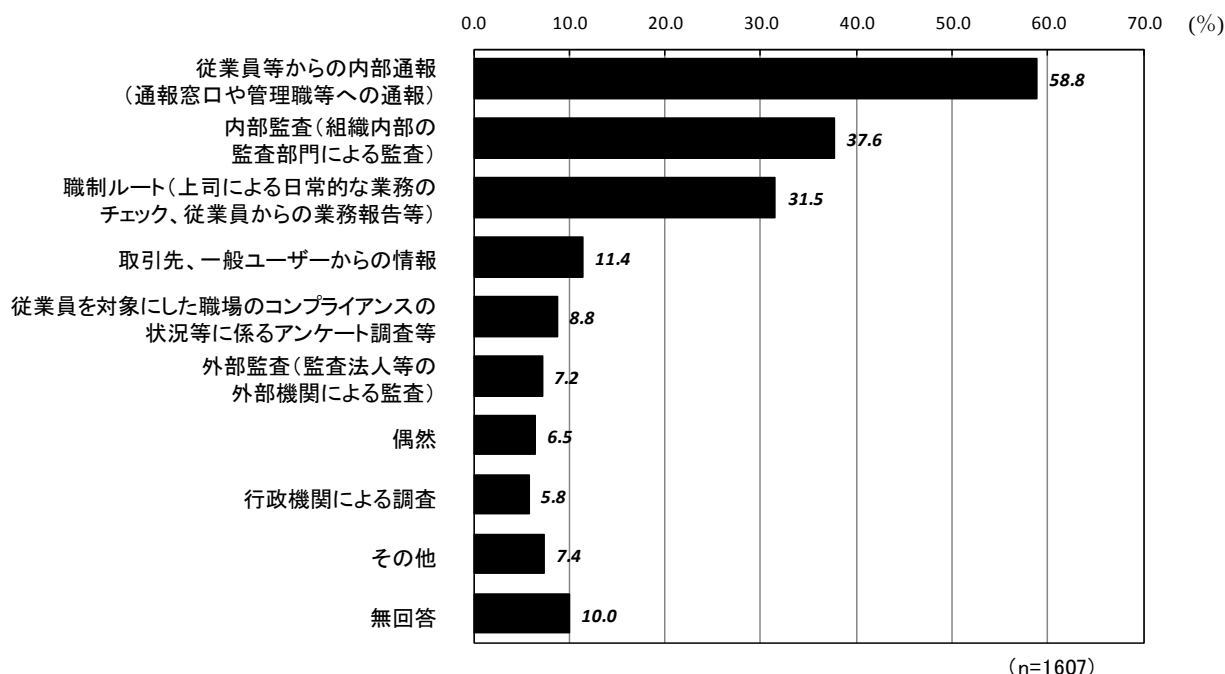
		(%)									
		n	内部の自浄作用によって違法行為を是正する機会が拡充された	従業員等による違法行為への抑止力として機能している	株主や取引先などに対することができた	株主や取引先などに対することができた	株主や取引先などに対することができた	株主や取引先などに対することができた	株主や取引先などに対することができた	株主や取引先などに対することができた	株主や取引先などに対することができた
全体		1592	43.3	49.4	24.2	0.6	5.4	43.3	30.4	3.3	5.2
通報窓口の設置場所	社内外いずれにも設置	963	49.6	51.5	26.8	0.2	5.4	45.5	32.4	2.6	4.2
	社内のみに設置	516	34.3	46.5	20.2	1.4	6.2	37.0	27.5	5.0	6.2
	社外のみを設置	113	31.0	45.1	20.4	—	1.8	54.0	26.5	1.8	9.7
	制度は導入しているが、特定の通報受付窓口は社内外いずれにも設置していない	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

12. 社内の不正発見の端緒（問 21）

内部通報制度を「導入している」と回答した事業者（n=1,607）に対し、社内の不正発見の端緒として多いものを尋ねた。

「従業員等からの内部通報（通報窓口や管理職等への通報）」（58.8%）が最も高く、次いで「内部監査（組織内部の監査部門による監査）」（37.6%）、「職制ルート（上司による日常的な業務のチェック、従業員からの業務報告等）」（31.5%）の順となった。

図表 66 社内の不正発見の端緒（複数回答）／全体



従業員数別にみると、従業員数の多い事業者ほど「従業員等からの内部通報（通報窓口や管理職等への通報）」、「内部監査（組織内部の監査部門による監査）」、「職制ルート（上司による日常的な業務のチェック、従業員からの業務報告等）」の割合が高い傾向が見られる。

図表 67 社内の不正発見の端緒（複数回答）／従業員数別

		(%)									
	n	従業員等からの内部通報（通報窓口や管理職等への通報）	取引先、一般ユーザーからの情報	内部監査（組織内部の監査部門による監査）	外部監査（監査法人等の外部機関による監査）	職制ルート（上司による日常的な業務のチェック、従業員からの業務報告等）	従業員を対象にした職場のコンプライアンスの状況等に係るアンケート調査等	偶然	行政機関による調査	その他	無回答
全体	1607	58.8	11.4	37.6	7.2	31.5	8.8	6.5	5.8	7.4	10.0
従業員数	50人以下	61	41.0	13.1	18.0	3.3	21.3	4.9	3.3	1.6	23.0
	51～100人	156	40.4	3.8	21.8	11.5	26.3	5.8	7.1	3.8	17.9
	101～300人	357	46.5	9.2	29.4	8.7	23.5	6.2	9.0	4.5	17.9
	301～1000人	483	59.0	9.7	40.2	8.1	27.3	8.9	5.8	6.6	8.3
	1001～3000人	289	71.6	17.3	48.1	4.8	38.8	12.1	6.2	6.9	2.8
	3000人超	252	78.2	14.7	47.6	4.4	48.4	11.1	5.2	7.1	1.2

法及びガイドラインの認知度別にみると、“いずれも知っている”と回答した事業者では、「内部監査（組織内部の監査部門による監査）」の割合がほかの区分と比較して高い傾向が見られる。

図表 68 社内の不正発見の端緒（複数回答）／法及びガイドラインの認知度別

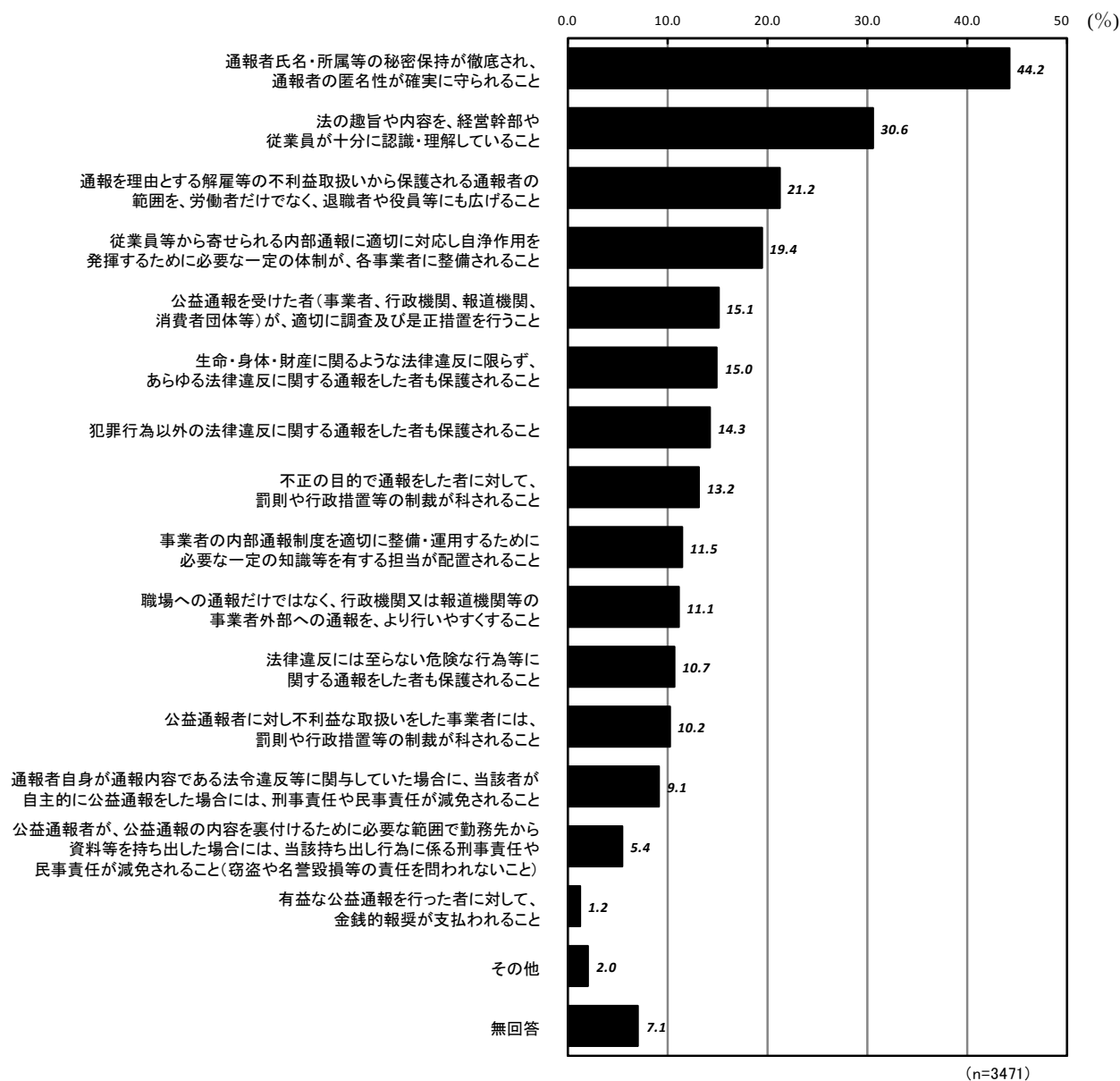
(%)													
			従業員等からの内部通報（通報窓口や管理職等への通報）	取引先、一般ユーザーからの情報	内部監査（組織内部の監査部門による監査）	外部監査（監査法人等の外部機関による監査）	からの業務報告等）	職制ルートの（上司による日常業務のチェック、従業員間の業務報告等）	従業員を対象にした職場のコンプライアンスの状況等に係るアンケート調査等	偶然	行政機関による調査	その他	無回答
		n											
全体		1607	58.8	11.4	37.6	7.2	31.5	8.8	6.5	5.8	7.4	10.0	
ド法 認 知 度 の イ ン ガ イ ド ラ イ ン の イ	いずれも知っている	1053	59.9	13.0	42.0	6.0	34.5	9.6	5.8	5.7	6.7	9.0	
	法のみ知っている	344	57.6	7.8	29.9	10.5	29.4	8.1	8.4	6.1	7.8	9.9	
	民間ガイドラインのみ知っている	26	57.7	11.5	19.2	-	42.3	3.8	3.8	7.7	7.7	19.2	
	いずれも知らない	173	54.9	8.7	28.9	7.5	16.8	5.2	7.5	5.2	9.8	14.5	

13. 公益通報者保護制度の実効性を向上させるために必要な措置（問 23）

公益通報者保護制度の実効性を向上させるための措置を尋ねた。

「通報者氏名・所属等の秘密保持が徹底され、通報者の匿名性が確実に守られること」（44.2%）が最も高く、次いで「法の趣旨や内容を、経営幹部や従業員が十分に認識・理解していること」（30.6%）、「通報を理由とする解雇等の不利益取扱いから保護される通報者の範囲を、労働者だけでなく、退職者や役員等にも広げること」（21.2%）の順となった。

図表 69 公益通報者保護制度の実効性を向上させるために必要な措置（複数回答）／全体



従業員数別にみると、従業員数の少ない事業者ほど「通報を理由とする解雇等の不利益取扱いから保護される通報者の範囲を、労働者だけでなく、退職者や役員等にも広げること」の割合が高い傾向が見られる。

図表 70 公益通報者保護制度の実効性を向上させるために必要な措置（複数回答）／従業員数別

											(%)
		も通報者の範囲を、労働者だけでなく、退職者や役員等に広げること	通報を理由とする解雇等の不利益取扱いから保護される	犯罪行為以外の法律違反に関する通報をした者も保護されること	法律違反には至らない危険な行為等に関する通報をした者も保護されること	生命・身体・財産に関するような法律違反に限らず、あらゆる法律違反に関する通報をした者も保護されること	職場への通報だけではなく、行政機関又は報道機関等の事業者外部への通報を、より行いやすくすること	通報者氏名・所属等の秘密保持が徹底され、通報者の匿名性が確実に守られること	公益通報者に対し不利益な取扱いをした事業者には、罰則や行政措置等の制裁が科されること	公益通報者自身が通報内容である法令違反等に関与していた場合に、当該者が自主的に公益通報をした場合には、刑事責任や民事責任が減免されること	公益通報者が、公益通報の内容を裏付けするために必要な出し行為に係る刑事責任や民事責任が減免されること（窃盗や名誉毀損等の責任を問われないこと）
	全体	3471	21.2	14.3	10.7	15.0	11.1	44.2	10.2	9.1	5.4
従業員数	50人以下	659	22.8	12.7	7.3	13.2	13.2	33.4	6.4	5.6	4.2
	51～100人	636	25.2	15.1	12.3	15.7	12.9	44.3	8.2	8.2	4.1
	101～300人	889	25.6	15.7	9.3	14.8	12.1	48.7	10.8	8.2	6.1
	301～1000人	685	18.4	16.4	14.0	16.9	10.5	49.3	11.2	9.8	5.8
	1001～3000人	309	17.5	12.9	13.3	16.8	8.4	47.6	15.2	16.5	6.1
	3000人超	254	6.7	9.1	9.8	12.6	4.3	43.3	15.7	14.2	8.3

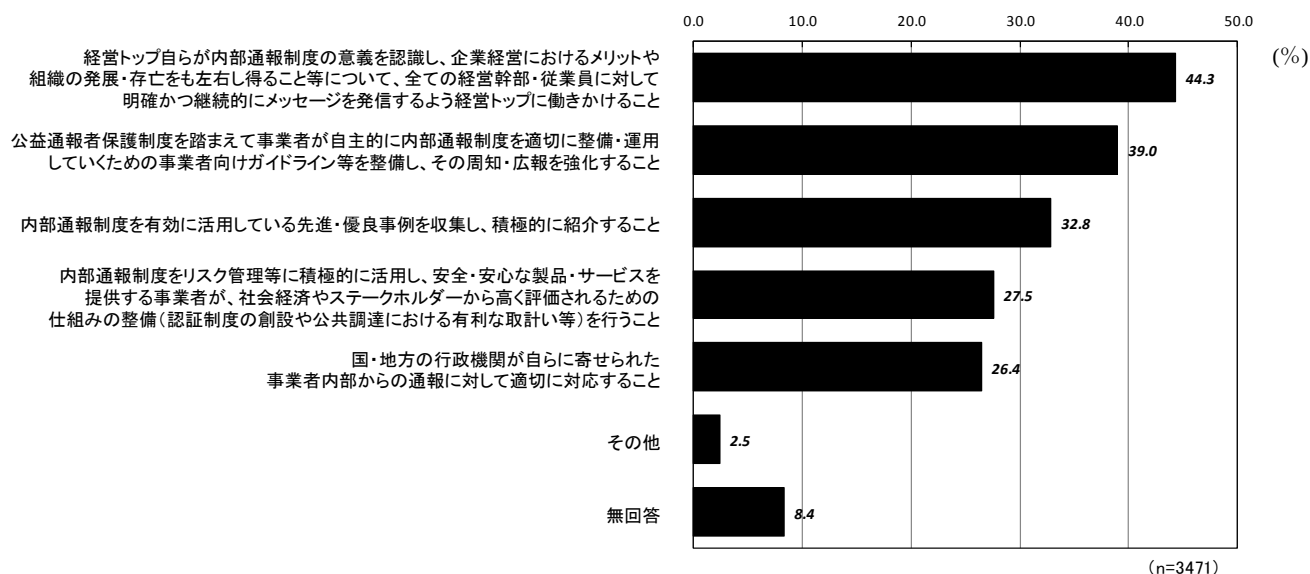
			無回答	その他	法の趣旨や内容を、経営幹部や従業員が十分に認識・理解していること	事業者の内部通報制度を適切に整備・運用するために必要な一定の知識等を有する担当が配置されること	従業員等から寄せられる内部通報に適切に対応し自浄作用を発揮するために必要な一定の体制が、各事業者に整備されること	公益通報を受けた者（事業者、行政機関、報道機関、消費者団体等）が、適切に調査及び是正措置を行うこと	有益な公益通報を行った者に対して、金銭的報奨が支払われること	不正の目的で通報をした者に対して、罰則や行政措置等の制裁が科されること
		n								
全体		3471	13.2	1.2	15.1	19.4	11.5	30.6	2.0	7.1
従業員数	50人以下	659	14.9	1.2	10.2	13.1	7.4	26.6	4.1	15.2
	51～100人	636	15.3	1.9	15.3	18.1	8.8	29.9	1.9	5.8
	101～300人	889	14.8	1.1	13.5	18.4	11.7	32.7	1.9	4.4
	301～1000人	685	10.4	1.0	17.8	23.8	14.9	30.2	0.9	4.1
	1001～3000人	309	10.4	0.6	16.8	19.4	15.5	33.3	1.6	1.0
	3000人超	254	10.6	1.2	26.0	32.7	14.6	36.2	1.6	3.9

14. 公益通報者保護制度浸透のために政府・行政機関が強化すべき取組み（問 24）

公益通報者保護制度の意義・重要性を社会経済全体に浸透させるために、制度の運用面において政府・行政機関が強化すべき取組みについて尋ねた。

「経営トップ自らが内部通報制度の意義を認識し、企業経営におけるメリットや組織の発展・存亡をも左右し得ること等について、全ての経営幹部・従業員に対して明確かつ継続的にメッセージを発信するよう経営トップに働きかけること」（44.3%）が最も高く、次いで「公益通報者保護制度を踏まえて事業者が自主的に内部通報制度を適切に整備・運用していくための事業者向けガイドライン等を整備し、その周知・広報を強化すること」（39.0%）、「内部通報制度を有効に活用している先進・優良事例を収集し、積極的に紹介すること」（32.8%）の順となった。

図表 72 公益通報者保護制度浸透のために政府・行政機関が強化すべき取組み（複数回答）／全体



従業員数別にみると、従業員数の多い事業者ほど上位3項目の割合が高い傾向が見られる。一方、従業員数の少ない事業者ほど「国・地方の行政機関が自らに寄せられた事業者内部からの通報に対して適切に対応すること」の割合が高い。

図表 73 公益通報者保護制度浸透のために政府・行政機関が強化すべき取組み（複数回答）／従業員数別

(%)									
			働きの展し経	良内	しく的公	等度高事し内	と者国	そ	無
			きにメの・営	事部	たに益	ののく業、部	内・	他	回
			かけ存企ト	例通	その内通	を創評者安通	と内・		答
			るメ経亡業ッ	集度	周事通者	こ公れ社安度	か方		
			を従右にお	有	広向度制	と共る会心を	の行		
			を信員得る	積効	報けを適を	調た経なり	報機		
			る対こと	的に活	化ドにま	有のクビに	に關		
			よしと	紹て	すラ整え	利整ホス積	がし自		
			営確つい組	るこ先	と等運業	な備ルを極	にせ		
			ツつての認	と・	をを用者	取(ダ提的	対ら		
			に続全発識	と・	備て自	計認供に	にせ		
				優	い主	制らる用	る事		
		n					業		
全体		3471	44.3	32.8	39.0	27.5	26.4	2.5	8.4
従業員数	50人以下	659	33.7	25.5	26.7	18.4	32.6	4.2	17.8
	51～100人	636	48.1	30.5	35.5	25.6	31.8	1.4	7.1
	101～300人	889	45.2	32.2	43.9	30.3	27.0	2.7	5.6
	301～1000人	685	47.3	37.5	44.2	31.7	23.4	1.3	5.0
	1001～3000人	309	48.5	40.1	42.7	33.0	18.1	2.3	2.6
	3000人超	254	50.4	42.9	48.4	31.9	15.7	3.5	3.1

法及びガイドラインの認知度別にみると、“いずれも知っている”と回答した事業者では、「公益通報者保護制度を踏まえて事業者が自主的に内部通報制度を適切に整備・運用していくための事業者向けガイドライン等を整備し、その周知・広報を強化すること」の割合がほかの区分と比較して高い傾向が見られる。

図表 74 公益通報者保護制度浸透のために政府・行政機関が強化すべき取組み（複数回答）
／法及びガイドラインの認知度別

										(%)																										
ド法 認ラ 知イ ンガ のイ	いづれも知らない	3471	44.3	32.8	39.0	27.5	26.4	2.5	8.4																											
										いづれも知っている	1320	47.9	37.8	44.8	32.3	21.3	2.0	4.8																		
																			法のみ知っている	762	45.4	33.1	41.9	30.1	30.3	1.7	5.2									
																												民間ガイドラインのみ知っている	56	39.3	26.8	32.1	26.8	23.2	5.4	12.5
全体		3471	44.3	32.8	39.0	27.5	26.4	2.5	8.4																											
いづれも知っている		1320	47.9	37.8	44.8	32.3	21.3	2.0	4.8																											
法のみ知っている		762	45.4	33.1	41.9	30.1	30.3	1.7	5.2																											
民間ガイドラインのみ知っている		56	39.3	26.8	32.1	26.8	23.2	5.4	12.5																											
いづれも知らない		1310	40.2	28.1	31.8	21.3	29.2	3.4	13.7																											

【その他参考】

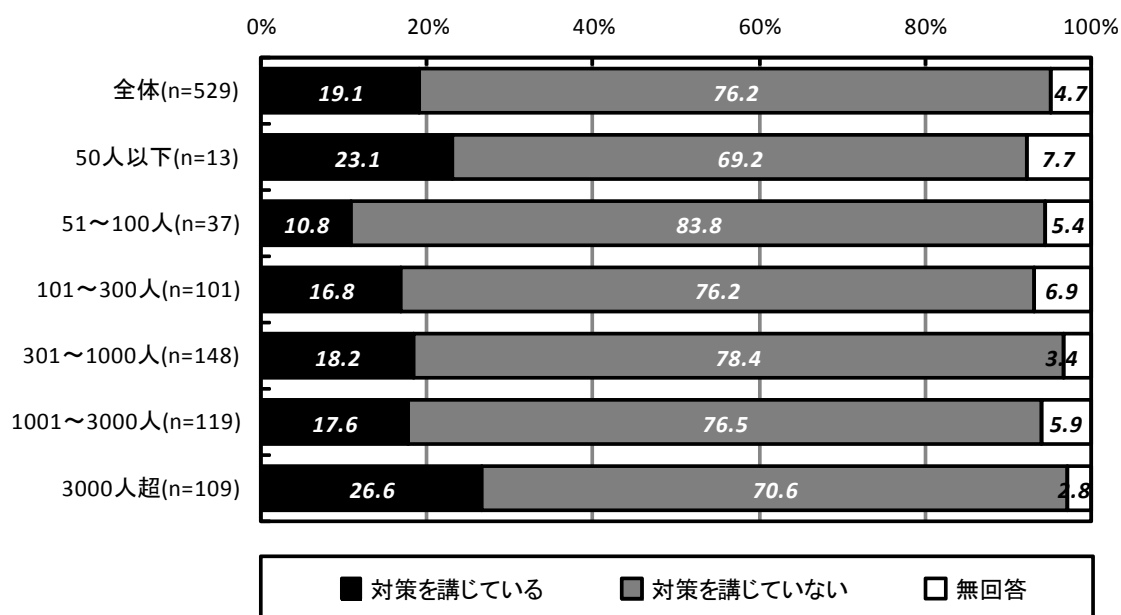
1. 顧問弁護士を公益通報の窓口にするについて（問5－4－1）

社外通報窓口を法律事務所（顧問弁護士）に委託していると回答した事業者（n=529）に対し、「顧問弁護士を公益通報の窓口とすることは利益相反の観点から問題も指摘される」といった指摘に対応するための対策を講じているかを尋ねた。

「対策を講じている」は19.1%で、「対策を講じていない」は76.2%となった。

従業員数別にみると、“3,000 人超”の事業者では、「対策を講じている」が26.6%と高い。一方、“51 人～100 人”の事業者では、「対策を講じていない」が83.8%と高くなっている。

図表 75 顧問弁護士を公益通報の窓口にするについて（単一回答）／全体、従業員数別



○その他の主な内容（従業員数、業種）

●対策を講じている

- 顧問弁護士には窓口業務のみを委託（50 人以下、金融・保険業）
- 顧問契約とは別途に内部通報受付業務に関する契約を締結し、対応について明確にしている（301 人～1000 人、製造業）
- 事務所自体は同じでも当社担当でない弁護士に依頼している（101 人～300 人、情報サービス業）
- 利益相反が生じないようにすることを申し合わせている（301 人～1000 人、製造業）
- 実態として通報処理の全てを任せることはない（3000 人超、製造業）

●対策を講じていない

- 顧問弁護士の人物、報酬、監査役との関係を考慮し、公正な判断を損なう恐れがないと判断している（51 人～100 人、情報サービス業）
- 顧問弁護士の見解が会社に偏った内容になる可能性がない、と判断している（1001 人～3000、卸売業）
- 顧問弁護士とも相談したが、弁護士の職業倫理性の方が信頼できると判断した（3000 人超、その他サービス業）
- 問題は認識しているが、対応方法が分からない（1000 人～3000 人、医療・福祉）
- 委託先を選任する際に、発生するコスト負担がネックとなっている（1001 人～3000 人、小売業）

2. 取引先における内部通報制度の整備・運用

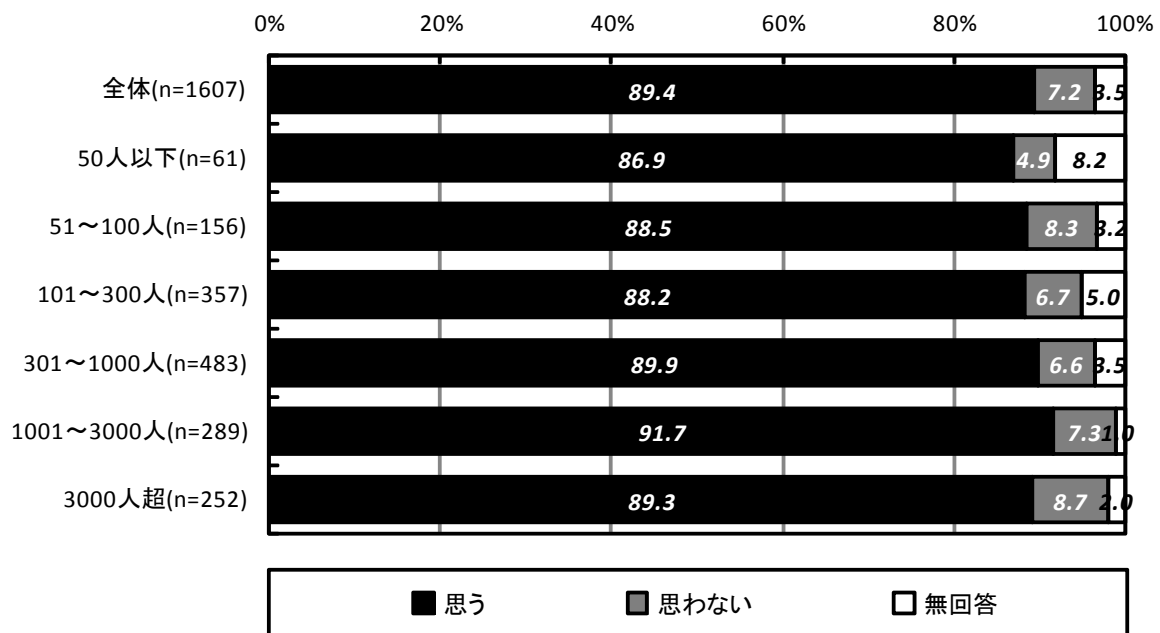
(1) 整備・運用している事業者との取引意向（問 22）

内部通報制度を「導入している」と回答した事業者（n=1,607）に対し、他の条件が同じである場合、実効性が高い内部通報制度を整備・運用している事業者（不祥事への高い耐性を有する事業者）との取引を選択したいか尋ねた。

「思う」は 89.4%と、「思わない」の 7.2%を大きく上回った。

従業員数別にみても、大きな差異は見られない。

図表 76 整備・運用している事業者との取引意向（単一回答）／全体、従業員数別



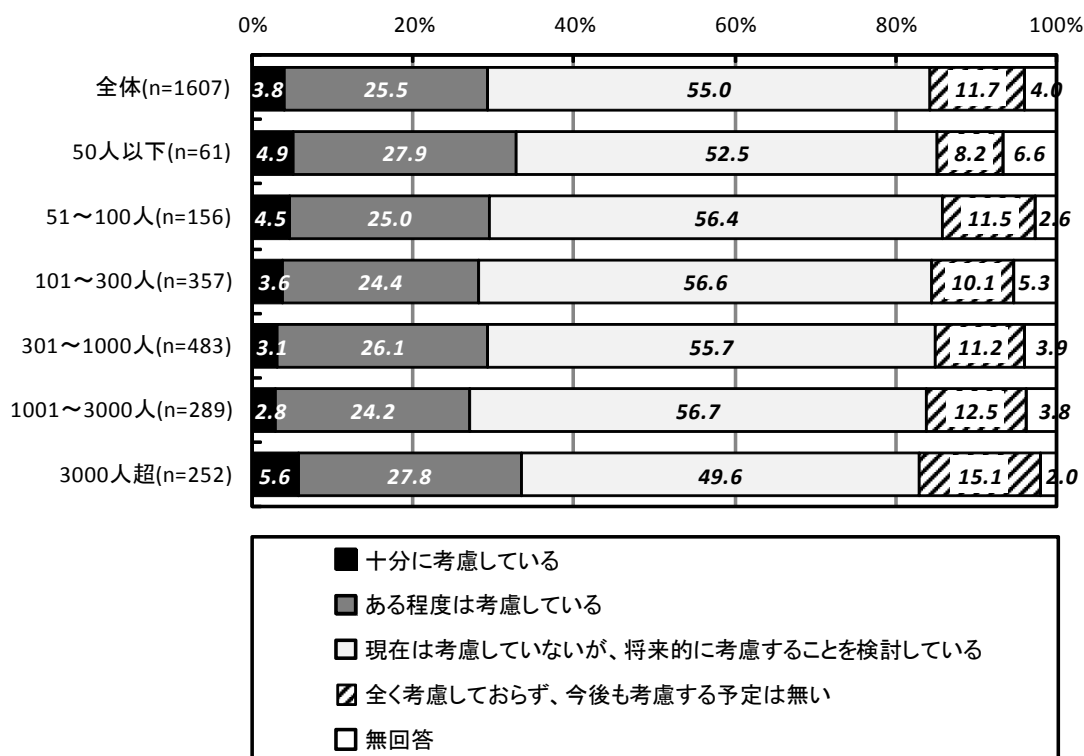
（２）取引先の選定条件（問 22－１）

内部通報制度を「導入している」と回答した事業者（n=1,607）に対し、取引先の選定（例：CSR 調達等）に当たって、当該取引先の内部通報制度の整備・運用の状況を考慮しているか尋ねた。

「十分に考慮している」（3.8%）と「ある程度は考慮している」（25.5%）を合わせると、ほぼ３割（29.2%）である。また、「現在は考慮していないが、将来的に考慮することを検討している」（55.0%）が過半数を占め、「全く考慮しておらず、今後も考慮する予定は無い」（11.7%）は１割である（11.7%）。

従業員数別にみても、大きな差異は見られない。

図表 77 取引先の選定条件（単一回答）／全体、従業員別



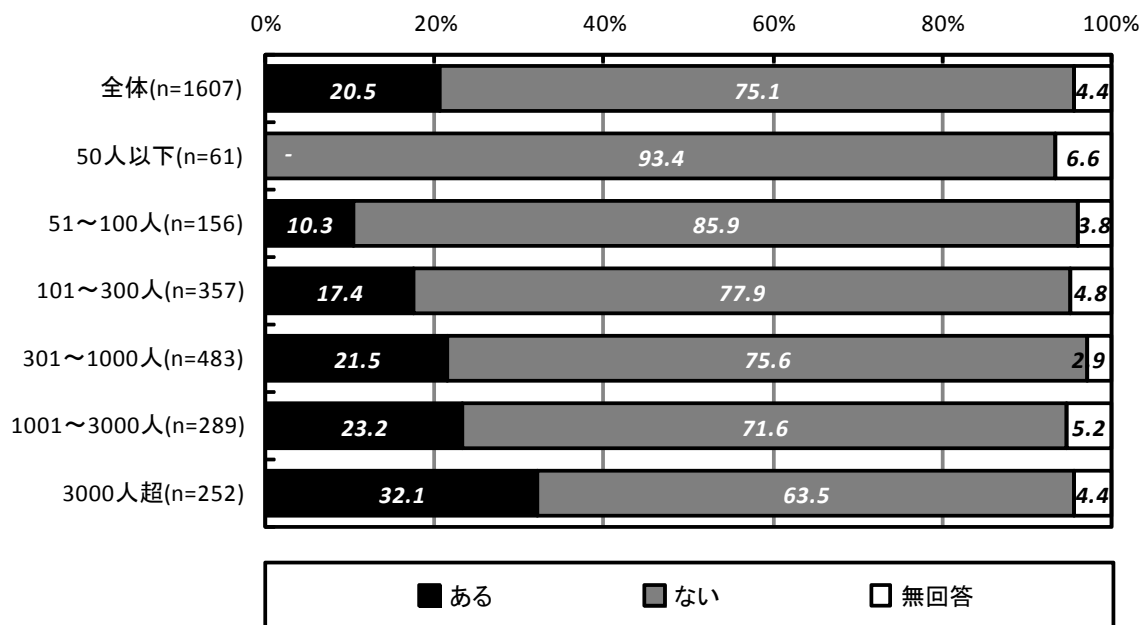
(3) 取引先等からの内部通報制度の問合せの有無（問 22－2）

内部通報制度を「導入している」と回答した事業者（n=1,607）に対し、契約の締結、入札への参加、投資、融資を受ける際等に、取引先や行政機関等から、内部通報制度の整備・運用の状況について問われたことの有無を尋ねた。

「ある」は 20.5%で、「ない」は 75.1%である。

従業員数別にみると、従業員数の多い事業者ほど「ある」の割合が高い傾向が見られる。

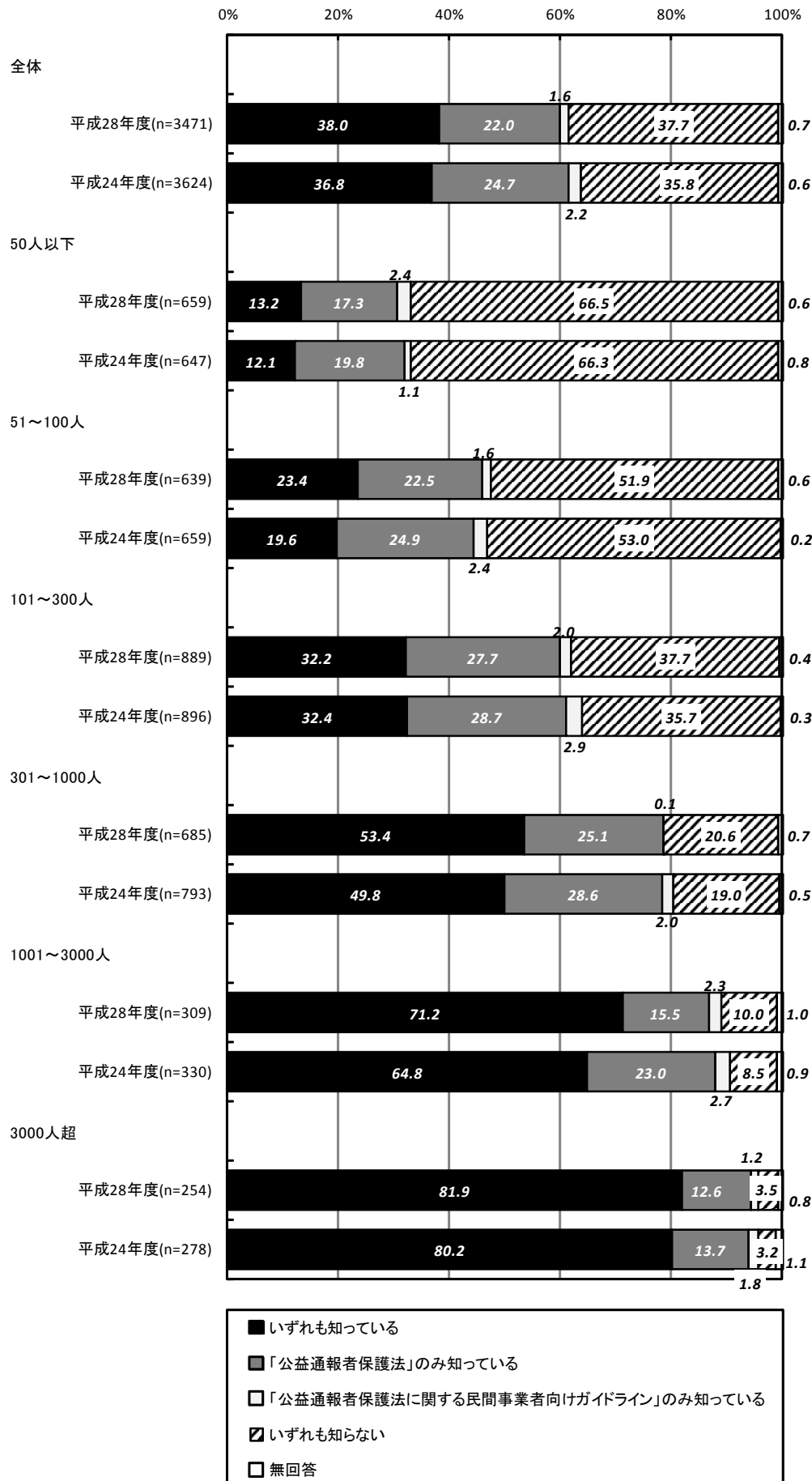
図表 78 取引先等からの内部通報制度の問合せの有無（単一回答）／全体、従業員別



3. 法及びガイドラインの認知度(平成 24 年度調査との比較) (問 1)

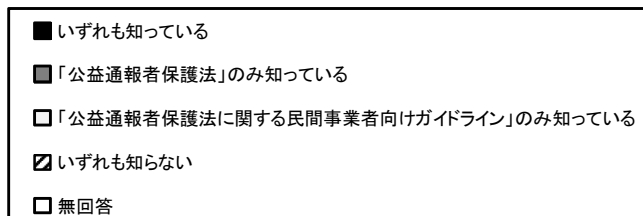
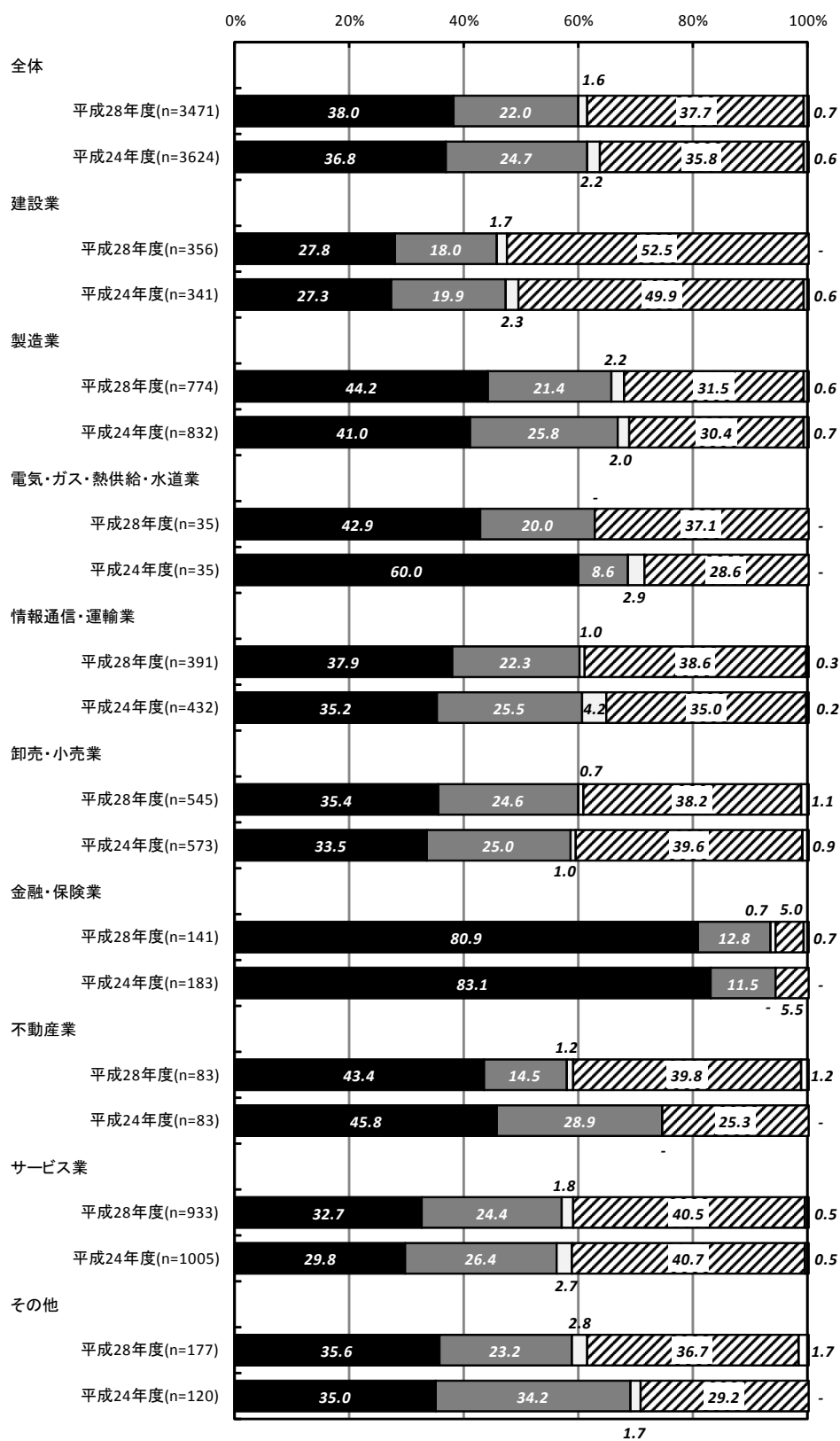
平成 24 年度調査と比較して、法及びガイドラインの認知度に大きな差異は見られない。

図表 79 法及びガイドラインの認知度(単一回答)／従業員数別、調査年度別



業種別にみると、「いずれも知っている」認知度は、“製造業”、“情報通信・運輸業”、“卸売・小売業”、“サービス業”などで高くなっており、“電気・ガス・熱供給・水道業”以外ではほぼ変化がない。

図表 80 法及びガイドラインの認知度（単一回答）／業種別、調査年度別

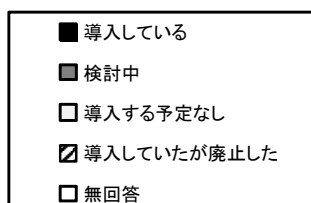
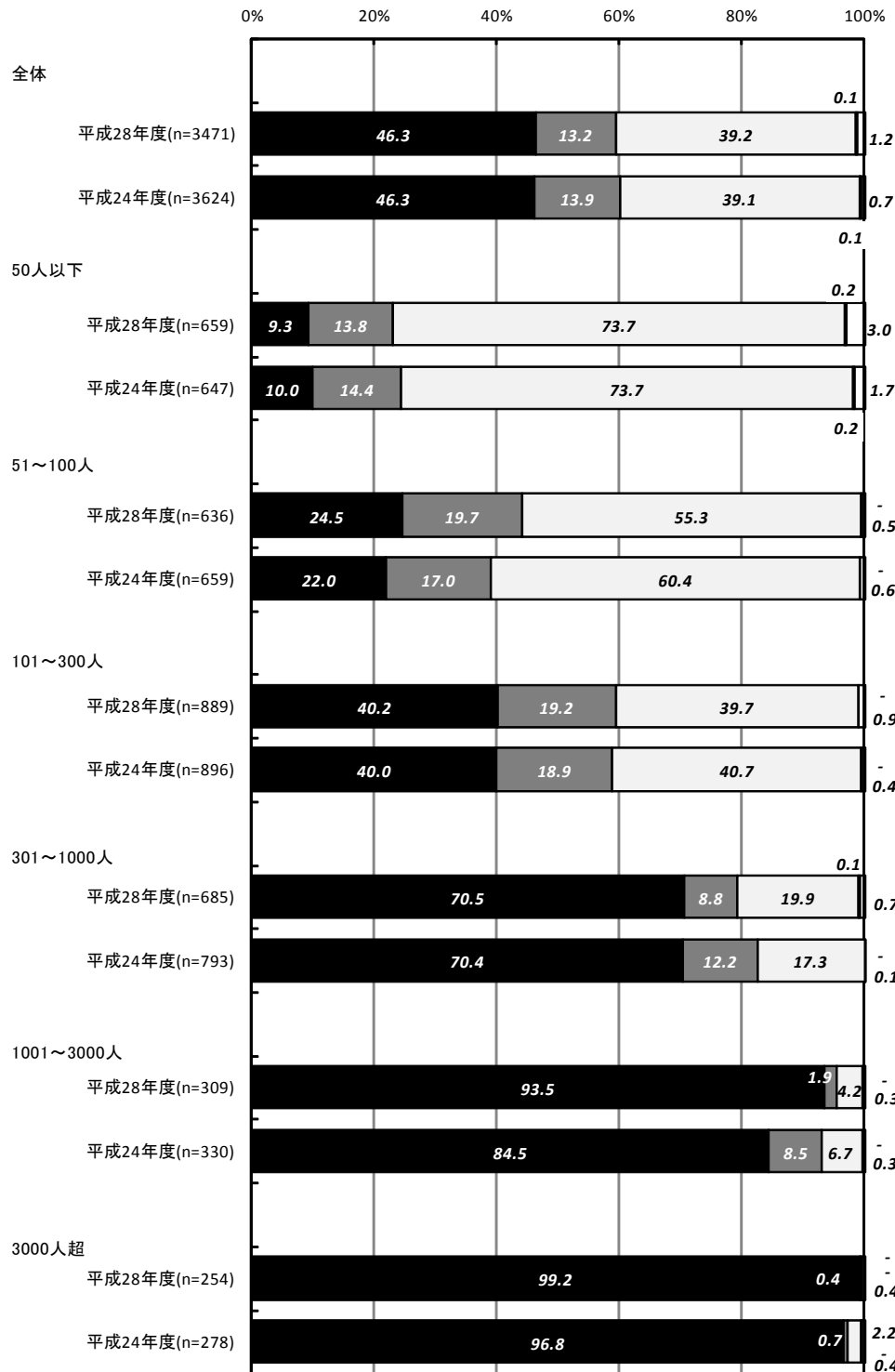


4. 内部通報制度の導入状況(平成24年度調査との比較)(問3)

平成24年度調査と比較して、内部通報制度の導入状況に大きな差異は見られない。

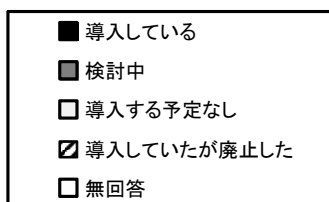
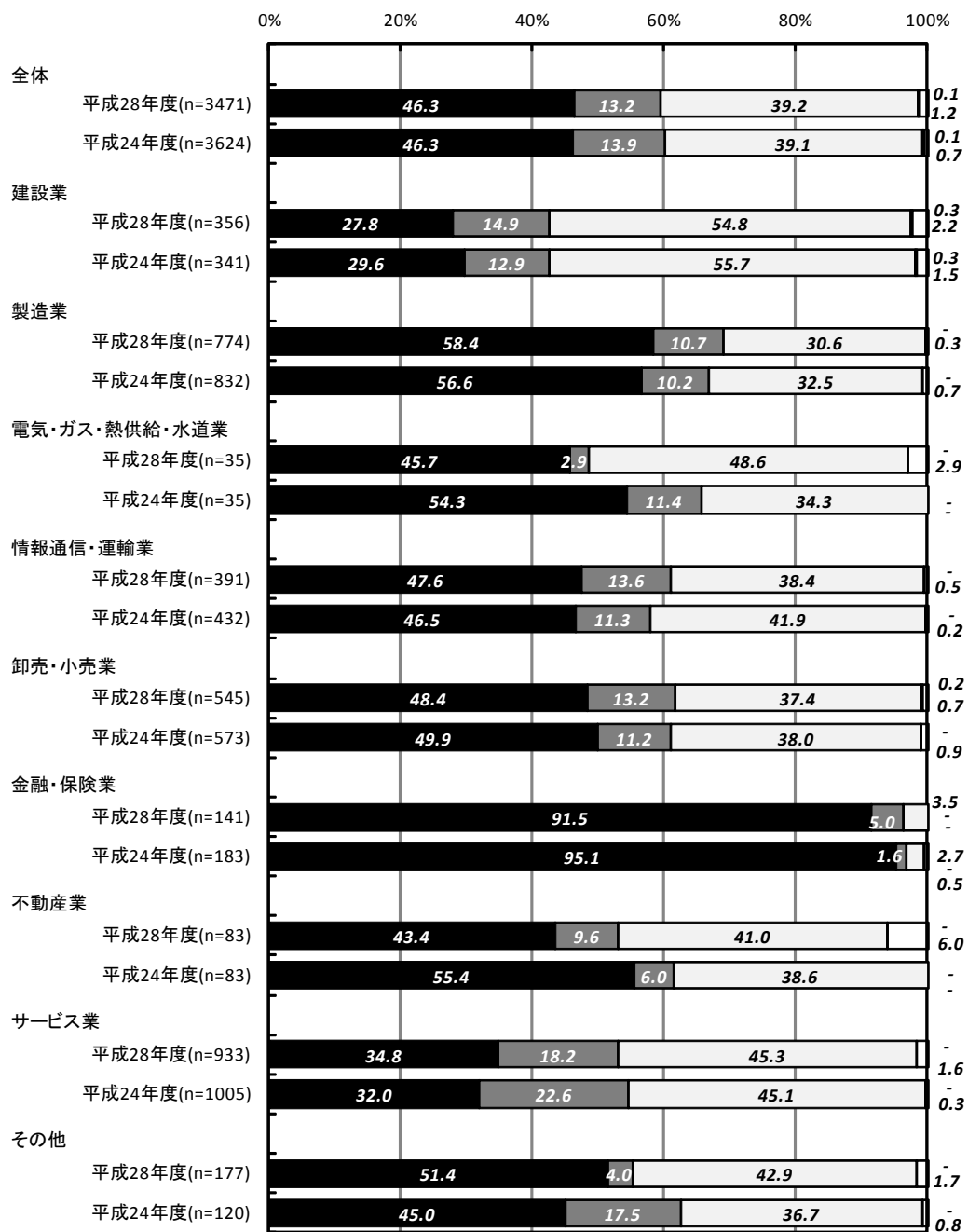
従業員数別にみると、従業員数の多い事業者ほど、導入率は平成24年度より高い傾向があり、“1,001～3,000人”では「導入している」が9.0ポイント増加している。

図表 81 内部通報制度の導入有無／従業員数別、調査年度別



全体では大きな変化はないが、業種別にみると、“製造業”、“情報通信・運輸業”、“サービス業”で導入が進んでいる。

図表 82 内部通報制度の導入有無／業種別、調査年度別



Ⅲ 調査票

【消費者庁調査】民間事業者における内部通報制度の実態調査

調査御協力をお願い

この調査は、消費者庁の企画により、現時点における民間企業の公益通報者保護法の認知状況や内部通報制度の導入状況等の実態を把握するために実施するもので、国における公益通報者保護制度の更なる普及・啓発に向けた施策の立案等に資するものです。

簡単に御回答いただける調査内容となっておりますので、下記をよく御確認いただき、御承諾いただける事業者（回答担当者含む）は、是非御協力をお願い申し上げます。

なお、この調査は、消費者庁（消費者制度課）の委託により、一般社団法人 新情報センターが行なうものです。

御回答期限：平成 28 年 8 月 19 日（金）

Web 調査ページ URL: <https://rda.dstyleweb.com/koueki>

（Web 調査ページでの御回答に御協力ください。）

■■■ 御回答情報・個人情報の取扱いに関する注意事項 ■■■

- ☐ 本調査の御回答内容は、回答企業又は回答担当者の同意なく、回答企業又は回答担当者個人の情報が特定されて消費者庁及び一般社団法人新情報センター以外の第三者に開示されるようなことは一切ございません。
- ☐ 御回答内容は、調査目的を達成するために統計的に処理又は個別企業名・個人名を秘匿化の上で分析し、その結果を報告書として取りまとめます。報告書の内容は消費者庁の施策の一環として公表されることがありますが、回答企業又は回答担当者個人が特定される情報は一切含まれません。
- ☐ 御回答内容は一般社団法人新情報センターから消費者庁に対してのみ提供いたしますが、個別企業及び個人に対し、御回答内容に関して消費者庁が内容確認をしたり、その他不利益取扱いとなるようなことは一切ございません。
- ☐ 貴社名、氏名、連絡先等の御記入欄が設けられていますが、これらの情報は御回答内容に関する一般社団法人新情報センターからの問合せ、調査結果の概要版の送付に利用いたしますので必要最低限の御記載をお願いいたします。

また、消費者庁では、この調査でお答えいただいた内容等に関して、事業者の皆様からお話をお伺いするインタビュー調査を実施することを検討しています。インタビュー調査に協力できると御回答いただいた場合には、消費者庁から連絡を取らせていただくことがございますので、貴社名、氏名、連絡先等の全ての情報の御記入をお願いいたします。

- ☐ 本調査の御回答結果の秘密保持、情報の取扱い、安全管理に十分配慮し適切な措置を講じます。
- ☐ 本調査の情報処理業務を社外に委託する場合、委託先とは契約を結ぶなどして、情報の取扱い及び安全管理には十分配慮いたします。
- ☐ 本調査に関する個人情報等、御回答情報の開示／変更／訂正／削除、その他情報の取扱いに関する問合せにつきましては、下記のお問合せ先までお願いいたします。
- ☐ 調査実施機関である一般社団法人新情報センターの個人情報保護方針は下記を御覧ください。

<http://www.sjc.or.jp/kojinjoho/kojinjoho.html>

■■■ 御記入にあたって（御郵送いただく場合） ■■■

- ☐ 御記入は、鉛筆、ボールペン等なんでも結構ですが、黒か紺色でお願いします。
- ☐ 御回答は、該当する番号に○印を付けていただく方法によりますが、選択肢で「その他」を選んでいただいた場合など具体的内容を御記入いただくものもございます。
- ☐ 各設問により○印を付けていただく数が異なります。各問に（いくつでも○印）（1つだけ○印）（3つ以内で○印）といった表記がありますので、それに従って御記入ください。
- ☐ 各問に「問○へお進みください」といった表記がありますので、それに従って御記入ください。



【お問い合わせ先：調査実施機関】

一般社団法人 新情報センター 担当：田島、平栗
〒150-0013 東京都渋谷区恵比寿 1-19-15 ウノサワ東急ビル 1 階
TEL. 03-3473-5231 / FAX. 03-3473-5353
E-mail. stajima@sjc.or.jp

- ・本調査は匿名による御回答も可能ですので、お忙しいところ恐れ入りますが、御協力の程、よろしくお願いいたします。
- ・なお、必要に応じ以下のURLに掲載されている資料を御覧になった上で、質問にお答えください。

※ 参考資料を掲載しているウェブサイト：

- ・「公益通報者保護制度の概要」
<http://www.caa.go.jp/planning/koueki/gaiyo/index.html>
<http://www.caa.go.jp/planning/koueki/shuchi-koho/movie.html>（動画）
- ・「公益通報ハンドブック」
<http://www.caa.go.jp/planning/koueki/shuchi-koho/files/handbook2014.pdf>
- ・Q&A集
<http://www.caa.go.jp/planning/koueki/minkan/faq-minkan.html>
- ・「公益通報者保護制度の実効性の向上に関する検討会」第1次報告書
http://www.caa.go.jp/planning/koueki/chosa-kenkyu/files/160322_siryu4.pdf

●内部通報制度の導入状況等についてお伺いします。

- ※ 本アンケート調査でいう「内部通報制度」とは、公益通報者保護法を踏まえ、不正を知る従業員等からの通報を受け付け、通報者の保護を図りつつ、適切な調査、是正及び再発防止策を講じる事業者内の仕組みをいいます。主に通報窓口の設置、内部規程の整備及びそれらの運用からなります。
- ※ 従業員等が安心して通報を行うことができる環境を整備し、コンプライアンス経営やリスク管理に積極的に活用する等、実効性のある内部通報制度を整備・運用している事業者においては、従業員等からの警鐘が早期に経営陣等に届き、自浄作用により問題が未然防止・早期発見される可能性が高いといえるため、当該事業者では、消費者や取引先に提供される製品・サービスは安全・安心である可能性が高く、不祥事に起因する経営不振等も生じ難いといえます。

問1 「公益通報者保護法」及び「公益通報者保護法に関する民間事業者向けガイドライン」(*)を御存じですか。(1つだけ○印)

※ 「公益通報者保護法に関する民間事業者向けガイドライン」とは、平成 17 年に当時の内閣府国民生活局が、公益通報者保護法を踏まえ、従業員等からの通報に事業者内において適切に対応するための指針を示したものです。

現在、消費者庁では、ガイドラインの内容をより充実したものとするための改正作業を行っています。

1. いずれも知っている
2. 「公益通報者保護法」のみ知っている
3. 「公益通報者保護法に関する民間事業者向けガイドライン」のみ知っている
4. いずれも知らない

→選択肢「4」に○を付けた方は、問3へお進みください。

問2 (前問で「1」「2」「3」に○を付けた方)「公益通報者保護法」及び「公益通報者保護法に関する民間事業者向けガイドライン」を何から知りましたか。(いくつでも○印)

- | | |
|--|---|
| 1. 業界団体、同業者等 | 7. インターネット (6. を除く) |
| 2. 新聞 (一般紙) | 8. テレビ |
| 3. 新聞 (専門紙・業界紙) | 9. ラジオ |
| 4. 書籍 | 10. 消費者庁のパンフレット、ハンドブック
(平成 21 年 8 月以前の内閣府のものを含みます) |
| 5. 雑誌 | 11. 説明会、シンポジウム |
| 6. 消費者庁のウェブサイト
(公益通報者保護制度に関する平成 21 年 8 月以前の内閣府のウェブサイトを含みます) | 12. その他 [(具体的に)] |

問3 内部通報制度を導入^(※)していますか。(1つだけ○印)

※「導入している」とは、通報することができる従業員等が制度の仕組みについて知り得る状況にある場合をいいます。

- | | |
|------------------------|---|
| 1. 導入している | |
| 2. 検討中 | |
| 3. 導入する予定なし | |
| 4. 導入していたが廃止した [(廃止理由) |] |

→選択肢「2」「3」「4」に○を付けた方は、問3－5へお進みください。

問3－1 (問3で「1」に○を付けた方)内部通報制度を導入した目的・理由は何ですか。(3つ以内で○印)

- | | |
|--|---|
| 1. 違法行為その他様々な経営上のリスクの未然防止・早期発見に資するため | |
| 2. 従業員が安心して通報ができる環境を整備するため | |
| 3. 顧問弁護士や所属団体等から導入を推奨されたため | |
| 4. 公益通報者保護法やガイドラインを踏まえた対応をするため | |
| 5. 企業の社会的責任 (CSR) を果たしていく上で必要であるため | |
| 6. 株主、取引先、消費者等のステークホルダーに対して、実効的な内部統制システムを整備していることを示すため | |
| 7. 労働組合や労働者から導入を求められたため | |
| 8. 内部の自浄作用によって違法行為を是正し、外部 (行政機関、報道機関等) に持ち出されないようにするため | |
| 9. 入札や契約に当たって取引先や行政機関等から求められたため | |
| 10. その他 [(具体的に) |] |

問3－2 (問3で「1」に○を付けた方)内部通報制度をいつ導入しましたか。(1つだけ○印)

- | | |
|----------------------------|----------------------------|
| 1. 平成 16 年 5 月以前 | 5. 平成 22 年 4 月～平成 24 年 3 月 |
| 2. 平成 16 年 6 月～平成 18 年 3 月 | 6. 平成 24 年 4 月～平成 26 年 3 月 |
| 3. 平成 18 年 4 月～平成 20 年 3 月 | 7. 平成 26 年 4 月～平成 28 年 3 月 |
| 4. 平成 20 年 4 月～平成 22 年 3 月 | 8. 平成 28 年 4 月以降 |

問3－3 (問3で「1」に○を付けた方)通報処理の仕組みや通報者の保護等に係る事項を定めた内部規程を整備していますか。(1つだけ○印)

- | | |
|------------------------------|---|
| 1. 整備している | |
| 2. 整備を検討している | |
| 3. 整備していない [(整備していない理由を具体的に) |] |

→選択肢「2」「3」に○を付けた方は、問4へお進みください。

問3-4 (問3-3で「1」に○を付けた方)内部規程を整備している場合、どのような事項が定められていますか。(いくつでも○印)

1. 経営トップの役割・責務	13. 不正行為に関与した者が、自主的に通報(申告)した場合には、当該者に対する懲戒処分等を減免する制度(社内リニエンシー制度)
2. 通報受付窓口の設置	14. 正当な通報又はそれに付随する行為(関係資料の収集等)の減免・免責
3. 経営幹部からも独立性を有する通報ルート	15. 通報者へのフォローアップ(不利益取扱いや嫌がらせ等が行われていないかの確認等)
4. 通報の放置等を防止し、必要な調査等の実施を確保するための措置	16. 法令違反等の再発防止に係るフォローアップ(法令違反等の再発の有無の確認、是正措置・再発防止策が機能しているかの確認等)
5. 是正措置・再発防止策	17. 内部通報制度の仕組みの社内への周知
6. 利益相反行為の排除(受付担当者や調査担当者、社外通報受付窓口等の中立性・公正性の確保)	18. 内部通報制度担当者に対するリソース(調査権限、独立性、人員・予算等)の付与
7. 通報者の秘密の保護(通報者名や通報者の特定に繋がる情報等の漏えい禁止等)	19. 内部通報制度の評価・改善(PDCAサイクルの実践等)
8. 通報者を特定する行為の禁止	20. 取引先事業者における内部通報制度の整備・運用状況の確認(CSR調達での評価等)
9. 正当な通報をしたことを理由とする労働契約上の不利益取扱い(解雇、降格、減給等)の禁止	21. その他[(具体的に)]
10. 正当な通報をしたことを理由とする上記9.以外の報復行為(事実上の嫌がらせ等)の禁止	
11. 通報や調査を妨害する行為の禁止	
12. 内部規程で禁止された行為(秘密漏洩や通報者に対する不利益取扱い等)を行った者に対する懲戒処分等の措置	

問3-5 (問3で「2」「3」「4」に○を付けた方)内部通報制度を導入していない理由は何ですか。(3つ以内で○印)

1. 法律上の義務とはされていない	8. 従業員間の不和の元となる
2. 経営陣が導入に慎重又は反対である [(反対の理由を具体的に)]	9. 制度がなくても、法令違反等を明らかにし適切に対応する社内風土や仕組みが既に醸成されている [(どのような風土・仕組みかを具体的に)]
3. 同規模の同業他社等も導入していない	10. 必要性を感じない [(感じない理由を具体的に)]
4. (規模・組織の状況等からみて) 通報者の秘密が守れない	11. どのような制度なのか分からない
5. 効果が期待できない [(期待できない理由を具体的に)]	12. どのようにして導入すればよいのか分からない
6. 人手が足りない	13. その他 [(具体的に)]
7. 金銭的負担がかかる	

問3-5-1 (問3で「2」「3」「4」に○を付けた方)どのようなメリットがあれば、内部通報制度を導入するインセンティブになると思いますか。(5つ以内で○印)

1. 行政機関からの評価につながり、公共調達で有利に扱われる	8. 企業経営上のリスクをカバーする保険(D&O保険等)の保険料が割安になる
2. 行政機関からの評価につながり、優遇税制が受けられる	9. 労働者や学生からの評価につながり、優秀な人材が確保できる
3. 行政機関からの評価につながり、補助金等が受けられる	10. ISO認証等のように、国際的商取引において有利に扱われる
4. 消費者からの信頼につながり、売り上げの増加につながる	11. 実効性の高い内部通報制度を整備している場合には、組織外部(行政機関、マスコミ等)への告発が一定程度制限される
5. 株主・投資家からの評価につながり、株価に好影響を与える	12. 地域住民や消費者団体等、幅広いステークホルダーからの評価が向上する
6. 取引先からの評価につながり、契約・調達等で有利に扱われる	13. その他 [(具体的に)]
7. 債権者からの評価につながり、有利な条件で融資等が受けられる	

問3-6 (問3で「2」「3」「4」に○をつけた方)導入を検討するに当たってどのような情報やリソースが必要となりますか。(いくつでも○印)

- | |
|------------------------------|
| 1. 内部通報制度や公益通報者保護法についての基本的事項 |
| 2. 内部通報制度の設置・運営に要する費用 |
| 3. 内部通報制度の設置・運営に要する人員 |
| 4. 内部通報制度の設置・運営に関するマニュアル |
| 5. 内部通報制度が効果的に機能した他社の具体的事例 |
| 6. その他 [(具体的に)] |

]

→問23へお進みください。問4～問22は回答不要です。

(以下、問4～問22までの質問は、問3で「1」(「内部通報制度を導入している」)に○を付けた方)

問4 内部通報制度の責任者はどなたですか。(1つだけ○印)

- | | |
|---|---------------------------------|
| 1. 経営トップ (社長等) | 4. 担当部門長 (役員以外) |
| 2. 取締役・執行役その他の役員等
(※「3. 監査役又は監査役会」を除く) | 5. グループ会社・親会社の役員等自社以外に
所属する者 |
| 3. 監査役又は監査役会 | 6. その他 [(具体的に)] |

]

問5 通報受付窓口は「社内」・「社外」のいずれに設置していますか。(1つだけ○印)

※「社内通報受付窓口」とは、労務提供先の組織内部に設置されている窓口のことをいいます(例:社内法務部や社内コンプライアンス担当部署など社内に設置された通報受付窓口)。

※「社外通報受付窓口」とは、労務提供先が予め定め、かつ、労務提供先の組織外部に設置された窓口のことをいいます(例:労務提供先が予め定めた法律事務所や通報受付専門会社等の第三者に設置された通報受付窓口)。

- | | |
|---------------|---|
| 1. 社内外いずれにも設置 | 4. 制度は導入しているが、特定の通報受付窓口
は社内外いずれにも設置していない |
| 2. 社内のみに設置 | |
| 3. 社外のみに設置 | [(具体的な受付方法)] |

]

→選択肢「3」に○を付けた方は、問5-3へお進みください。

→選択肢「4」に○を付けた方は、問5-5へお進みください。

問5-1 (問5で「1」又は「2」に○を付けた方)「社内」の通報受付窓口はどの部門に所属していますか。
(窓口が複数の場合又は当該部門が複数の役割を有する場合にはいくつでも○印)

- | | |
|---------------------|------------------|
| 1. 経営トップ (社長等) 直轄 | 7. 内部統制の統括部門 |
| 2. 社外監査役又は社外取締役 | 8. CSR 部門 |
| 3. 役員 (2. 以外の役員) 直轄 | 9. 法務・コンプライアンス部門 |
| 4. 総務部門 | 10. 監査部門 |
| 5. 人事部門 | 11. その他 [(具体的に)] |
| 6. 経営企画部門 | |

]

問5-2 内部通報制度の信頼性や安心感を向上させるために、どのような方策をとっていますか。(いくつでも○印)

1. 窓口担当者に守秘義務を課している	8. 匿名アンケート等の実施によって従業員の要望・意見を把握し、内部通報制度に反映している
2. 秘密が守られることを従業員に周知している	9. 内部通報制度の実効性に関し、客観的な第三者による点検・評価を受けている
3. 匿名の通報を受け付けるようにしている	10. 他事業者における優良事例等を収集し、それを参考に内部通報制度を運用している
4. 経営トップ自らがコンプライアンス経営推進や内部通報制度の意義・重要性についてのメッセージを継続的に発信している	11. 内部通報制度の整備・運用状況や実績を従業員等のステークホルダーに開示している
5. 内部通報制度の評価・改善を継続的に実施（PDCA サイクルの実践等）している	12. 内部通報制度担当者への教育・研修を実施している
6. 通報制度担当者に対するリソース（調査権限、独立性、人員・予算等）を付与している	13. 経営幹部への教育・研修を実施している
7. 内部通報制度の整備・運用に関して、労働組合又は従業員過半数の代表者との協議等を実施している	14. 一般従業員への教育・研修を実施している
	15. その他 [(具体的に)]

→問5で選択肢「2」(社内のみに通報受付窓口を設置)に○を付けた方は問5-5へお進みください。

問5-3 (問5で「1」又は「3」に○を付けた方) 社外窓口を設置している理由を教えてください。(いくつでも○印)

1. 通報への対応に専門性がある	4. 直接の面識がないので、従業員が心理的に通報しやすい
2. 通報内容について社内事情に左右されずに中立・公正な対応をとりやすい	5. 通報先の選択肢が多い方が、より多くの通報が寄せられる可能性が高い
3. 通報者の匿名性を確保しやすい	6. その他 [(具体的に)]

問5-4 (問5で「1」又は「3」に○を付けた方) **社外**の通報受付窓口はどこに設置していますか。(いくつでも○印)

1. 法律事務所(顧問弁護士 ^(※))に委託している	4. 親会社や関連会社に設置している
2. 法律事務所(顧問でない弁護士)に委託している	5. 労働組合に設置している
3. 通報受付の専門会社に委託している	6. その他 [(具体的に)]

※「顧問弁護士」とは、顧問契約の有無にかかわらず貴社から法律事務を継続的に受任している弁護士をいいます。

→選択肢「1」に○を付けた方は、問5-4-1へお進みください。

→選択肢「2」～「6」に○を付けた方は、問6へお進みください。

問5-4-1 「顧問弁護士を公益通報の窓口とすることは利益相反の観点から問題も指摘される」^(※)といった指摘もありますが、このような問題に対応するための対策を講じていますか。

※出典「公益通報者保護制度に関する意見～消費者庁の実態調査を踏まえた今後の取組について～」(平成25年7月23日消費者委員会)5頁

1. 対策を講じている [(対策の内容を具体的に)]
2. 対策を講じていない [(理由を具体的に)]

問5-5 (問5で「2」又は「4」に○を付けた方) 社外に通報受付窓口を設置していない理由は何ですか。(3つ以内で○印)

1. どのように設置すればよいのか分からない	5. 効果が期待できない
2. 適当な設置先がない [(理由を具体的に)]	
3. 社内窓口があれば十分である [(理由を具体的に)]	6. コストがかかる
4. 必要性がない [(理由を具体的に)]	7. 社内の情報が外部に出ることに抵抗がある
	8. その他 [(具体的に)]

問6 内部通報制度で対象としている通報者には、どのような方が含まれますか。(いくつでも○印)

1. 正社員	7. グループ企業の役員
2. 契約社員・パート・アルバイト	8. グループ企業の従業員
3. 派遣社員	9. 取引先の役員
4. 退職者	10. 取引先の従業員
5. 取締役	11. 1～10のいずれかの者の家族
6. 役員（取締役以外）	12. その他〔(具体的に) 〕
	13. 限定していない

問7 内部通報制度で対象としている通報内容には、どのようなものが含まれますか。(いくつでも○印)

1. 法令違反行為（公益通報者保護法の対象となる法令違反行為に限定している）	4. 職場環境を害する行為（パワハラ、セクハラなど）
2. 法令違反行為（公益通報者保護法の対象となる法令違反行為に限定していない）	5. その他の不正行為
3. 会社のルールに違反する行為（就業規則等に違反する行為）	6. その他〔(具体的に) 〕
	7. 限定していない

※対象法律一覧(平成28年6月末現在 457 法律)は、以下のウェブサイト URL を御参照ください。

http://www.caa.go.jp/planning/koueki/gaiyo/files/taishouhou_160401.pdf

公益通報者保護法の対象事実か否かを区別して受け付けていない場合は、「2」に○をしてください。

問8 通報受付窓口等に情報が寄せられたとしても、調査を行わないケースがあるとすれば、どのような場合ですか。(いくつでも○印)

1. 規程で定める通報者の範囲に含まれない	5. 通報者が特定されない形で調査を行うことが困難である
2. 規程で定める通報内容に含まれない	6. 受付後、既に解決済みの案件と判明した
3. 通報内容を裏付ける根拠が乏しい	7. その他〔(具体的に) 〕
4. 匿名等の通報の場合、連絡先が不明で通報内容の詳細について確認できない	8. 調査を行わないケースはない

問9 内部通報制度で対象としている通報者に対し、通報処理の仕組み等についてどのような周知活動を行っていますか。(いくつでも○印)

1. 社内トップによるメッセージ発出	5. 社内報等の広報誌
2. 社内通知	6. パンフレットやリーフレット
3. 説明会	7. イン트라ネット
4. 社内研修	8. その他〔(具体的に) 〕

問10 内部通報制度の整備・運用状況について、外部のステークホルダー(株主、債権者、取引先、顧客、地域住民等)に対し、どのようにして情報開示を行っていますか。(いくつでも○印)

1. 法令によって作成が義務付けられている各種報告書類（会社法の事業報告、金融商品取引法の有価証券報告書・内部統制報告書等）
2. 投資家向け広報（IR）※上記1に掲げたものを除く
3. 環境・社会報告書、CSR 報告書
4. 企業 PR パンフレット、リーフレット※上記3に掲げたものを除く
5. 自社のホームページ
6. その他〔(具体的に) 〕
7. 特に行っていない

問11 匿名による通報を受け付けていますか。(1つだけ○印)

- | | |
|---------------------|--------------------|
| 1. 受け付けている | 3. 受け付けていない |
| 2. 通報内容によっては受け付けている | 4. その他 [(理由を具体的に)] |
| | 4. その他 [(具体的に)] |

問12 過去1年間に通報受付窓口(社内・社外合計)に寄せられた内部通報件数はどの程度ですか。
(1つだけ○印)

- | | | |
|----------|------------|------------|
| 1. 0件 | 4. 11～30件 | 7. 100件超 |
| 2. 1～5件 | 5. 31～50件 | 8. 把握していない |
| 3. 6～10件 | 6. 51～100件 | |

→選択肢「1」に○を付けた方は問16へお進みください。

→選択肢「2」～「7」に○を付けた方で「社外」に通報受付窓口を設置している場合、問13へお進みください。

→選択肢「2」～「7」に○を付けた方で「社内」にのみ通報受付窓口を設置している場合、問14へお進みください。

問13 (問5で「1」又は「3」に○を付けた方)「社外」通報受付窓口を設置している場合、過去1年間に「社外」通報受付窓口に寄せられた通報件数はどの程度ですか。(1つだけ○印)

- | | | |
|----------|------------|------------|
| 1. 0件 | 4. 11～30件 | 7. 100件超 |
| 2. 1～5件 | 5. 31～50件 | 8. 把握していない |
| 3. 6～10件 | 6. 51～100件 | |

問14 過去1年間に通報受付窓口(社内・社外合計)に寄せられた通報は、どのような方からのものですか。(いくつでも○印)

- | | |
|-------------------|--------------------|
| 1. 正社員 | 7. グループ企業の役員 |
| 2. 契約社員・パート・アルバイト | 8. グループ企業の従業員 |
| 3. 派遣社員 | 9. 取引先の役員 |
| 4. 退職者 | 10. 取引先の従業員 |
| 5. 取締役 | 11. 1～10のいずれかの者の家族 |
| 6. 役員(取締役以外) | 12. 匿名 |
| | 13. その他 [(具体的に)] |

問15 過去1年間に通報受付窓口(社内・社外合計)に最も多く通報を寄せたのは、どのような方ですか。
(前問で○を付けた通報者の中から1つだけ○印)

- | | |
|-------------------|--------------------|
| 1. 正社員 | 7. グループ企業の役員 |
| 2. 契約社員・パート・アルバイト | 8. グループ企業の従業員 |
| 3. 派遣社員 | 9. 取引先の役員 |
| 4. 退職者 | 10. 取引先の従業員 |
| 5. 取締役 | 11. 1～10のいずれかの者の家族 |
| 6. 役員(取締役以外) | 12. 匿名 |
| | 13. その他 [(具体的に)] |

問16 過去1年間に限らず、通報受付窓口に寄せられた通報は、どのような内容のものが多いですか。
(3つ以内で○印)

- | |
|-------------------------------|
| 1. 労働基準法など労務上の法令違反(残業代の未払いなど) |
| 2. その他の法令に違反する行為 |
| 3. 職場環境を害する行為(パワハラ、セクハラなど) |
| 4. 会社のルールに違反する行為(就業規則違反など) |
| 5. その他の不正行為 |
| 6. 不正とまではいえない悩みなどの相談(人間関係など) |
| 7. その他 [(具体的に)] |
| 8. 窓口を設置して以来、通報はない |

問17 通報受付窓口に寄せられる通報が、法令違反に関するものである場合、どのような法令に関するものが多いですか。(1つだけ○印)

- | | |
|--------------------------|-------------------------------------|
| 1. 公益通報者保護法の対象※となる法令違反行為 | 3. どのような法令違反に当たるのかを特に区別していないため分からない |
| 2. 公益通報者保護法の対象外の法令違反行為 | 4. その他 [(具体的に)] |

※対象法律一覧(平成28年6月現在 457 法律)は、以下のウェブサイト URL を御参照ください。

http://www.caa.go.jp/planning/koueki/gaiyo/files/taishouhou_160401.pdf

問18 通報受付窓口に寄せられる通報は、どのようなタイミングで寄せられることが多いですか。(1つだけ○印)

- | |
|---------------------------|
| 1. 法令違反等が、既に発生した後 |
| 2. 法令違反等が、まさに発生しようとしているとき |
| 3. 法令違反等が、発生する恐れが認められるとき |
| 4. その他 [(具体的に)] |

問19 内部通報制度を運用する上で、どのような課題や実務上の負担があると感じですか。(いくつでも○印)

- | | |
|--------------------------------|-------------------------|
| 1. 通報というより不満や悩みの窓口となっている | 7. 不利益な取扱いを受けた事実の確認が難しい |
| 2. 通報があっても上層部の問題には対処できない | 8. 制度の周知が進まない |
| 3. 本当に保護されるのか、従業員に不安があるように感じる | 9. 通報者の個人情報の保護が難しい |
| 4. 保護すべき通報かどうかの判断が難しい | 10. 人手不足 |
| 5. 社内風土から、通報への心理的な圧迫感があるように感じる | 11. 金銭的負担が大きい |
| 6. 担当者の事務負担が大きい | 12. その他 [(具体的に)] |
| | 13. 特にない |

問20 通報受付窓口を設置したことによる効果はどのようなものがありましたか。(3つ以内で○印)

- | |
|--|
| 1. 内部の自浄作用によって違法行為を是正する機会が拡充された |
| 2. 従業員等による違法行為への抑止力として機能している |
| 3. 株主や取引先などに対して、実効的な内部統制システムを整備していることを示すことができた |
| 4. 入札や契約に当たって取引先や行政機関から積極的な評価が得られた |
| 5. 通報に対するマイナスイメージが払拭又は緩和された |
| 6. 従業員にとって安心して通報を行う環境が整備された |
| 7. 内部通報制度の規程に基づく適切な対応が確保できるようになった |
| 8. その他 [(具体的に)] |

問21 社内の不正発見の端緒として多いものは何ですか。(3つ以内で○印)

- | |
|---|
| 1. 従業員等からの内部通報 (通報窓口や管理職等への通報) |
| 2. 取引先、一般ユーザーからの情報 |
| 3. 内部監査 (組織内部の監査部門による監査) |
| 4. 外部監査 (監査法人等の外部機関による監査) |
| 5. 職制ルート (上司による日常的な業務のチェック、従業員からの業務報告等) |
| 6. 従業員を対象にした職場のコンプライアンスの状況等に係るアンケート調査等 |
| 7. 偶然 |
| 8. 行政機関による調査 |
| 9. その他 [(具体的に)] |

次に、取引先(サプライヤー等)における内部通報制度の整備・運用の状況等についてお聞きます。
※貴社の取引先が、実効性の高い内部通報制度を整備・運用していることは、当該取引先に起因する不祥事等発生のリスクの低減につながり、自社のレピュテーション(消費者、株主・投資家、債権者、従業員、地域社会、行政機関等のステークホルダーからの評価)の維持・向上にも寄与すると考えられます。

問22 他の条件が同じである場合、実効性が高い内部通報制度を整備・運用している事業者(不祥事への高い耐性を有する事業者)との取引を選択したいと思いますか。(1つだけ○印)

- | | |
|---------------------|---|
| 1. 思う | |
| 2. 思わない [(理由を具体的に)] |] |

問22-1 取引先の選定(例:CSR 調達等)にあたって、当該取引先の内部通報制度の整備・運用の状況を考慮していますか。(1つだけ○印)

- | | |
|---------------------------------------|---|
| 1. 十分に考慮している | |
| 2. ある程度は考慮している | |
| 3. 現在は考慮していないが、将来的に考慮することを検討している | |
| 4. 全く考慮しておらず、今後も考慮する予定は無い [(理由を具体的に)] |] |

問22-2 契約の締結、入札への参加、投資・融資を受ける際等に、取引先や行政機関等から、貴社の内部通報制度の整備・運用の状況について問われたことはありますか。(1つだけ○印)

- | | |
|-------|--|
| 1. ある | |
| 2. ない | |

問23 公益通報者保護制度の実効性を向上させるために、どのような措置が必要だと思いますか。
(3つ以内で○印)

(参考)現在、消費者庁では、有識者検討会を開催し、法の見直しも含む、制度の実効性向上のための方策について検討しています。(検討会ウェブサイト: <http://www.caa.go.jp/planning/koueki/chosa-kenkyu/koujou.html>)

- | | |
|--|---|
| 1. 通報を理由とする解雇等の不利益取扱いから保護される通報者の範囲を、労働者だけでなく、退職者や役員等にも広げること | |
| 2. 犯罪行為以外の法律違反に関する通報をした者も保護されること | |
| 3. 法律違反には至らない危険な行為等に関する通報をした者も保護されること | |
| 4. 生命・身体・財産にかかわるような法律違反に限らず、あらゆる法律違反に関する通報をした者も保護されること | |
| 5. 職場への通報だけでなく、行政機関又は報道機関等の事業者外部への通報を、より行いやすくすること | |
| 6. 通報者氏名・所属等の秘密保持が徹底され、通報者の匿名性が確実に守られること | |
| 7. 公益通報者に対し不利益な取扱いをした事業者には、罰則や行政措置等の制裁が科されること | |
| 8. 通報者自身が通報内容である法令違反等に関与していた場合に、当該者が自主的に公益通報をした場合には、刑事責任や民事責任が減免されること | |
| 9. 公益通報者が、公益通報の内容を裏付けるために必要な範囲で勤務先から資料等を持ち出した場合には、当該持出し行為に係る刑事責任や民事責任が減免されること(窃盗や名誉毀損等の責任を問われないこと) | |
| 10. 不正の目的で通報をした者に対して、罰則や行政措置等の制裁が科されること | |
| 11. 有益な公益通報を行った者に対して、金銭的報奨が支払われること | |
| 12. 公益通報を受けた者(事業者、行政機関、報道機関、消費者団体等)が、適切に調査及び是正措置を行うこと | |
| 13. 従業員等から寄せられる内部通報に適切に対応し自浄作用を発揮するために必要な一定の体制が、各事業者に整備されること | |
| 14. 事業者の内部通報制度を適切に整備・運用するために必要な一定の知識等を有する担当が配置されること | |
| 15. 法の趣旨や内容を、経営幹部や従業員が十分に認識・理解していること | |
| 16. その他 [(具体的に)] |] |

問24 公益通報者保護制度の意義・重要性を社会経済全体に浸透させていくために、制度の運用面において政府・行政機関が強化すべき取組みは何だと思いますか。(3つまで○印)

1. 経営トップ自らが内部通報制度の意義を認識し、企業経営におけるメリットや組織の発展・存亡をも左右し得ること等について、全ての経営幹部・従業員に対して明確かつ継続的にメッセージを発信するよう経営トップに働きかけること
2. 内部通報制度を有効に活用している先進・優良事例を収集し、積極的に紹介すること
3. 公益通報者保護制度を踏まえて事業者が自主的に内部通報制度を適切に整備・運用していくための事業者向けガイドライン等を整備し、その周知・広報を強化すること
4. 内部通報制度をリスク管理等に積極的に活用し、安全・安心な製品・サービスを提供する事業者が、社会経済やステークホルダーから高く評価されるための仕組みの整備（認証制度の創設や公共調達における有利な取扱い等）を行うこと
5. 国・地方の行政機関が自らに寄せられた事業者内部からの通報に対して適切に対応すること
6. その他〔(具体的に) 〕

→問Aへお進みください。

●貴社についてお伺いします。

問A 貴社の従業員数(パート、非常勤職員等も含む)。(1つだけ○印)

- | | | |
|-----------|---------------|-----------------|
| 1. 5人以下 | 4. 51～100人 | 7. 1,001～3,000人 |
| 2. 6～20人 | 5. 101～300人 | 8. 3,001～5,000人 |
| 3. 21～50人 | 6. 301～1,000人 | 9. 5,000人超 |

問B 貴社の業種。(1つだけ○印)

- | | | |
|-------------------|------------------|---------------------|
| 1. 農林・漁業・鉱業 | 8. 卸売業 | 15. 教育・学習支援業(学校も含む) |
| 2. 建設業 | 9. 小売業 | 16. 複合サービス業 |
| 3. 製造業 | 10. 金融・保険業 | 17. 旅行業 |
| 4. 電気・ガス・熱供給・水道業 | 11. 不動産業 | 18. その他サービス業 |
| 5. 情報通信業(放送業除く) | 12. 飲食業 | 19. その他〔(具体的に) 〕 |
| 6. 情報サービス業(放送業含む) | 13. 宿泊業 | |
| 7. 運輸業 | 14. 医療・福祉(病院も含む) | |

問C 貴社の資本金。(1つだけ○印)

- | | |
|----------------------|----------------|
| 1. 500万円以下 | 5. 5,000万超～1億円 |
| 2. 500万超～1,000万円以下 | 6. 1億円超～3億円 |
| 3. 1,000万超～3,000万円以下 | 7. 3億円超 |
| 4. 3,000万超～5,000万以下 | |

問D 貴社は会社法上の「大会社(資本金5億円以上または負債総額 200 億円以上)」に該当しますか。(1つだけ○印)

- | | |
|---------|----------|
| 1. 該当する | 2. 該当しない |
|---------|----------|

問E 貴社は上場企業ですか。(1つだけ○印)

- | | |
|-----------|------------|
| 1. 上場している | 2. 上場していない |
|-----------|------------|

問F 貴社の本社所在地の都道府県名を記載ください。

[] (例:「北海道」、「東京都」、「大阪府」等)

問G 以上の御回答内容に関しまして、正確な調査を行うため(データクリーニング等)、一般社団法人新情報センターから問合せをさせていただく場合がございますので、差支えがなければ、貴社名、御担当者名、連絡方法(メール、電話、FAX のいずれか)の御記入をお願いいたします。当欄に記入いただいた内容は同センター限りで厳重に取り扱い、消費者庁を始めとする他所に開示することはありません。

貴社名	
御所属部署	
御担当者名	
メールアドレス	@
電話／FAX	
御住所	〒 —